



塔 2010年

塔を上空から見た絵です。想像して描いたと思われます。現場主義を貫いている作者の絵としては例外的な作品です。

第36回

古典から超モダンへワープした きしのただたか 岸野忠孝さん

水墨画家の岸野忠孝さんは現場主義というのを貫いていて、山を描くにしろ草花や木を描くにしろ、仏像や五重塔を描くにしろ、実物を目の前にして描いています。油絵であればモチーフが見える所にイーゼルを立てて絵を描いている光景はよく見かけますが、空の下で和紙を広げて墨の絵を描いてる描いている人を見かけることはめったにないことです。

制作場所は主として岸野さんが住んでい やましろのくに る京都府の南方、昔は山城国と呼ばれた奈良県寄りのあたりから奈良市周辺で、家から自転車 やましろのくに で移動できる範囲が「テリトリー」ということでしょうか。しかしそのテリトリーは古代日本の中心地域であったのですから、水墨画のモチーフは無尽蔵に散らばっているとと言えるでしょう。

岸野さんの絵には古きよき時代の水墨画の香りが漂っています。現代の水墨画が失ってしまったものを岸野さんは堅持しています。しかしそれは古典の二番煎じのようにではなく、むしろ「超モダン」への展開を示して観る人を惹きつけます。「モダン」ということを潜り抜けての「古典の参照」、そして古典から超モダンへのワープに挑んでいます。

古きよき時代(中国の宋の時代から日本の江戸時代まで)の水墨画の中に山水画というジャンルがあります。仏教の高僧が深山の中へと分け入っているところを描いたような絵ですが、宋の時代の水墨画などは自然の気高さと奥深さの印象が強くアピールしてきます。

「胸中山水」という言葉があります。部屋の中に山水の軸をかけて、それを見ながら胸中

に深山の無限空間を宿す、あるいは自然の懐深く分け入っていく幻想を愉しむわけです。ですから、そういう幻想を掻きたてる、自然空間の広大さとか奥行きとかを表すことに昔の水墨画家は心血を注いできたと見る事ができます。そのための描法とか創作哲学のようなものを、岸野さんは中国・朝鮮・日本の水墨画の伝統を踏破して吸収してきました。

今年は3D元年とかで、映画やテレビ画面を立体的に見ることがブームになっているようです。しかし古きよき時代の水墨画を見ていると、3Dなどというものが子供だましにしか見えず、私などはまったく興味が持てないでいます。それよりは岸野さんの絵を見ていた方が、よほど3次元的イリュージョンをサプライズさせてもらえます。

岸野さんの画業はすでに50年を超えています。今でも自転車をこいで絵を描きに出かけているそうですが、足や目が若いときのようにはいかないようです。特に画家にとって大切な視力がだいぶ弱まってきているとのこと。この秋に奈良市で個展を開いたので拝見しに行きましたところ、1mぐらいの距離でも私の顔がぼんやりとしか見えず、声を聞いて判断していると言っていました。そんな状態でも現場主義は貫いているとのこと。

輪郭がぼんやりとしか見えない目でもものの形を捉えようと苦闘されている様子がうかがえる一方で、岸野さんが描くのはもはや単純にものの形ではないように私には感じられました。むしろ「存在の気配」が「形」の世界を包み込んでいるような印象を受けた新作群でした。

ものの「気配」が「形」を包み込んでいる

(制作・かたち21 <http://katachi21.com>)

土地家屋調査士 CONTENTS

NO. 646
2010 November



表紙写真
「同行二人」

第25回写真コンクール連合会長賞
山本 隆博●香川会

美の工房 工芸評論家●笹山 央

03 登記の事務・権限等の見直し論議についての意見
日本土地家屋調査士会連合会

07 G空間EXPO
“いつ・どこ情報”で暮らしが変わる、未来を創る

13 平成の「伊能忠敬」たち～地図が蘇る～
第6回 地籍調査の現場から～三重県の取り組み
三重県土地家屋調査士会 中村 豪

18 完全復元伊能図全国巡回フロア展 in 奈良開催報告

20 関西初の開催！
『完全復元伊能図 全国巡回フロア展 in 加古川』

22 認証取得までの経過報告／宮城会

25 兵庫会 平成22年度第2回業務研修会

28 表示登記制度創設50年記念 土地家屋調査士制度制定60周年記念
福島会主催

市民公開講座

30 香川大学寄附講座報告

32 「土地の日フェア2010」シンポジウム開催

35 日米ADRシンポジウム
日本における良きADRの実現と飛躍的普及をめざして
一日米ADRの現状から学ぶ

38 第1回オンライン登記申請促進組織ブロック全体会議報告

39 土地家屋調査士法第3条第2項第2号の規定に基づく認定発表

44 広報最前線／新潟会

46 事務局紹介Vol.18
和歌山会／青森会

48 LOOK NOW
速報 土地家屋調査士制度制定60周年・表示登記制度創設50年記念事業

地籍シンポジウム2010／土地家屋調査士全国大会 in Tokyo

49 速報 表示登記制度創設50年・土地家屋調査士制度制定60周年記念事業
全国一斉表示登記無料相談会

50 会長レポート

55 土地家屋調査士名簿の登録関係

56 会務日誌

57 ちょうさし俳壇

58 公嘱協会情報 Vol.86

59 ネットワーク50
岡山会

60 土地家屋調査士新人研修開催公告
近畿ブロック・四国ブロック・北海道ブロック

61 会員の広場を利活用ください

62 土地家屋調査士制度制定60周年記念事業
各土地家屋調査士会イベント予告

62 編集後記

巻末付録 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局
土地家屋調査士電子証明書の発行等に係る手続について

登記の事務・権限等の 見直し論議についての意見

日本土地家屋調査士会連合会

本年6月22日に閣議決定された「地域主権戦略大綱」では、新しい時代に相応しい「国のかたち」が示され、「住民に身近な行政は、地域住民が、自らの判断と責任において、地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」を推進するとされ、この改革の理念の根底をなす、「依存と分配」の仕組みから「自立と創造」の仕組みに転換を図るとされている点については、日本土地家屋調査士会連合会も、その趣旨を十分に理解するものである。

しかしながら、この議論において、法務局・地方法務局(以下「法務局等」という。)を「国の出先機関」と位置付けた上で、法務局等の行っている「登記」等の事務までもが、見直しの対象とされている。

当連合会は、法務局等は、国の機関である「登記官」が、独立して事務を行っている国の機関そのものであり、そこで行っている事務は、同大綱にいう「地方と国における依存と分配の構造」にあてはまるものではないと考える。

法務局等の行う事務が、中立・公正性の高い行政効果を産むことができる仕組でなければ機能しないこと、同時に、登記手続の信頼の上に国民生活の安心と安全が築かれていることを再確認すべきであると考えます。

わが国は、災害大国でもあり、有事の際の危機管理を考慮した事務処理体制や、登記事務の特性を確保するためのセキュリティ面、あるいは、高度な情報・電子化社会への対応の視点に立てば、登記事務は、国が自ら主体的に行うべき事務であることは、誰もが、認めるところである。

また、当連合会は、同大綱に示す「事務・権限の特性や規模、行政運営の効率性・経済性等」のうち、事務権限の特性に関して考察すれば、登記事件の処理にあたっては、膨大な数の法律とあらゆる分野に関する諸法令の立法、改正、廃止等が関係するところから、当該事務に携わる者につき、継続的かつ高度な研修が不可欠であることから、登記事務の専門職の研修・教育は、国が一元的・体系的に、間断なく実施することがもっとも効率的で、合理的であると考えます。

登記事務は、明治以来、国が一元的に行ってきた事務であり、一部の地方自治体への移譲は、新たな二重行政を生み出すことを意味する。すでに、二重行政の弊害については、多くの問題点が指摘されているところであり、上記に例示した視点等を踏まえ、当連合会は、日本弁護士連合会や日本司法書士会連合会とともに、「法務局等の行う事務・権限等が地方に移管されること」については、強く反対の意を表明する。

土地建物の調査・測量・登記申請手続及び審査請求の手続並びに筆界特定制度等において、土地家屋調査士は、単に依頼者の一方的な求めに応じるのではなく、当該登記手続の法的な適格性や登記制度の求める厳格な手続き・判断の必要性についても、依頼者及び多くの関係者に説明するなど、登記手続の円滑化に資するよう努めてきたと自負している。

真に、登記事務が、有効に機能するため、国は資格者代理人制度を制定しているものであり、当連合会においては、資格者としての継続的な研修を実施

するなど、会員の業務改善や品位の向上に努めているところである。

最後に、昭和46年当時に全国で1769か所に設け

られていた登記所が、平成22年現在では、456庁にまで縮減され、法務局が、行政の効率化及び公務員数の縮減に取り組んでいることは素直に評価すべきであるとする。

不動産登記は、あなたの財産を守ります。



街も村も
島々も

国土・領土の適正管理

これまで、登記事務は、二重行政で行われていません。地方に移管すれば、新たな二重行政を創ることになります

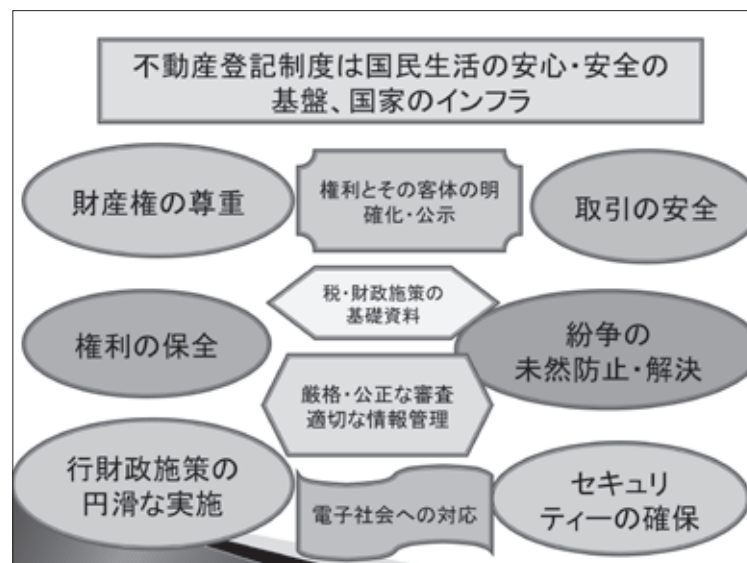
事務権限の見直しには、冷静で、より慎重な議論と検証が必要です。

取引の安全・安心生活



国民の財産の保護

日本土地家屋調査士会連合会
平成22年11月



国の直轄事務であることの効果

- ▶ 統一した基準による迅速・適切な事務処理
(個別事案として判断を要する事例も多い)
- ▶ 専門職の効率的かつ計画的な人材育成
- ▶ 夥しい量に上る関連法改正への適切な対応が可能
- ▶ 効率的かつ機動的な事務処理体制
- ▶ 登記所の数: 昭和46年1769か所⇒平成22年456か所
- ▶ システムの一括した運用管理
- ▶ 高度な国策や有事の場合に適切・迅速に対応できる
- ▶ 高度情報化社会へ対応する事務処理体制の確保
登記情報記録の全てにおいての電子化への移行
(オンラインによる登記情報への即時アクセス)

仮に地方ごとに登記事務を取り扱うとした場合の課題

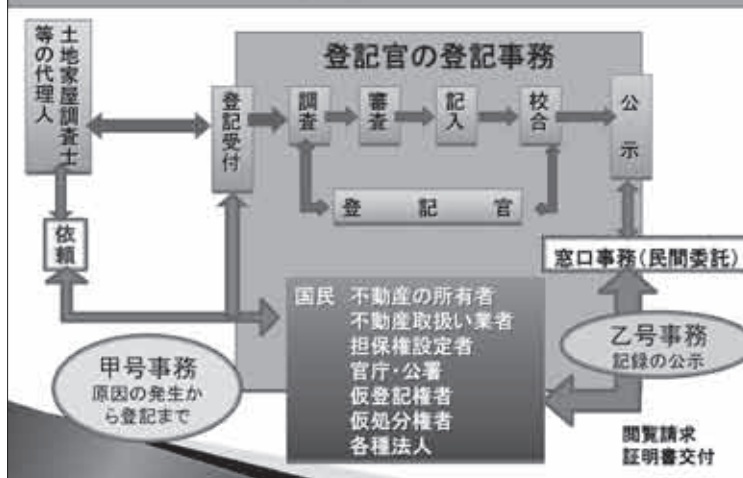
事務処理量の調整が困難で、絶えず一定の職員を確保しておく必要がある⇒職員数が過剰になる恐れ。

専門職の人材養成システムの非効率になる恐れ。

組織・システムの維持経費が膨大になる恐れ。

審査事務に於いては難度の高い判断を要する事案⇒登記事務の遅延要因⇒権利の保護、金融・経済活動への悪影響

不動産登記事務のフローチャート



土地家屋調査士会の役割

▶ 住民サービスの低下の防止と利便性の確保・会員指導

土地家屋調査士会は、法務局等に対し、登記事務処理の改善に関する要望活動を日常的に行かない、事務処理の集約化(登記所の統廃合)によって発生する住民サービスの低下に関する不安を緩和してきた。そのため必要な会員への指導連絡を法律上の事務として一元的に実施。

▶ 登記情報の多方面への活用の提案

個人情報保護に配慮して登記申請等にかかわる情報の適正な管理と並行して、公共的側面を持つ情報についての有効活用に関する提案を行っている。

G空間EXPO

“いつ・どこ情報”で暮らしが変わる、未来を創る

開会式典の報告

日本土地家屋調査士会連合会 広報部

残暑の残る平成22年9月19日(日)～21日(火)の3日間にわたり、パシフィコ横浜において産・学・官の三者が協同で位置と時間による“いつ・どこ情報”がどのように作られ、また、生活や産業のさまざまな場面でのように使われているかをテーマに、見て、触れて、体感するイベントが開催されました。3日間の来場者数は36,819名(延入場者数)とG空間の描く未来に興味を持った多くの方が来場されました。

日本土地家屋調査士会連合会はG空間EXPO実行委員会に「産業界」の構成員として参画しており、ブース展示、講演、シンポジウムなどを行い、多くの方にご来場いただきました。

ここでは19日(日)に行われた開会式の模様を報告いたします。

G空間社会の幕開け —講演と音楽のひととき—

開会式典会場はメイン会場であるパシフィコ横浜の近くにある、「横浜みなとみらいホール」の小ホールにて行われた。式典は午前11時から開始されました。

はじめに司会者から来賓の方々との紹介があり、開催にあたり、G空間EXPO実行委員会を代表して政府側より内閣官房副長官補の佐々木豊成殿から挨拶があり、各来賓の方々から順番に挨拶がありました。

来賓の方々

- ・開催地 横浜市代表：横浜市副市長 小松崎隆氏
- ・G空間EXPOを主催する実行委員会
産業界代表：社団法人日本測量協会
会長 村井俊治氏
- 学 界 代 表：一般社団法人地理情報システム学会
副会長 浅見泰司氏
- 政 府 代 表：内閣官房 内閣官房副長官補
佐々木豊成氏
- 国土交通省 国土計画局長
中島正弘氏
- 国土交通省 国土地理院長
小牧和雄氏

G空間社会の実現に向けて、3年前の平成19年、国会の場で民主党、自民党、公明党が共同提出いたしました「地理空間情報活用推進基本法」が成立いたしました。政府においては平成20年、これを推進するための基本計画を閣議決定し、政府を挙げて産・学・官の関係者とも連携しながら関係施策に取り組んでいるところでございます。

先般、9月11日には皆様の携帯電話やカーナビなどでおなじみのGPSを補完、補強して高度な衛星測位サービスの提供を可能とする準天頂衛星の初号機「みちびき」が無事打ち上げられました。本年は地理空間情報の発展にとっては画期的な年であり、新たなステージへ至ることになります。また、今年の7月には地理空間情報について政府を挙げた取り組みを一層推進する観点から、政府の推進会議の機能を強化いたしました。そして、今月1日にはこの推進会議で地理空間情報の流通、提供を促進する上で明確にすべき個人情報保護の取り扱いや2次利用の促進に関するガイドラインを決定するなど取り組みを進めております。



佐々木豊成氏

「G空間EXPO」ではGISや測位技術などを用いた地理空間情報の構築と利用に係わる産業界、学界、国、地方公共団体の関係者が一堂に会し、さらに幅広い方々に多数のご来場をいただくことにより、G空間社会の実現と関連産業の発展に大きく寄与するものと確信いたしております。「G空間EXPO」の開催を通じて地理空間情報の活用場面が広がり、その高度情報を流すことによりG空間社会の実現への大きな一歩となることを期待しております。



小松崎隆氏

今回のテーマが「G空間EXPO」ということでございますけれども、私個人的には正直言ってその拠所となる、技術的なことは皆目分かりませんが、横浜市もいわゆる都市計画の分野ではかなり早くからGISの活用をしております。特に、今

月からは地図上の任意のエリアで様々な統計情報を特別なソフトを使わずに集計したり、表示したりすることができるといった市民向けのサービスの提供を始めたところでございます。今後の課題として、待機児童の問題とか高齢者の方々の問題などの解決に向けた政策づくりの面で役立つことを期待しています。

先ほど、会場の中を拝見いたしました。今回のG空間EXPOでは難しい話だけではなく、非常に楽しく、市民の方にも分かり易い展示がたくさんあるようでございます。3日間のイベントが成功のうちに終わることを祈念いたします。

位置情報を自由に使える社会、すなわち、G空間社会がもうすぐそこまで来ていると思っています。それではそのような技術で何ができるか、あるいはその背後に複数に絡み合った膨大な技術開発がある訳ですが、そのようなものの一端を垣間見ることがこのG空間EXPOの重要なテーマではな



浅見泰司氏

いかと考えております。

G空間EXPOによって多くの方々が「G空間社会」というものを体得、ないしは体験していただき、できれば、「こういったことができるようになってほしいのだが」、「なんで、このようなことができないのか」といった要望を是非、関係の皆様にお伝えいただければと考えています。



村井俊治氏

現在、世界には15億人の子供がいるといわれています。100ドルのコンピュータをこの子供たちに利用してもらうおもしろい計画があるようです。そのコンピュータに地図の情報、つまり、GISシステムを入れて子供たちが自分たちの先祖が

どのような社会で生きてきたか、現在、自分たちがどのような社会に生きているか、これから自分たちはどのような社会になることを期待し得るであろうかを予測する時空間的な情報に子供たちが触れることを基本とした国際的な合意が進められていると聞いています。

子供達には「G空間社会」を見て、楽しむだけではなく、担い手になってほしいと考えています。

記念講演

**生涯現役ラードライバー篠塚建次郎氏が語る
～ラードライバーからみた“いつ・どこ”情報の大切さ～**

講演の中で、ラリー競技はドライバーの運転能力が優れていなければならないのは無論ですが、助手席でルートマップを読み、ドライバーをより早くゴールへと導くナビゲーターの能力も重要であることが篠塚氏から述べられ、ドライバーにスポットが当てられがちであるが、位置情報を読むナビゲーターの役割が重要であることが分かった。

ラリーは主催者側から指定されたコース図に従って走行し、数か所のチェックポイントでの通過確認とタイムを計測し、ゴール地までの合計タイムのスピードを競うものであり、有名な“パリ～ダカ”は前日に翌日走るルートマップを渡されるため、下調べなしの走行であることから、高度なナビゲーション能力、地図を読む能力はレースの結果に大きく影響

する必要不可欠なものであり、篠塚氏の「GPS情報と地図情報を素早く判断して、今いる位置、これから向かう位置との関係から進むべきコースを判断する。」との話を聞き、いつも何気なく使っているカーナビも違ったものを感じました。

篠塚氏はラリードライバーとして、“パリ〜ダカ”をはじめ世界ラリー選手権等々あらゆるタイプのラリー競技に参戦されており、また、最近行われたオーストラリアでの世界最大のソーラーカーレースに母校東海大学チームで参戦し、強豪を抑えて総合優勝されたのは記憶に新しいところです。

実際に位置情報をどのように活用するかでレースの成果、ひいては生命にかかわる厳しいラリーの世界にいる篠塚氏の講演は情報の活用について考えさせられるものでありました。

記念演奏会

東京ジュニアオーケストラソサエティ

東京ジュニアオーケストラソサエティとは本物の音楽教育を通して、より多くの子ども達に健全な精神育成の場を提供するため、1996年4月、NHK交

響楽団第一コンサートマスター篠崎史紀氏の呼びかけにより楽団員を募集し、設立され、講師を務めるのは日本を代表するプロオーケストラの演奏家たちである。彼らの熱意と友愛精神に支えられ、小学生から大学生までの幅広い年齢の楽団員がレッスンや演奏を通して、相互の親密なコミュニケーションから生まれる「インタープレイ」による真のアンサンブル精神を学び、豊かな感性を養う、子供達が主役のオーケストラです。

《演目》

1. 弦楽アンサンブル

モーツァルト/ディベルティメント kv.138

2. ホルン四重奏

ウェーバー/ホルン四重奏曲 第1番[アダージョ〜マルカート]

3. 木管五重奏

イベール/『3つの小品』より「Ⅰ」、「Ⅲ」

4. トロンボーン三重奏

チャイコフスキー/『くるみ割り人形』より「行進曲」、「花のワルツ」

ホルスト/『惑星』よりジュピター

土地家屋調査士制度制定60周年記念事業

G空間EXPO 日本土地家屋調査士会連合会シンポジウム

藻谷浩介氏講演 市民生活から見た土地の境界 ～県境の引かれ方から考える～

日本土地家屋調査士会連合会 広報部

日本土地家屋調査士会連合会(以下「日調連」という。)は土地家屋調査士制度制定60周年記念事業の一環として、G空間EXPOの実行委員会に参画するとともにブース展示や講演、パネルディスカッションを開催しました。

平成22年9月20日(月・祝)藻谷浩介氏を講師に迎え、「市民生活から見た土地の境界」をテーマとした講演会の報告いたします。

土地の境界は位置の特定のための測量精度のみならず、その土地に暮らす人々との営みや地域の慣習等を踏まえ、土地制度の沿革や郷土誌を詳しく把握することが必要であることから、土地の境界を考える上で必要な視点について講演をいただきました。



藻谷浩介氏

講師紹介

1964年山口県生まれ。東京大学法学部卒業、米国コロンビア大学ビジネススクール修了(MBA(経営学修士号))。現在、(株)日本政策投資銀行 地域振興グループ 地域支援班 参事役、NPO法人コンパス地域経営支援ネットワーク 理事長(無報酬)

市町村の「平成の大合併」前の3,200市町村の99.9%を巡歴し、地形・交通・産業・人口動態・通勤通学動態・郷土誌等を詳細に把握している。NHK歴史番組「知る楽 歴史は眠らない」の「県境を行く」の語り手を務めた。

著書に、デフレの正体 経済は「人口の波」で動く(角川書店)、『実測! ニッポンの地域力』(日本経済新聞出版社)などがある。

講演の内容

- ①秋田県と青森県の県境にある十和田湖に関する境界線の事例
- ②県境がいつ決まったのか
- ③旧国界を決めた基準は何か
- ④旧国界、県境を動かした政治判断
- ⑤市民生活から見た境界の修正
- ⑥日本人口の過去とこれから
- ⑦これからの不動産価値の決まり方について

以上について、地図を参照しながら事例を交えての講演が進められた。

①秋田県と青森県の県境にある十和田湖に関する境界線の事例

全国に「県境」が決められたのは、明治維新によってつくられた明治政府が強力な中央集権国家建設のために明治4年に行われた廃藩置県によるものです。このとき、東北の地にも県境が定められ、青森県と秋田県が誕生しました。しかし、新たに誕生した両県の境にある十和田湖にはこのとき、境界線が定められませんでした。同じような事例は富士山山頂をはじめ、全国至るところに存在します。

十和田湖の県境問題は2008年10月14日、十和田市と秋田県小坂町に境界決定書を交付したことで明治4年の廃藩置県から実に140年近くの歴史を経て、未画定だった十和田湖の県境が事実上決まりました。

この問題はある「もの」がきっかけで発生しました。現在では十和田湖の特産品になっている「ヒメマス」がきっかけで明治35年、境界線に係わる騒動が起きました。藻谷氏は、講演の中で「経済が発生すると、そこに境界問題が発生する。通常は山村、荒地を開拓して水田等が作られる。人が集まり集落が発生するとともに経済が発達し、その結果、どこまでが支配の及ぶ範囲かが大きな問題になる。」と述べられました。

十和田湖の事例では「ヒメマス」を通じて青森、秋田の人々が一緒になって苦労され、十和田湖の特産品として観光資源にまで育て上げた結果、十和田湖の自然環境を守ることの重要性が共通認識として芽生えたことによって、良い方向で問題が解決された事例として紹介されました。

②県境がいつ決まったのか

① 飛鳥～平安朝が大まかに決めた旧国界

→66の国が(穀倉地帯の平野部を中心に曖昧に)

定められました。

② 太閤検地～江戸時代の旧国界の精緻化

→沼沢地・山間地の開拓に伴い曖昧だった国界の確定が進むが、①・②を踏まえた明治政府の政策判断によって、基本的に旧国界によって66国+琉球国／300諸藩を最終的に47都道府県に統合されました。(一部旧国界を無視して、線引きされる。)しかし、この方法では問題が至るところで発生したことから、生活実態に合わせた集落や自治体の県間移籍、深山や池沼部を中心に住民意思による境界線の引き直しが行われ、徐々にではあるが、未画定部分が散発的ではあるが、画定していきました。

③旧国界を決めた基準は何か

旧国界の原則①：水系で分ける(分水嶺を境とする)

→水田農耕民から見れば最もしっくりくる考え方だが、現実には分水嶺で明確に生活圏が分かれていないので、様々な問題が発生します。

旧国界の原則②：開拓者の出身や性格で分ける

そこを開拓し居住する氏族の違いにより旧国界となった事例が多く、一例として歴史の中に埋没したが、加茂族などは「加茂郡」として現在にその名前を残しています。さらに国名として存続したものとして徳島地方を「阿波の国」と呼びますが、これは五穀の一つ「粟」が良く取れることから来ています。五穀がもとになっている国名としては「吉備(黍)の国」として現在の岡山地方、「コメの国」として現在の久米島などがあります。

「アワの国」については柳田邦男が指摘しています「海の手」の中で、黒潮に沿った沖縄本島の北の端(安房)から、土佐、徳島、紀伊半島、房総半島の一部があります。

また、江戸時代の村境・藩境の画定の際にも開拓者の出身地が重視され、水系の違う峠の向こうに領

域が伸びる事例がいくつもあるが、一例として奥多摩地方にある「小菅村」があります。ここには山梨県側から直接行く道がありません。小菅村は大菩薩峠を歩いて越えてきた人たちによって開拓された村で多摩川の下流域から上がってきた人たちではありません。このように開拓者の出身地によって国境が決められる例が全国に多くあります。

さらに全国各地の自治体飛び地の多くも土地の所有関係が原因のところも多数存在しています。一例として、京都府と奈良県の県境にある広岡町周辺地域はおそらく、荘園の関係かと思われるのですが、非常に入り組んだ形をしています。

修正①同じ水系を交通の難所(峡谷)で区切る

ある川の水系が広すぎる場合や交通の難所で国を分断する場合があります。水系が広すぎる例としては利根川のように関東平野を一つの国とすることには無理があります。また、交通の難所で国を分けた例としては昔の土木技術では道路や橋を通せなかったような場所があります。現在、「龍馬伝」で有名な四国の土佐藩(高知県)があります。藩主の山内容堂が江戸、京都にいたかと思えば、地元の土佐に帰っている場面がいくつもありますが、当時の土佐藩の参勤交代は命がけの事業であったようです。

海路で江戸に行く場合は室戸岬を經由して航海するのですが、ここには黒潮の本流が流れているため、難破した場合にはとんでもないところに流されてしまいます。陸路については現在、高速道路で30分位の道のりを標高が1,000メートルを超える尾根道を大名行列が1週間かけて瀬戸内に抜けたそうです。

修正②同じ水系を大きな川で区切る

同じ水系の平野が広すぎる場合に分かりやすい川で国を分断するのですが、これは後々、問題を招きます。関東平野の例では武蔵の国と相模の国を分けていた境川という川があります。当時は、何もない原野を流れていた小川だったので何の問題もありませんでしたが、現在では東京と神奈川の県境となっており、町田市と相模原市のように大発展した状況では全く現状とそぐわないことが起きています。これは河川の流れが、時代によって変化するが、境界については変更しなかったため、現在では川がないところが境界となっているために起こることです。(町田駅の南にあるヨドバシカメラの中を県境が走っています。)その他の例では群馬県太田市と栃木県足利市の境界が有名です。

④旧国界、県境を動かした政治判断

朝廷の分割統治：有力氏族支配地を境界で分断

大和朝廷が有力氏族の支配地をわざと発展しないように分割統治させたのですが、これは藻谷氏の自論として断りがあったが、○前/○中/○後、上○/下○というような国名の多くがこのパターンであり、多くの場合、相続争いによって分割が発生しました。これが、戦国時代であれば、戦になり、奈良時代では朝廷から分割案が示されたようです。

また、経済的に発展を阻害することから、多くは県境には採用されなかったが、上野/下野、武蔵/相模、備中/備後などが今も残り、そこでは県境を越えた通勤通学流動が大きく、周辺の一体的開発といった観点からは大きな支障になっています。

明治政府の政治判断：重点開発地域を設置

明治政府の要人であった大久保利通により、海外へ向けた開港場として神戸港を整備する必要がありました。しかし、当時の徴税システムではいったん中央で集めたものを地方へ配分するようになっていなかったため、整備資金徴収のために兵庫県を設置して地元で必要な資金を工面しました。ただ、神戸といった都市を創設したことにより、関西文化圏にある種の個性が生まれ、関西全体に活気がみなぎる結果となりました。

西に神戸があれば、当然、東には横浜の存在があります。横浜は外国人居留地として、当時何もなかった横浜村から半径30 km以内を神奈川県に統合しました。無理に県境を定めたことから、境界を越えての通勤・通学が大変多いようです。

東京については当初、中心部のみで計画されていたのですが、武蔵国の南端を東京府として切り分け、下総国の一部も統合しました。理由としては神戸港の開発と同じように開発資金(税金)を用意するためだったと考えられます。

横浜、神戸などのほか、津港の整備を念頭に伊勢・伊賀・紀州東端を三重県に統合した事例が紹介されました。

筑豊炭田開発を念頭に開発が進められた域があり、筑前・筑後・豊前北半を福岡県に統合するが、地域性、商慣習等の違いによりここでも一体的開発が困難となっています。

⑤市民生活から見た境界の修正

「信仰の山」を巡る県境争い

2つ以上の旧国の住民から信仰され、登山口も複数ある山の山頂の神社をどの県に属させるかは住民

にとって重要な問題であり、熱心に運動をした自治体が最終的には所有権を得ているようです。その一例として新潟県、福島県、山形県にまたがる飯豊山を挙げられ、登山口は福島県にあるが、山頂の神社等は福島の人間が管理していることから、わずか幅10メートルですが細長い境界があります。これは他県が山形県に張り出している事例で、逆に山形県がはみ出している事例として、鳥海山の周辺を上げられました。

河川流路変更(直線化)による県境と実態の乖離

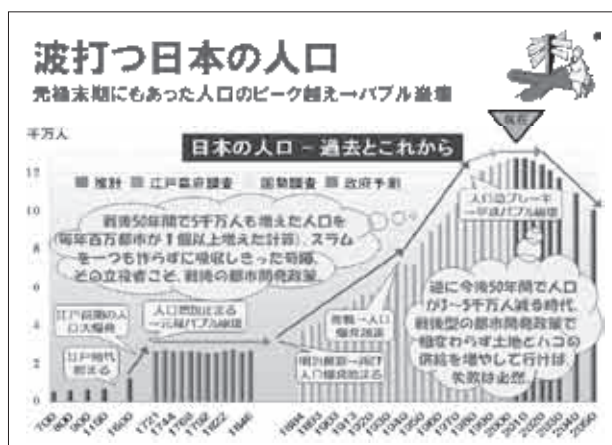
明治以降に進んだ大規模な治水工事で、直行するようになった河川が旧河道に沿って曲折する県境を分断する事例が多数存在する。一例としては、茨城県五霞町がある。ここは、利根川を挟んで茨城県の対岸埼玉県に位置している。埼玉県幸手市と合併するのが合理的であるが、茨城県のままなので利根川をまたいでライフラインを設置しなければならないといった不合理が行われています。

同じ生活圏内を県境が分断するケースの修正

交通路整備に伴う都市圏域の拡大で、生活圏の中心が他県の市となってしまった近郊農山村の県境を越えた移管の例として、現在の岐阜県中津川市の馬籠地区の例は有名です。当時の田中康夫 長野県知事の判断で馬籠は岐阜県に編入されたが、生活圏で見た場合、長野県より岐阜県とのつながりの方が強かったようです。

また、別の例では福岡県大牟田市と熊本県荒尾市の例があります。この地域では県境をまたいで三井三池炭鉱の町として栄えたため、市街地の真ん中を県境が貫いており、一体的な開発が行われていない典型的な都市です。

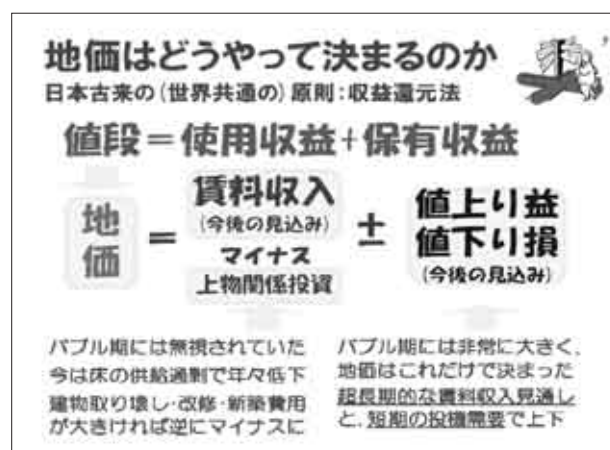
⑥日本人口の過去とこれから



(藻谷浩介氏 講演スライドから)

これまでは人口増加がベースとして経済が語られてきたが、今後は人口が減少することによる経済を考えなければなりません。土地については利用者が減少すれば希少価値が減少するので、今後は土地余り現象が発生することが予想されます。ものが余ることによって、そのものの価値が当然変化します。今後はどのようなものに価値が付けられ、価値がなくなってしまうのか、的確に判断しなければなりません。

⑦これからの不動産価値の決まり方について



(藻谷浩介氏 講演スライドから)

今後について、藻谷氏の予想は土地自体によほどの希少性がなければ、建物から切り離された「地価」は消滅するそうです。これは適切にメンテナンスされ、運用されお金を稼ぐ建物の底地にのみ値段がつくことを意味しています。

吉祥寺の評価が高く、住みたい町ランキングで上位に評価される理由は建物の容積率を制限して、供給過剰にならないようにコントロールできているからです。

今回の講演で藻谷氏からのメッセージとして、人口が減少していく中で都市開発では儲からなくなっています。私たちが地籍を明確にすることは土地の価値を向上させ、その土地を有効利用が可能になることであると受け取りました。

平成の「伊能忠敬」たち～地図が蘇る～

前は東京都における土地家屋調査士の地籍調査への取り組みをお伝えしました。今回も引き続き地籍調査への取り組みを紹介します。

連載第2回の前法務省民事局民事第二課前田補佐官のご寄稿にあるように登記所備付地図は全国で約680万枚あり、そのうち58%が不動産登記法第14条1項地図で、その87%は国調地籍図が占めています。登記所備付地図の最大の供給源は地籍調査ですが、地籍調査の進捗率は都市部では21%に留まっており、国土調査による14条1項地図の大部分は実は都市部以外の登記所にあるということになります。

さて、今回は三重県から、地方において地図の供給・整備を支えてきた土地家屋調査士の取り組みを紹介します。

第6回

地籍調査の現場から～三重県の取り組み

三重県土地家屋調査士会 中村 豪

三重県志摩市における地籍調査の取り組み

1. はじめに

平成12年から地籍調査促進方策の一環として地籍調査の外注化が本格的に導入されました。それに際し、国土交通省土地・水資源局国土調査課が地籍調査外注化実施マニュアルを作成しました。その導入部、一筆地調査を請け負う実行機関の要件の最初に土地家屋調査士が登場します。にもかかわらず、外注先の受注件数は測量会社に遠く及びません。私を含む三重県伊勢志摩の土地家屋調査士は平成15年度の旧阿児町時代からの7年間、志摩市から一筆地調査を受託しています。しかし、7年を経た今でも三重県においては唯一の受託地域であります。土地家屋調査士が地籍調査にかかわる機会が一向に増えてこないのが実情です。そこで、志摩市における地籍調査の取り組み方を簡単にご紹介しますので、今後の取り組みへの参考にしていただければ幸いです。

2. 地籍調査事業受託に至る経緯

私が三重県公共嘱託土地家屋調査士協会の理事をさせていただいていた平成14年当時、旧阿児町(現志摩市)は三重県でも数少ない地籍調査の実施継続地区の1つでした。その中でも昭和52年度から長年継続事業として地籍調査を行っていた当時の旧阿児町の取り組みは三重県でも他市町のお手本的な存在でした。そんな旧阿児町の地籍調査担当職員になんとか地籍調査を土地家屋調査士にお手伝いさせていただけないだろうかとお願したところ、「組織力のない土地家屋調査士には無理だろう。」

と最初はつま弾きでした。他にも受託形態や予算の問題。不動産登記のプロでも地籍調査は未経験の素人であること。実績のある測量業者ではなく、その素人の土地家屋調査士を選択する理由はなにか。土地家屋調査士なら上手くやれて、測量業者は上手くやれないと言えるのか?様々な問題提起がありました。旧阿児町へのアクションと同時に岐阜県公嘱協会が行っていた研修や和歌山県公嘱協会社員の行っている地籍調査業務の視察をさせていただきました。徐々に土地家屋調査士として地図行政に取り組みなければいけないという使命感がふつふつと沸いてきた当時の気持ちは今でも鮮明に覚えています。再々たる旧阿児町との打合せの結果、今まで町職員が直営で行っていた調査・立会業務を土地家屋調査士に、測量業務はそれまでどおり測量業者に発注する形式がベターではないかということで、一筆地調査(E工程)の受託に至ったのであります。

現在までの7年間で阿児町甲賀地区、阿児町立神地区、浜島町塩屋地区、浜島町浜島地区の4地区で12区域現地調査を終えています。(資料1参照)

3. 受託形式

先に述べたように志摩市では一筆地調査、いわゆるE工程(調査・立会工程)のみ土地家屋調査士協会に発注し、測量工程は測量会社に発注する分離発注形式をとっています。この形式は土地家屋調査士、測量士各々の得意分野の力量を遺憾なく発揮できる反面、発注行政側には大きな負担がかかります。一括発注や包括委託と比較すると、契約、打ち合わせ、管理、伝達すべてに二重三重の手間が行政側に発生します。行政側にもよりよい地図を作るという強い使命感があつてこそできる発注形態とあるだけ

資料1：現在まで行った実施区域の概要

年度	地区	面積	調査前筆数	調査後筆数	精度	従事者数		
		km ²	筆	筆		調査士	補助者	アルバイト
15	甲賀⑨	0.73	1085	688	甲3	8	2	2
15、16	立神①	0.64	1216	804	甲3	11	1	2
16、17	立神②	0.68	1106	811	甲3	11	1	2
16、17	大方②	0.19	612	417	甲3	11	1	2
17、18	立神③	0.60	952	573	甲3	11	1	2
17、18	浜島①	0.26	751	403	甲3	11	1	2
18、19	立神④	0.59	1163	737	甲3	14	1	2
18、19	浜島②	0.13	305	167	甲3	14	1	2
19、20	立神⑤	0.43	717	464	甲3	14	1	2
19、20	塩屋①	0.38	694	413	甲3	14	1	2
20、21	立神⑥	0.42	597	500	甲3	14	1	2
20、21	塩屋②	0.25	235	152	甲3	14	1	2
21	立神⑦	0.43	953		甲3			
21	浜島③	0.11	334		甲3			

に我々としても志摩市の土地家屋調査士への理解に非常に感謝しているところであります。

一筆地調査工程の流れとしては一地区につき、二年度にまたがって作業を進めています。初年度に調査素図・調査票の作成、次年度に地元説明会・現地調査という具合です。具体的には1月から公図・全部事項証明の取得に始まり年度末に調査素図・調査票を完成させます。次年度は例年6月(今年は予算編成の遅れで1月遅れ)に契約し、地元説明会通知・地元説明会・現地調査の通知・現地調査・成果作成の順で作業をすすめ、年度末に成果を提出します。現在、阿児町立神地区と浜島町浜島地区の2地区を時期をずらしながら1年で行っており、これにより1年度に4地区(2地区の調査素図・調査票の作成と2地区の地元説明会・現地調査)手がけています。(資料2参照)土地家屋調査士の担当工程だけでも1年度に4地区を手がけるということは、1地区3か年計画で準備から登記に至るまでかかるため、市担当職員は1年度に8地区も手がけていることとなります。(資料3参照)

4. 実施区域の特徴

現在、阿児町立神地区(11か年計画)、浜島町浜島地区(12か年計画)を行っていますが、両地区ともDID地区ではなく、農地村落地域が主であります。家屋が密集する地域も一部ありますが、主に農地や

山林です。田畑のほとんどは休耕されていて、現状はほぼ山林状態で、雑木や雑草を伐採すると、畑の溝とか田の畦が見えてくるような、立会いには伐採業務が欠かせない地域であります。(資料4参照)

そのようなことから、志摩市では現地調査へ入る前に地権者による境界の立ち入りを可能にするために伐採協力を依頼しています。これはなかなか地権者の理解がなければできません。この地域は同一地権者、もしくはその親族があちこちに複数土地を所有しています。多くの地権者は地籍調査を経験し、でき上がった地図の閲覧を済ませ、そのすばらしさを実感しますと、次年度から非常に協力的に調査に参加してくれます。隣接地域からも早く地籍調査を行ってほしいとの要望も上がり出します。その点、基本一区画一所有者である都市部と比べると地籍調査への理解度の浸透性は早いと思われます。

立神地区の公図は1/600の縮尺をもっており、比較的精度のよい地域であります。浜島地区の公図は非常に精度が低く、場所によっては8割以上の地番が記載されていなかったり、位置・形状が著しく異なる地域です。そのため、一日の調査範囲の設定は立神地区に比べ、浜島地区はおおよそ半分以下としなければならない、事前調査にも相当な時間が費やされるという現実があります。

資料2：平成21年度土地家屋調査士の工程表

業務実施計画

業務区分	施行場所	敷地面積 (km2)	実 施 計 画												摘 要
			6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
地元説明会通知	立神⑥地区	0.42													
日割り計画	立神⑥地区	0.42													
地元説明会	立神⑥地区	0.42													
現地調査の通知	立神⑥地区	0.42													
現地調査資料 作成・予習	立神⑥地区	0.42													
現地調査	立神⑥地区	0.42													
現地最終 チェック	立神⑥地区	0.42													
地元説明会通知	塩屋②地区	0.25													
日割り計画	塩屋②地区	0.25													
地元説明会	塩屋②地区	0.25													
現地調査の通知	塩屋②地区	0.25													
現地調査資料 作成・予習	塩屋②地区	0.25													
現地調査	塩屋②地区	0.25													
現地最終 チェック	塩屋②地区	0.25													
成果作成	立神⑥地区 塩屋②地区	0.42 0.25													
法務局調査	立神⑦地区 浜島③地区	0.43 0.11													
地番情報入力	立神⑦地区 浜島③地区	0.43 0.11													
調査素図作成	立神⑦地区 浜島③地区	0.43 0.11													

資料3：平成21年度志摩市地籍調査係りの工程表

平成21年度 地 籍 調 査 事 業 月 別 計 画 表(予定)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
一筆地調査 E1, E2 立神⑥ 立神⑦ 塩屋② 浜島③		立神⑥ 塩屋② E2工程	6/22 説明会通知 立神	8/7・8 説明会立神	8/17 立会通知立神⑥	9/24 一筆地調査立神⑥	10/16 一筆地調査立神⑥		11/8 杭入図及び現場 点検	1/8 E1工程	登録簿調査等 立神⑦、浜島③	
			6/15 事前調査								資料整理	
					8/15 説明会通知塩屋②	9/18 説明会塩屋②	10/5 立会通知塩屋②	11/16 一筆地調査塩屋②	12/4 一筆地調査塩屋②		杭入図及び現場 点検	
一筆地測量 C, D, F1 立神⑥ 塩屋②							C工程準備 10/初旬	C工程	D工程	F1測量	資料整理	
閲覧関係 F2, G, H 立神⑤ 塩屋①	立神⑤ 塩屋① データ整理		6/12 閲覧通知 塩屋① 閲覧期間(7/15 ～8/3)	7/7 閲覧通知 立神⑤ 閲覧期間(8/7～ 8/26)		*閲覧の法定 期間20日間						
認証関係 立神② 浜島①		浜島① 認証請求	模図作成	登記作業						立神② 認証請求	模図作成	登記作業

資料4：立神⑤地区全図(都市計画図)



5. 一筆地調査の人員構成

現在のメンバー構成は土地家屋調査士14名、補助者1名、アルバイト2名です。

その内訳は

総責任者としての土地家屋調査士1名(杭入図担当兼務)

現地調査担当土地家屋調査士2名×5班で10名

受付及び内業担当土地家屋調査士2名

立会い補助土地家屋調査士1名

補助者とアルバイトは公図のデジタル化及び調査図等の図面作成、調査票の基となる所有者情報の入力作業を行っています。

すべての作業方法をここで紹介するのは紙面の関係上無理なので、現地調査の方法を紹介させていただきます。上記のとおり5班編成で現地調査を行っていますが、地域の特質上、同一所有者があちこちに土地を所有しているため、細かく分かれて同時に作業することができません。つまり、一日一班での作業になります。立会いは週に月・火・木・金の4日間ですので、一班のローテーションは中7～8日で3～4現場の負担になります。一日の人員構

成は次のとおりです。

A：杭入図(資料5参照)担当土地家屋調査士1名

B：現地調査担当土地家屋調査士2名

C：受付担当土地家屋調査士1名

D：受付・立会い補助土地家屋調査士または補助者1名

以上の4～5名で一日の作業を行います。AとCは交代性ではなく、すべての日程に参加します。Dは立会い者が多い場合や伐採が予想されるときなど、人的援助が必要と予想される日程に参加していただいています。この他、

E：地籍調査担当市役所職員2～3名

F：地籍調査作業員2名(官民界・官官界の境界標を埋設する市役所派遣の作業員)

G：道水路等官有地管理担当職員

が行政から出席するため、行政側だけでも実行機関の我々を含め、十数名となります。

6. 現地調査

作業のうち、現地調査の一日の流れを紹介します。各班にはあらかじめ日割した調査票、調査素図(日割・時間割入り)、地積測量図、地積測量図合成図、その他関連資料を配っており、各自で予習を行ってきます。

AM8時15分

実行機関である土地家屋調査士等が集合し、受付のテント設営等の準備を行います。準備ができ次第、前日までの引継ぎ事項や確認事項を話し合います。

AM9時ごろ

第一陣の受付時間で地権者に調査票にサインと押印を頂き、集合具合を確認して現地に向かいます。受付時間はおおよそ9時・10時・10時半・13時半・14時半・15時に分けて地権者に集合時間と集合場所の案内が出されていますので、9時以降の集合時間になっている地権者は受付後、自分の土地に向かっていただきます。合筆等地権者の承諾印が必要な移動事項は現地で確認後、移動事項を記載したメモを地権者に渡して、帰りに再度受付に行っていただくようにしています。受付にはノートパソコンを持ち込み、空いた時間に作業日誌と不調箇所調書を作成します。

PM5時ごろ

現地調査が終了すると、基地事務所に集合し、その日の作業のまとめを行います。

資料5：立神⑤地区杭入図抜粋



杭入図は測量業者への杭の位置を伝達するものであるが、すべての情報がここに記載されており、いろんな使い方ができる。

- 作業日誌の作成
- 不調箇所調書の作成
- 杭入図の作成
- 調査図の作成
- それらすべての突合せチェック

つまり、その日の成果はその日のうちに作成し終えるようにします。

地権者が多い日や特に不立会い者が多いと、資料の作成に時間がかかり、作業は深夜に及ぶこともありました。

このような一日の流れで月・火・木・金曜日に作業を進め、水曜日と土曜日に官民界の境界標埋設をFの地籍調査作業員さんをお願いしています。

まだまだ業務内容においては説明しきれない部分の方が多いですが、年を重ねるにつれ、チェック機能の向上に努め、いい成果が納められるようになってきていると自負しています。

7. 行政との協力体制

志摩市では地権者に現地調査までの事前立会協議(民民界)や境界に立ち入り可能な伐採の協力依頼をしている関係上、管轄行政側にも同じような要請をしています。つまり、市道や県道の既存境界標を当日になって探索し、地権者に時間的な負担をかけて

いるようではなかなか地元地権者の協力を得られません。そこで、現地調査までに伐採作業や杭の探索作業を管轄部署にも事前をお願いしています。

8. さいごに

地籍調査はわざわざ寝た子を起こす業務であるとおっしゃる行政や土地家屋調査士の方がおられますが、少なくとも志摩市においては大多数の地権者から大いに喜んでいただいています。確かに紛争へと繋がってしまうケースも少なからずありますが、地籍調査の実施をまだかまだかと心待ちにしている地域の方も大勢いらっしゃいます。地籍調査が完了すると後の測量や取引が非常にスムーズに行えるようになります。これほど地権者に対してすばらしい公共サービスは他にないのではないのでしょうか。

また、地籍調査への取り組みは志摩市において土地家屋調査士の確固たる地位確立へと繋がりがつあります。登記案件のみならず、境界確定等の相談から、大規模な用地測量に至るまで、まずは土地家屋調査士に相談してみようという気風が行政側にも定着しつつあります。確かに費用的にも人的にも時間的にも地籍調査はきつい業務ではあります。理想と現実の狭間で思い悩むことも多々あります。しかし、今現在言えることはひとつ、「やってよかった。」であります。

完全復元伊能図全国巡回フロア展 in 奈良 開催報告

奈良県土地家屋調査士会 会長 丸田 元明

平成22年10月9日(土)、10日(日)の2日間、奈良市の奈良大学において奈良大学と日本土地家屋調査士会連合会の主催及び土地家屋調査士会近畿ブロック協議会と奈良県土地家屋調査士会の協賛による「完全復元伊能図全国巡回フロア展 in 奈良」が開催されました。

奈良会は数年前から前GIS学会会長で、奈良大学地理学科教授の碓井照子先生にGIS研究グループの一員として、お世話になっています。そのお付き合いの中で、地理学科で寄附講座を開いてみないかとのお話があり、いずれは奈良会もと考えていたところで、棚からぼた餅とばかりに是非やらせてくださいと快諾したのが約2年前のことでした。そんなことで土地家屋調査士制度制定60周年をきっかけとして、本年9月から寄附講座を開講しました。

準備の打合せ等で奈良大学へ出かける機会が多くなっていた今春、地理学科の土平博准教授から、

秋に伊能図展を開催することになっているのだが、奈良会に協力してもらえないか、と依頼がありました。まずは連合会に相談をと、志野連合会副会長に連絡したところ、しばらくして奈良大学と共催であれば協力しても良いと返事がありました。近畿ブロック協議会にも協力をお願いしたところ、中村近畿ブロック会長をはじめ、各会会長さんの了解を得ることができ、主催：奈良大学・日本土地家屋調査士会連合会、協賛：土地家屋調査士会近畿ブロック協議会・奈良県土地家屋調査士会の体制が整い、6月に実行計画の打合せ開始となりました。

実行計画は全て、土平准教授が組み立てられ、奈良会に提示して打合せをしていくという形で進められました。完全復元伊能図全国巡回フロア展中央実行委員会との打合せや環境省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省・近隣の市町村教育委員会の後援の取りつけ、奈良県庁内記者クラブにおいての記者会見、各種マスコミを利用した広告・宣伝等の段取りも全て、土平准教授が計画実行してくださいました。我々奈良会は10月8日午後からの設営と9日・10日の案内・保安・撤収を奈良大学の学生諸君と協同で受け持ちました。また、奈良大学のご好意で会場の

一部をお借りし、表示登記無料相談会を奈良地方法務局の協力を得て開催することができました。

8日の設営は中央実行委員会の堀野事務局長から作業上の諸注意等の説明を受け、午後3時から、大学・奈良会合わせて約50名が床の清掃、パネルと各種備品の運搬・配置と、フル活動し、結果、予定時間の午後5時には無事終了しました。それを見計らって、大勢の鳶職が俯瞰台の組み立てを始めました。連合会の「明治期における地図の展示」のためのパネルの組立も同時に行われて、体育館内は騒然となってきました。小野連合会業務部長の指揮の下、奈良会の会員が各県の地図の展示にかかっているとき、突然、表示登記無料相談会用のパーティションパネルが連合会展示用に全部組み立てられていることに気づきました。もう、後戻りはできません。すぐに、奈良会会館にパーティションパネルを取りに行くことに



事前の打合せ



パネル展示

りましたが、奈良は折からの天皇皇后両陛下の行幸で交通大渋滞。往復40分の道のりが1時間半もかかってしまいました。そんなわけで、全ての設営が終わったのは午後7時半でした。

9日は朝から雨風が強く、不安な気持ちで会場につきましたが、お客様が数人すでに来られていました。奈良大学の石原潤学長が開会の辞を述べられ、9時半から開場いたしました。大星連合会副会長には早朝から出席していただき、開場にも立ち会っていただきました。

駐車スペースがあまりないことから、最寄りの近鉄高の原駅から無料送迎バスを10分間隔で走らせているとはいえ、生憎の悪天候。果たして何人の方に来ていただけるか不安な出足でありました。ところが、意外にも見学者が続々と来られました。午後2時から土平准教授の特別説明会「伊能忠敬の大和路測量と寺社参詣」には、予想していた人数を遙かに上回る聴衆者で急遽、大教室での開催となりました。

雨は終日降り続きましたが、見学者の足は途絶えず、初日は約1,150名の方にご来場いただきました。また、近畿ブロック協議会の中村会長、連合会の山田広報部長をはじめ、多くの土地家屋調査士の来訪を得ることができました。連合会の小野業務部長は多く

の見学者の質問に答えられ、声が出なくなってきたとうれしい悲鳴を上げられていました。

昼頃、前橋奈良地方法務局長と松尾総務課長が見えられ、ご出身地の千葉県と和歌山県のあたりを興味深く見学されておられました。その後、表示登記無料相談所にも足を運んでいただきましたが、たまたま相談中であつたので良かったとホッとした次第であります。

10日は前日とうって変わって秋晴れに恵まれ、朝から昨日を上回るペースで見学者が足を運んでくださいました。午後1時から星埜中央実行委員会会長の特別講演会「伊能忠敬が歩いた二百年前の日本」が開かれ、これも前日と同じく聴衆者が多数であつたので、大教室での開催となりました。折から松岡連合会会長が来られていたので、星埜会長の講演会に出席され、その後長時間にわたって視察されました。近畿ブロック各会の江本兵庫会会長・信吉京都会会長・中本和歌山会会長、木下・杉本各和歌山会副会長も来訪くださり、盛況のお祝いをいただきました。結局、10日の来場者は約1,250名となり、2日間で2,400名の来場者数となりました。当初の予定では1日750人位の入場者を見込んでいたので、予定を遙かに超えた入場者数でありました。後片付けは設営時の経験を活かして段取りよく進

み、午後6時過ぎに終了しました。

この2日間で約2,400名の来場者を得たことに注目すると、地元教育委員会からの呼びかけ、奈良大学関係者、土地家屋調査士関係者の呼びかけと開催チラシを新聞の折り込み広告として入れたこと等が大きいと思います。そして、平城遷都1300年祭も相まって、遠方からの参加者もいたように思えます。そして、元々古墳や古い建造物、文化的な遺産に一般市民(特に熟年層の方)が興味を示す土地柄であることも大きな要因であるといえます。

9日は午後2時から土平准教授、10日は午後1時から星埜会長が別室にて特別講演をされ、伊能忠敬にまつわる興味深い話を聞いた後、フロア展を見学される方も多くおられました。会場内でスタッフとして就いていると「江戸時代にどうやって測量されたのですか?」、展示された古い測量機器を見て「この機器はどのようにして使うのですか?」、「今でも法務局に行けば、明治時代の古い地籍図を見ることができるのですか?」といった質問が飛び交い、関心の高さに驚く一幕もありました。

私も改めて伊能図を拝見し、そのスケールの大きさ、正確さ、緻密さに少なからず感動を覚えました。そして、もっと多くの人々に見ていただき、感動を伝えたいと感じました。

2日間大きな混乱もなく無事に終えられたことに対し、土平准教授をはじめとする奈良大学の先生方と関係者の皆様、また、3日間一生懸命頑張った奈良会の皆様、暖かく見守っていただいた志野奈良会名誉会長に深い敬意と感謝の意を表します。



展示見学

『完全復元伊能図 全国巡回展』

兵庫大会

- ・開催期間：平成27年10月17日（土）～10月18日（日）
- ・開催会場：兵庫大会場（兵庫県立美術館）

兵庫大学創立15周年、兵庫大学短期大学部創立55周年の記念事業として、関西初の開催となる「完全復元伊能図 全国巡回フロア展 in 加古川」が日本土地家屋調査士会連合会ほか「完全復元伊能図全国巡回フロア展中央実行委員会」の協力を得て、開催されました。また、この事業は、加古川市

これまで、わが兵庫県土地家屋調査士会では2000年1月29日、30日に神戸市「北野・工房のまち」で、2000年2月6日に姫路市の「姫路市立城南小学校体育館」において「伊能図展」を開催し、「伊能ウオーク」に参加するとともに、兵庫会創立

江戸時代中期の商人・測量家である伊能忠敬が55歳から17年の歳月をかけて作製した日本地図を原寸大で復元した伊能大図214枚はなんと畳255枚分という圧巻のスケールでした。その伊能大図及び、伊能中図、伊能小図を体育館いっぱいに敷き詰め、来場者はその地図上を実際に歩き、地元の付近、親戚の付近などの地名が見つかりと大喜びでした。その地名を指差し、記念写真を撮ってご満悦でした。

**兵庫大学創立 150周年・
兵庫大学短期大学部創立 55周年記念事業
加古川市制 60周年協賛事業**

伊能忠敬日本測量210周年記念
**完全復元伊能図
全国巡廻フロア展 in 加古川**

開催期間：平成 22年 8月 26日(木)
～ 8月 29日(日)

開催会場：兵庫大学体育館
(兵庫県加古川市平野町新倉第 2301)
※観覧者は会場の二階席がよいです。エレベーター利用の交通機関等
ご利用ください。

開場時間：26日(木) 10:30～18:00
27日(金) ～ 29日(日) 9:00～18:00
※入場は無料です。
※会場内の飲食店や売店へ、入場料をお支払いいただく場合があります
※当日必ず地下足袋を履く上、ご注意ください
※学生食堂は休業予定です。宴会が必要の方は各自準備してください

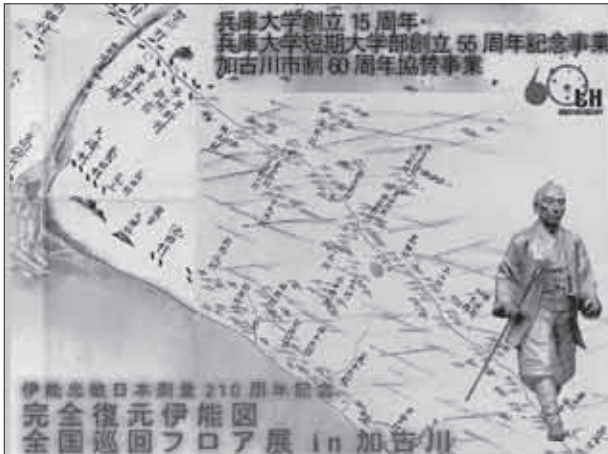
入 場 料：無料

申込方法：平成 22年 8月 9日(月)【必着】までにハガキ、FAX、または E-mail で
お申込みください。(詳細は裏面をご覧ください。)

主 催：兵庫大学・兵庫大学短期大学部

後 援：
国 環境省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、兵庫県、兵庫県教育委員会、加古川市、加古川市教育委員会、高砂市教育委員会、
姫路市教育委員会、福崎町教育委員会、赤松町教育委員会、(社)加古川市商工振興会、(公財)加古川市社会福祉協議会、
加古川市内各中学校、神戸新聞、サンデーポスト、NHK-BS4 ケーブル放送、(株)日本経済新聞、近畿国際観光学校、
兵庫南サッカースタジアム、加古川ウオーキング協会、ふもろとらりと数珠道こぎグループと阿波舞

協 力：
全日本伊能図研究会連盟(27)加古川市伊能図研究員会
伊能図研究員会、(社)日本ウォーキング協会、(株)日本地図出版、(株)地図情報研究所伊能図研究会、
(社)日本歴史資料研究所、(株)日本地図センター、(株)日本製紙株式会社印刷、(株)弘法堂大正堂
産業学術調査課



土地家屋調査士 2010.11月号 No.646 21



伊能図に見入っている来場者たち



伊能図を歩いた人たちの資料展のポスター

映画「伊能忠敬—子午線の夢—」の上映が4日間で8回あり、懐かしく見入っておりました。

また、伊能忠敬研究会代表理事星埜由尚氏による特別講演「伊能忠敬の生涯と測量行」、「伊能図の面白さ」が1日交代で行われました。映画を見た後での講演だと、伊能忠敬の人と成りが手に取るようにわかりました。

同時に行われた催しとして、市

民グループ「ふるさとひょうご創生塾ご縁グループと同好会」による資料展「ふるさと播磨 伊能図を歩く」では伊能忠敬測量隊が歩いたであろう道程を道標など探しながら歩き、足跡をたどりその姿をカメラに納め、展示し、市民の皆さんに苦労話や自慢話でにぎやかで、アスファルトの道を掘り返して土の道に戻し、江戸時代にタイムスリップしたい衝動に駆られた

マニアもおられたようでした。

この「完全復元伊能図全国巡回フロア展」は今後も全国各地を巡回されますが、それぞれの地元で、偉大な「伊能忠敬」に思いをめぐらせていただき、その後輩の我々「土地家屋調査士」が今、「地籍調査」「14条地図づくり」など社会貢献していることを知っていただかなければならないと想い、広報しております。

認証取得までの経過報告

宮城県土地家屋調査士会は平成17年に「みやぎ境界紛争解決支援センター」を全国で5番目のADR機関として設立しました。その後、平成19年に法務大臣の指定を受け、今年3月にADR法による認証を受けました。全国的には平成22年9月末の段階で45会がADR機関を設立し、10会がADR法による認証がなされています。

このような状況の中で今後ADR法の認証を検討しようという会もあるでしょうから、当会における認証までの過程を報告し、参考に供したいと思います。認証までの作業に携わったメンバーへ質問した座談内容を掲載いたします。

座談参加者 センター長：舟山政明(記者：文責在記者)
担当副会長：千葉三郎
前センター長：古積 威
運営委員：松田淳一

Q. 当初の認証制度に対する認識や取組みはどのようなものだったのでしょうか？

平成18年10月30日に法務省が仙台市で「認証制度説明会」を開催しました。この説明会に出席して、制度の詳しい内容を初めて知りました。具体的には時効中断効等の法的効果が付与されることや弁護士法72条に関する事項などです。この説明会を聴き、認証を受ければ私たちのセンターに対する市民の信頼が一段と高まるだろうと考えました。

その後、平成19年1月29日に千代田区「法曹会館」で開催された日調連主催の「境界問題相談センター認証申請手続等説明会」や平成19年5月12日に千代田区「メトロポリタンエドモント」で開催された日調連主催の「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条に規定する認証申請に関する説明会」に出席者を派遣して、認証に対する理解を深めました。また、平成20年6月15日には日調連会議室で開催された日調連主催の「ADRセンター認証申請事前相談会」にも出席して、認証取得に前向きな取組みを始めました。

Q. 認証に向けて、どのように活動を始めましたか？

認証申請をするかどうか、境界センターの運営委員会で協議を始めました。まず、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」を熟読し、一定の理解をした上で議論したつもりです。

Q. 協議において認証取得のメリット、デメリット等討議された内容はどのようなことだったのでしょうか？

メリットと考えられたのは大体次のようなものです。

① 司法機関に準ずるADRセンターとして位置付けられる。

② 裁判所の調停に代わるものとして国民の信頼性の向上に繋がる。

デメリットと考えられたのは次の点です。

① 書類、報告書等の提出が義務付けられ、労力が過大であり、かつ、経済負担が大きい。

② 調停事務手続が煩雑で、迅速に解決を図ることが難しくなる。

③ ADR法に基づくセンター規則・運営規程・手続き実施規程・費用規程の変更の作成に困難が予想される。

Q. メリット、デメリット等討議した上で、最終的に認証取得の決定をしたのは主にどのような理由によるのでしょうか？

率直に言って、境界センターを法務省が法的に整備されたセンターと認証してくれるという事実です。時効中断効とか、認証を取得することにより報酬を受けられるとかいったメリットはほとんど考慮しませんでした。時効中断効が発揮できるケースがあるとはほとんど考えられませんが、既に仙台弁護士会と協働で運営しているので、報酬を得てセンターを運営していましたから。

調停申立を受けて、相手方に調停応諾の依頼文書を送付したとき、相手方から「どんな権限があって私を呼び出すのか。」といった電話が事務局に何度かありました。それなりに丁寧に説明はしましたが、このようなとき、「私たちのセンターは法務大臣からADR法による認証を受けている裁判外紛争解決機関です。」と明確に回答できれば相手の方もすぐに

納得し、安心されると思います。センターの信頼性アップを図りたかったということです。

また、「みやぎ境界紛争解決支援センター」は設立からしばらくはそれなりに事件数もありましたし、事件処理実績も誇れるものでした。それが平成18年より筆界特定制度が発足した影響によるものか、事件数は減少傾向にありました。事件数の減少は憂うべきことではないでしょうが、事例がないと担当者の能力が落ちてくるという心配もあり、この状況も認証取得へと向かわせました。

筆界特定制度は法務局でやっているから信頼が置け、境界センターは民間運営だからまいち信頼が置けないということがあるならば、それを払拭するためにも認証機関になりたいと考えました。端的に言えば「丸適マーク」が欲しかった、というのが正直なところでしょうか。

Q. 認証は必要ないという意見はなかったのですか？また上の質問と重複するかもしれませんがそのような意見の方を納得させたような強い思いがあったのでしょうか。

そのような意見もありました。

お話したように「みやぎ境界紛争解決支援センター」は相手方の応諾率が70%超という全国でもトップクラスの応諾率でしたし、和解成立も比例して多かった実績がありました。これは運営委員の努力があったからだと自負しています。具体的には調停前の相談には必ず運営委員がはいり、応諾してもらえよう相手方を訪問して説明したり話を聞いたりし、相談員として双方の信頼関係を築けた運営委員がそのまま調停員へ移行する、という体勢をとっていました。これは応諾率等の数値を上げたいということではなく、運営委員が実際に知らなければ適切な運営はできないだろうという趣旨によるものです。

運営委員がトラブルに巻き込まれると大変なので、このような運営は認証に適合する規則ではできなくなります。そのため、認証を受けることで運営が窮屈になり柔軟な解決ができなくなるというのが必要ないという意見です。難しくても従来の良さを規則に入れようと考えましたが、日調連からそれは難しいという指導がありました。

それでも認証取得を目指したのは認証される事実

を重視したからです。規則の窮屈さは運用である程度緩和されるだろうという考えがありました。

Q. 執行部での方針決定後、会員に諮ることはしましたか？

平成20年度の総会で法務大臣の認証を受けることを事業方針として提案し、可決されました。国民の理解も大切ですが、会員の理解を得ることがさらに大切だと考えています。一部の会員しか運営に携わっておらず、調停件数の僅少なこともあり、会員の中には必要性を疑問視している方もあるかもしれませんが、境界に関わる業務を主たる業務としている土地家屋調査士にとってセンターの設置・運営は市民に対する責務ですので、是非理解していただきたいと考えています。

Q. 執行部で方針を決定し、総会の決議も経て、いよいよ認証取得の作業に入ったわけですが、具体的にどのように活動を始めましたか？

平成21年1月23日に運営委員から3名の認証申請プロジェクトチームを組成しました。以後、このプロジェクトチームで作業を進めました。

Q. 作業を進める上で参考とした図書はありますか？

「ADR法概説とQ & A」(堀内宏達著)や「ADR認証制度 ガイドラインの解説」(和田仁孝・和田直人編著)を参考に認証の基準であるADR法6条1号から16号の勉強を開始し、認証の基準に合うようにセンター規則・運営規程・手続実施規程・費用規程の見直しを行ないました。

Q. プロジェクトチームの作業内容をもう少し具体的に教えてください？

プロジェクトチーム会議は10回ほど開催しました。作業内容を一口に言うと、ADR法6条で求められている内容を漏れなくセンター規則に盛り込み、関連する運営規程・手続実施規程・費用規程との整合性をとり、必要なマニュアルや書式を整える、というものです。

初めはADR法6条を中心に読み込み、理解を深めながらADR法6条の1号に該当する当会の規則はど

れか等、ADR法と規則の突き合わせをしました。同時に既に認証を受けた会の規則を読み込みました。

宮城会の境界センターではこういう組織・運営が良いなという規則を作っていたので、認証を受けるための規則の見直しは大変でした。例えば宮城会のセンターは評議委員会と運営委員会という2つの委員会を設置していますが、運営委員会だけという会が多く、他会の規則を参考にして規則を見直したとき、整合性をとるのに苦労しました。

全般的に規則の見直し作業は規則を変えたり、新たに規則を盛り込もうとすると関係規程を全て変えなければならなくなり、矛盾なく全ての規程に整合性を持たせるのは大変な作業でした。徹夜で規則案を作ったにもかかわらず、不備な箇所が見つかり、1週間後に同じ規則案を最初から作り直すということもありました。また、事業に関する事項も変更したので、仙台弁護士会からあらためて承諾を得ることが必要になりました。こちらの方は評議委員をお願いしている弁護士の先生のご努力もいただき、平成21年8月にセンター規則・運営規程・手続実施規程・費用規程を仙台弁護士会常議委員会に付議し、変更が承認されました。

規則の見直し作業は苦労しましたが、以前はなかった手続実施規程や苦情処理に関する項目を新設し、規則の穴というか欠落していた項目を整備し、規則の完成度を高めたことは認証を目指した作業の有意義な点だったと思います。

Q. 規則の見直し作業が一応完了してから認証までの経緯を話してください。

法務省に事前相談の申し入れを行いました。その結果、平成21年9月3日、ADR法第5条に規定する法務大臣認証申請のための事前相談を千代田区「中央合同庁舎」で開催していただきました。運営委員3名と評議委員の弁護士1名の4名で事前相談を受けました。

既に認証を受けていた会からの情報で、事前相談では法務省担当者からの質問があるから、十分に勉強しておかなければならないと聞いていました。少し緊張し、試験前夜の一夜漬けのような準備をして臨みました。幸いにも(?)厳しい質問はなく、事前に送付していた規則類に関する不備事項の指摘をされただけでした。その際、認証を受けているK会の

規則が大変良くできているので参考にするといいですよと教えてもらいました。

認証を受ける作業の大半が規則類の整備であることを考えると、良くできている会の規則を採用し不適部分だけ修正することが大変能率的なことと思います。肝心なのは認証を受けてどうするか、ということですから。

指摘を受けた不備事項の修正をし、昨年11月30日に正式申請しました。申請から2か月後の今年2月4日に法務省大臣官房司法法制部審査監督課紛争解決業務認証の担当者2名が当センターの設備が認証に必要な施設を備えているか、視察に見えました。調停室1室・待合室2室・書類保管施設等の整備が整っていたので、こちらは問題ありませんでした。

そして、本年3月23日、認証番号第64号で千葉県景子法務大臣(当時)より裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条の規定に基づき、民間解決手続の業務について認証されました。

Q. 認証に向けた取組みに対する感想、反省点、これからの抱負など話してください。

規則整備作業等の認証を受ける過程であらためて理解したのは少し極端に言えば、認証を受けた規則のとおりを実施すれば誰でも適正に紛争の調停ができる、それには認証に適合する規則を詳細に厳格に整備しなければならないということです。そのため、柔軟性も少し犠牲になっているように感じました。また、認証されるということはセンターが法務省で定めた規程に適合しているという証明であり、認証がセンターに実質的な変化をもたらすものではないということです。適合しているという証明は認証後に法務省に対する報告義務や研修を行わなければならないという義務で、存続を図らなければなりません。

作業着手前に認証を受けることの議論があまりありませんでしたが、認証をとってどうするか議論がもう少しあってしかるべきだったと思います。将来的には執行力を付与される等の認証の法的効果も期待しています。ADR法の初期の構想段階ではそのような効果も盛り込んでいたように聞いております。

認証を受けて、市民誰もが安心してサービスを受けられるセンターだということをアピールしていきたいと考えています。

兵庫会 平成22年度第2回業務研修会

【日時】 平成22年9月15日(水) 13時30分～17時30分
【会場】 神戸市産業振興センター

国土調査促進特別措置法と国土調査法の一部が改正されたことにより、地籍調査の推進について土地家屋調査士が関与する可能性が大きく出てきたため、地籍調査をテーマにした業務研修会が開催されました。参加者は会員及び兵庫県下の地籍調査に携わる役所のご担当者等です。

第1部

『国土調査の重要性について ～国土交通省の視点・観点から～』

衆議院議員 向山 好一氏



本年3月26日の国土交通委員会にて、国土調査促進特別措置法と国土調査法の一部改正について審議があり、そのときの質疑に立たれたときのこと、法改正の背景についてお話がありました。

【きっかけ】

向山議員が地籍調査・14条地図に初めて接したのは約5年前。当時、神戸市の市会議員をしており、同級生である神戸の土地家屋調査士から、限られた予算の中、14条地図作成作業を行っていることや、迅速・正確に作業を進めていくために神戸市の立場からサポートできる方法を検討してほしいとの相談を受け、初めて明治時代に作成された公図を見た。初めて見た公図は漫画のような図であり、このような図面が公の図面として存在していることについて、問題意識を持たれたとのこと。

【法改正の背景】

地籍調査は重要なことであるにもかかわらず、進捗率が大変低く、特に人口の集中しているDID地区での遅れは顕著である。地籍調査が進まないことは土地取引・災害復旧・開発の遅れなどの悪影響があり、このような問題の改善を国として進めなければというのが大きな背景である。

【国土交通委員会での質問の一部紹介】

- Q. 地籍調査の進捗率が大変低い、なぜこのような状況まで放置されているのか？
- A. 放置していた訳ではないが、国民の土地に対する権利意識が高く、1筆地調査(E工程)の作業に相当な時間を要する。
- Q. 今後、進捗率を上げるためにどのように進める予定か？
- A. ・市町村の負担を軽減するためにも、官民の基本調査を国の責任によって、7億円の予算で先行実施していく。
- ・民間で大規模開発された地域で、14条地図に匹敵するような図面を活用できるよう、補助制度を検討する。
- ・一定の要件を満たす法人への完結型民間委託によって、国土調査をより潤滑に進めることを検討する。

委員会の質疑にも出てきた民間委託については専門家である測量士・土地家屋調査士が合同で委員会を設立し、地籍調査の進め方について話し合いを持ち、しっかりとした枠組みの中で連携し、役割分担の上進めていただきたい。また、今までの縦割り行政の弊害を改善するためにも省庁間の協議が大切であると考えるところで講演を締めくくられた。

第2部

『国土調査事業と固定資産税等との関係について』

滋賀県副知事 米田 耕一郎氏



国土交通省の土地・水資源局の土地情報課長、総務省税務局固定資産税課長などを歴任され、地籍調査の推進・固定資産税について深く携わってこられた立場から、お話しいただきました。

【市町村の財政構造について】

歳入の4割強を占める市町村税、その市町村税のうち、約4割を占める固定資産税について、税額算定の流れや土地評価のしくみ、地積の認定などについて詳しくお話しいただきました。

【地籍調査の現状】

地図整備の目的は都市再生・災害復旧・土地取引の安全性など様々な側面があります。地籍調査を実施することによる境界トラブルの顕在化や金銭負担の問題、早急に整備が必要であるという認識が低く、先送りされがちになる現状などをお話しいただきました。

第3部

『兵庫県の地籍調査の現状』

兵庫県農政環境部農林水産局
農地整備課長 福田 稔氏



【兵庫県の地籍調査の現状・今後の目標】

兵庫県の地籍調査の進捗状況は昭和32年の開始以降、平成21年末現在19%であり、全国平均の49%からすると36位と低い進捗率です。しかし、平成16年以降徐々に実施面積を増やしております。平成26年末に進捗率25%を目標に掲げ、作業を進めているとのことでした。

【地籍調査の利活用等】

公共事業との連携や地籍調査の成果活用、地籍管理システムとWebGISとのデータの連携による災害復旧の事例などのご説明をいただきました。

第4部 パネルディスカッション

パネラー

滋賀県副知事 米田 耕一郎氏

兵庫県国土調査推進協議会

南あわじ市地籍調査課 主幹 和田 昌治氏

兵庫県土地家屋調査士会

会長 江本 敏彦氏

総務部長 高橋 了氏

業務部長 河原 光男氏

社会事業部長 三嶋 裕之氏

コーディネーター

研修部長 福永 和夫氏

第4部では国土調査推進協議会を通じて、各市町へ事前に実施したアンケートの結果を盛り込みながら進められました。



【地籍調査の必要性】

国土の有効利用・災害復興・土地取引の安全性の確保など、地籍調査の実施・成果を作成することの必要性や成果図面に様々なデータを重ねて、利活用の可能性などが話されました。

【地籍調査が進まない理由】

進捗率が低いというのが現状です。事業実施に要する金銭的負担・実施に携わる人的負担・調査をすることによる境界問題の顕在化・土地所有意識の高まりによる境界問題解決の長期化など様々な理由が挙げられますが、地権者が高齢化している地域では自分たちの代で境界を確定させておきたいという声が高まっていることも事実です。

【土地家屋調査士の職能に期待すること】

事前実施のアンケートによると、地域特性熟知・公図等の知識・立会調整力・既提出地積測量図に対する判断能力・境界確認経験・筆界特定やADRなど境界問題処理能力・法務局との処理能力などが揚げられたそうです。地籍調査作業にはこれらの日常業務での経験だけではなく、国土調査法に基づく「地籍調査必携」を熟知していただきたいとのことです。

【作業に携わっている土地家屋調査士より】

兵庫県内のDID地区での進捗率改善のため実施されている神戸市での街区先行型地籍調査についての紹介や14条地図作成に携わっているパネラーから作業内容の事例紹介がありました。

【境界問題処理への期待】

作業実施の中で、境界問題について、筆界特定やADRを活用することにより問題を解決することについては実際に筆界特定制度を利用した経験もあり、有効な手段と考えますが、実際に紛争が起こっている所では利用に対しては慎重です。

【地籍調査のデータ活用について】

地図を作成し、登記として更新されることに大変意義があります。様々なリスクの軽減も図れるし、その地図・データをどのように活用するかは今後の研究課題であると考えます。成果図面・データを基に様々な情報を重ねていくことにより、道路台帳・水路管理・課税・防災などそれぞれが作成していた地図作成のコストが軽減できるのではないのでしょうか。しかし、それぞれの地図が求める精度は様々であり、今後活用事例を研究していくことは重要な課題であると考えます。

最後に(江本会長より)

土地家屋調査士が地籍調査のE工程である一筆地調査に関与し、地籍調査事業に我々が寄与することは非常に大切であると考えます。地籍調査に対する研鑽を図り、我々が貢献できるよう実力を付けましょう、と締められました。

広報員 林 加奈子

表示登記制度創設50年記念
土地家屋調査士制度制定60周年記念

市民公開講座

平成22年9月11日(土)、福島市市民会館第1ホール(福島市霞町1番52号)において、福島県土地家屋調査士会主催、福島地方務局共催による「市民公開講座」が開催された。

この公開講座は、表示登記制度創設50年及び土地家屋調査士制度制定60周年の記念事業として企画され、福島県土地家屋調査士会の会員の他、他会会員、福島地方務局職員、一般市民を含め約300名の参加者を集めての開催となった。

会場は、福島駅から北東に約1.1 Kmの距離に位置し、近くには、福島市役所や福島地方裁判所、県立高等学校等の公共施設が立ち並ぶ福島市の中心地域で、福島地方務局の西隣りにある。

公開講座は、五十嵐欽哉副会長の開会のことば、柴山武会長の主催者挨拶の後、元東京法務局長 寶金敏明先生による『土地境界の諸問題』副題「市民のための筆界特定制度の活用について」と題して基調講演が行われた。

基調講演では、はじめに法定外公共物の市町村への譲与申請に至る経緯と、里道、水路の表題登記の必要性、土地家屋調査士として地籍調査や不動産登記法第14条地図作成作業への積極的参画の必要性についてパワーポイントを使用して説明が行われ、続いて筆界特定制度についての講演が行われた。

今回は、市民も参加しているということで、境界の概念である所有権界と筆界との違い、占有界等、公物管理界等についてわかりやすく説明が行われた。また、土地家屋調査士に対しては現地にコンクリート杭がある場合、それが筆界なのか公物管理界

なのかの見極めが重要であるとの説明がなされた。

次に、法務省民事局のホームページから抜粋した筆界特定制度に関するQ & Aを利用し、詳細な説明を加えながら説明がなされた。

筆界特定制度に関する内容は下記のとおりである。

- Q1 筆界特定制度とは、どのような制度ですか。
Q2 筆界特定制度の施行日はいつですか。
Q3 筆界とは何ですか。一般的にいう境界とは違うのですか。
Q4 筆界の特定とは何ですか。
Q5 筆界はどのようにして特定されるのですか。
Q6 筆界特定の申請は、誰が行うことになるのですか。



福島市市民会館

表示登記制度50周年記念
土地家屋調査士制度60周年記念
市民公開講座
対象 一般市民・学生・官公署・関連士業団体・土地家屋調査士
平成22年
9月11日(土)
開場 9時30分
会場 福島市市民会館
入場無料

Access map
会場：福島市市民会館
〒960-8555 福島市霞町1番52号
TEL: 024-534-1111

第1部 10:00~12:00
基調講演(第1ホール)
土地境界の諸問題
市民のための
筆界特定制度の活用
について
(講師) 元東京法務局長 寶金 敏明 氏

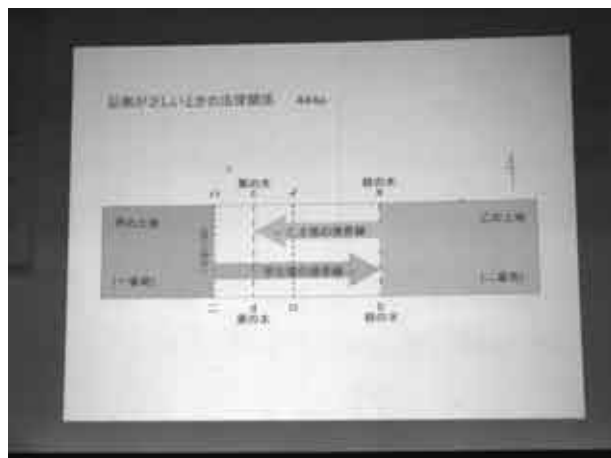
第2部 13:00~16:00
表示登記無料相談会(502号室)
土地境界や
表示登記に関する
相談(当日の先着順)
※1階ロビー階、2階502号室(502号室)にて、表示登記に関する相談を行います。相談は、表示登記に関する相談(当日の先着順)となります。

主催／福島県土地家屋調査士会 福島市北五町内町4番22号 TEL 024-534-7829
共催／福島地方務局 福島市霞町1番46号(福島市市民会館内) TEL 024-534-1111

市民公開講座チラシ



寶金敏明先生



パワーポイントの資料「所有権界と筆界」

- Q7 筆界特定の申請はどこの法務局にしたらよいですか。
- Q8 申請に際しては、どのような書類や資料が必要なのですか。
- Q9 筆界特定の申請に必要な手数料はどのくらいですか。
- Q10 手数料以外に必要な費用について教えてください。
- Q11 筆界特定がされた結果はどのように公開されるのですか。また、登記記録において公示されるのですか。
- Q12 筆界特定の申請に関する相談窓口は、どこになりますか。

筆界特定制度の問題点は、確定力が不十分な点と、特定した点に境界標を設置することができない点などがあげられるが、近々見直しがあるので土地家屋調査士はこのような制度上の問題点に対し声を大にして訴えていくことが国民のためになるのではないかと、との指摘があった。

10分間の休憩の後、裁判と筆界特定の違い、土地家屋調査士会によるADRの説明があり、質疑応答を受けて午前中の講演は終了した。

午後は、同会場において会員研修として、引続き



表示登記無料相談会

寶金先生をパネラーとしたQ & A方式の研修会が行われた。

受講した会員も、日頃、筆界の確認について疑問に思いながら行っていた作業について、法律的な解釈も含め整理ができたようである。

また、同日に別室において福島地方法務局職員と土地家屋調査士の共同による表示登記無料相談会が行われ、悩みを抱えた市民の方々が相談に訪れ、担当した相談員が真剣に耳を傾け対応していた。

広報員 田原浩之

香川大学寄附講座報告

平成22年10月5日(火)、香川大学法学部棟において、香川県土地家屋調査士会による第1回の寄附講座が開催されました。

*

*

*

香川大学のキャンパスは香川県庁の近くにあり、高松市の中心街に位置する場所にあります。

当日は第1回ということで、講義の前半はこの講座についてのガイダンスということでしたが、120名程の学生さんが出席していて、教室は立ち見が出るほどでした。

最初に森 香川会会長により挨拶があった後、香川会の横井総務部次長から、この講義についての説明がありました。以下は当日配布されたレジュメの抜粋です。

1 この講義の目的

- ①土地家屋調査士についての理解を深める。
- ②土地家屋調査士の業務についての理解を深める。
- ③土地家屋調査士の役割を実例により理解し、職業に対する理解を深める。

2 寄附講座の内容(1)

- ・香川県の土地家屋調査士(会)による授業
- ・権利の客体である土地・建物の調査および表示に関する登記について
- ・土地家屋調査士の業務や制度を中心に

・実務家による実際の業務についての経験談など

3 寄附講座の内容(2)

成績評価の方法と基準

- ・各授業で実施する授業の感想等による評価
- ・レポート(1回)による総合評価

教科書の指定はなし。講義の都度レジュメを配布。

参考書：各種資料、参考文献の紹介

履修条件等はなし

4 寄附講座の内容(3)

土地や建物について調査・測量

→実際に現場で、関係者及び関係機関(役所)と立会い・協議・同意

→申請書類や図面を作成し、法務局に申請

このような仕事について多くの学生達に関心・興味を持ってもらいたい。

一通りの説明があった後、香川会の土地家屋調査士の講師の紹介がありました。講義は全部で14回の予定で、ほぼ毎週、来年の2月1日まで開催されるそうです。



講師陣の紹介の様子

「講義の日程と内容」

第1回	10月5日	本講座の目的、講師陣紹介、土地家屋調査士とは
第2回	10月12日	土地の表示に関する登記(総論)
第3回	10月19日	土地の登記実務
第4回	10月26日	土地の登記実務
第5回	11月2日	測量の基礎知識
第6回	11月9日	建物の表示に関する登記(総論)
第7回	11月16日	建物の登記実務
第8回	11月30日	土地制度概説
第9回	12月7日	公図と境界の法的性質
第10回	12月14日	筆界特定制度と境界確定訴訟(鑑定業務)
第11回	12月21日	境界紛争と土地家屋調査士 ーADRへの取組みを中心にー
第12回	1月18日	境界問題に関するロールプレイ(1)
第13回	1月25日	境界問題に関するロールプレイ(2)
第14回	2月1日	講座を振り返って(ディスカッション・アンケート)

日程では第12回、第13回の講義には境界問題についてのロールプレイをするということです。私も所属の愛媛会のADRの研修会等で何度かロールプレイの経験はありますが、やってみると難しかった経験があります。学生さん達にロールプレイがどのように感じられるか、楽しみではあります。

講義の後半では横井総務部次長から「土地家屋調査士とは」と題して、土地家屋調査士の仕事内容についての講義がありました。講義の冒頭で「土地家屋調査士という名前を聞いてどのような想像をしますか?」という質問を横井先生がしました。その回答としては「土地にどのような建物があるか調査をする人。」「土地と建物の登記に関する仕事。」という回答でした。まあ、学生さん達の認識としては合っているのではないのでしょうか。

そして、当日配布された漫画の小冊子を使用して「新居ができるまで」ということで「たつお君と里子さんがおじさんから土地を分けてもらい、登記手続などを土地家屋調査士の山田さんに相談しながら新居を建てるまでの物語」を参考に土地の分筆までの手続を中心に説明しました。その中で、土地家屋調査士の業務と目的を知ってもらう意味で、次のような簡単な穴埋め問題も行いました。

[穴埋め問題]

【土地家屋調査士法】

(目的) 第1条

この法律は、土地家屋調査士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、不動産の表示に関する[]に資し、もって[]の[]に寄与することを目的とする。



講義中の横井総務部次長

(業務) 第3条

調査士は、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。

- 1 不動産の表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関する[]
- 2 不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求についての代理
- 3 不動産の[]の申請手続又はこれに関する審査請求の手続について法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録の作成

(選択肢)

- ・不動産に係る国民の権利
- ・登記手続の円滑な実施
- ・明確化
- ・特定
- ・調査又は測量
- ・価格の調査
- ・表示に関する登記
- ・権利に関する登記

土地家屋調査士の皆さんは解答できて当たり前ですが、さすがに法学部の学生さんが多いということで、ほとんど正解の解答をしていました。

また、土地分筆の依頼を受けた土地家屋調査士が「調査」、「立会案内」、「境界立会」、「測量」、「登記申請」の作業流れを順に追って説明しました。「調査」においては法務局に保管してある14条地図、公図、登記事項証明書の見本をパネルに映して説明していました。「測量」ではGPSやトータルステーションといった、実際に我々が使用している機器をパネルに映して紹介をしていました。

講義の最後に今後の講義の参考にと簡単なアンケートを採り、学生さん達に早めの昼休みをと、この日の講義は少し早く終了しました。

講義後、香川会の会館に立ち寄らせていただきましたが、次回以降の講義について打合せをしている香川会の講師陣の姿がありました。「土地家屋調査士を知ってもらいたい。」という思いで始めた講義ですので、近い将来、この講義を受講している香川大学の学生さん達の中から「土地家屋調査士」という仕事を志す人が現れるのを期待したいと思います。

広報員 中西 浩

「土地の日フェア2010」シンポジウム開催

10月1日(金)、住宅金融支援機構本店1階「すまい・るホール」において国土交通省土地月間実行委員会の主催で、土地の日フェア2010シンポジウムが開催されました。開催に先だち、内田要国土交通省土地・水資源局長から、今春の国土調査法改正により地籍調査の促進を図っており、全国的に地価下落するなか山村・都市の基本調査を推進している現状とシンポジウム等を開催して各市区町村に地籍整備の重要性を広めることに全力を挙げているところだすところと挨拶がありました。

前半は空間情報学を研究テーマに10年以上研究されている、清水英範先生(東京大学大学院工学系研究科教授)の特別講演があり、「よみがえる江戸の眺望-GISを利用した都市景観の再現-」と題してパソコンで江戸の街から見える景色を再現していただきました。まず天保図に三角網とアフィン変換を用いて幾何学的補正を加えました。そして明治時代に作成された「東京図測量原図1/5000」にリンクし標高データを与えて地形モデルを作成しました。最後に建造物等時代考証とモデリングし、特に「高さ」の考証を重視しました。そして作成された再現事例では、広重や北斎の描いた日本橋や駿河町、霞ヶ関の浮世絵をCGで再現していただきました。

江戸城は、明暦の大火(17世紀)で天守閣は焼失し以後再建されなかったもので、再現された日本橋から見る景色は江戸城の櫓が貸蔵の上にポツポツ見えますが、日本人のこころ「富士山」はなんと左に20度向かなければ見えません。広重や北斎の描いた景色は、

1つ東にある江戸橋から見えるものでした。江戸城+富士山という構図は日本人の写実主義と印象主義が独特の遠近表現方法に重なっているように感じました。「決して見えないものを強引に描くのではなく、構図にデフォルメを加え情趣ある誇張をもって描かれた」と、そして「現在の都市施設(道路や河川、宅地、公園など)は江戸時代と隔絶した都市ではない。地理的・歴史的に恵まれた貴重な大地にあり、そういった伝統も大切にしてこそ都市再生である」と締めくくられました。

後半は「取引の機会等をとらえた地籍整備の促進について」と題してのパネルディスカッションが行われました。

パネリストは(50音順)

方波見 正 (社団法人全国測量設計業協会連合会 常任理事)

國吉 正和 (日本土地家屋調査士会連合会常任理事)

清水 英範 (東京大学大学院工学系研究科教授)

藤巻 慎一 (森ビル株式会社都市開発事業本部企画開発4部長)

コーディネーターは、

角南 国隆 (国土交通省土地・水資源局国土調査課長)

という各界の専門家諸氏によるディスカッションでした。

自己紹介ではそれぞれ

方波見 「測量業者として30年関わってきたが器械・技術の進歩と同時に専門家から総合専門技術者へと変革してきた。」

國吉 「調査士とは何ぞや?と業種認知の啓発に始まり、筆界特定・ADR・法務省の14条地図作成、そして近年は地籍調査にも業務拡大しています。」

清水 「数理的手法をもって都市を紐解き、多目的地籍利用を提唱している。」

藤巻 「お婆ちゃんとお茶を飲み、役所との打合せに奔走しています。地籍整備の一番の恩恵者です。」

パネリストの自己紹介後、藤巻氏より、六本木ヒルズ11ha再開発の事例で地籍未整備エリアでの労



特別講演(清水英範氏)

苦(特に法整備やタイムコスト)について説明と、地籍整備実施の要望がありました。

角南 「昭和26年から全国の49%ほどを地籍整備してきましたが近年はDID地区を重点に民間活力を利用して行われています。都市部では低実施率ですが、土地を売るときには地籍整備が行われていないと支障をきたしますか?」

國吉 「規模は小さいですが土地を分ける・売る時に不便なことがあります。ほとんどの方が登記所に資料があると安心されていますが、東京では昭和40年以降に地積測量図が備わった地域が多いので客観的資料が乏しく、隣接地の所有者に境界確認のためのお願いをする立場になり、早急に地籍整備が必要です。」

角南 「図面等が無いときやコストがかかることを思えば、いざというときに備えて地籍整備は急務といえますが、多年地籍整備に携わった方波見さんはどうでしょうか?」

方波見 「集落共有地など数百人の共有の土地があり、相続登記未了などが原因で最終的に所有人が3万人を超えてしまった土地があり大変苦労しました。」

角南 「地籍調査や買収時だけでなく、後の管理も大事ではないでしょうか?」

清水 「都市部では特に整備が遅れていて地籍が明確でない土地が多く、官民協働して法19条5項※の指定を含め官民境界を先行して確定することは大事です。阪神・淡路大震災では上下水道や道路といった公共物を復旧するにも、地籍調査が未整備だったので正確な境界に関する記録がなく、復旧に多くの時間がかかりました。」

角南 「民間法人に業務委託することについてどうでしょうか?」

國吉 「阪神・淡路大震災の教訓として専門業者単体ではなにも貢献できず、今、東京土地家屋調査士会ではまちづくり支援機構と協力して、災害復興まちづくり支援機構をつくりました。他士業の方を含め市区町村と協定を結び、木造密集地など

で平時から防災訓練をして、災害に強い街を作ることを提唱していますが、やはり土地の権利関係を含め地籍が明確なことが大前提です。」

角南 「各市区町村では地籍整備担当者が2名そこそこと乏しく、人員を割けない自治体の負担を減らすよう国土交通省でも努力していますが。」

方波見 「自治体の人員が少なく住民説明会がおろそかになりがちです。」

角南 「法19条5項※による他者の成果を利用することについてはどうでしょうか?」

國吉 「土地家屋調査士も国家座標による地籍整備にリンクして、地積測量図を作成する際に近傍に国家基準点等がない場合、登記基準点を設置して精度維持を図っているので公共測量成果として採り上げてほしいと思います。」

方波見 「とりわけ都市部では基準点設置の比重が大きくなるので、その点を補助してほしいと思っています。」

角南 「最後に一言をお願いします。」

方波見 「固定資産税の面積根拠は登記簿なので、地籍調査の重要性は特に大きいと思います。」

國吉 「1つ1つの土地が明確になると同時に、現地にやはり境界の目印を残していきたいです。『杭を残して悔いを残さず』は我々のキャッチフレーズです。」

藤巻 「現在の境界確定の手法を考えると、官民先行地籍整備を進めていただきたいと思います。現



パネルディスカッション

在も8 haの再開発を行っているが六本木ヒルズの二の舞です。」

清水 「山村部でも高齢者が多くなり、また、過疎化が進んで境界確認の作業が負担となっています。」

角南 「法19条5項※による他成果の利用を図り、また、こういったシンポジウムを開催し自治体や住民にもっと地籍整備の重要性を広めていきたいと思います。本日はご多忙の中ありがとうございました。」

感想

国土調査は都市部では低実施率でしたが、今後は大幅な進捗が期待されます。制度制定から60年、土地家屋調査士の培った素養は、地籍調査の担い手として、国家と国民の「頼もしい助っ人」になりうる、というのは過言でしょうか。

※注：国土調査法 第19条 5項

国土調査以外の測量及び調査を行つた者が当該調査の結果作成された地図及び簿冊について政令で定める手続により国土調査の成果としての認証を申請した場合においては、国土交通大臣又は事業所管大臣は、これらの地図及び簿冊が第2項の規定により認証を受けた国土調査の成果と同等以上の精度又は正確さを有すると認めたときは、これらを同項の規定によつて認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして指定することができる。

広報員 石野 貢男



日米ADRシンポジウム

日本における良きADRの実現と飛躍的普及をめざして

—日米ADRの現状から学ぶ—

平成22年9月2日(木)、弁護士会館において「日米ADRシンポジウム」が開催された。参加者は実務家、学識者ら総勢204名であったが、いわば我が国のADRを牽引する層々たるパイオニアが一堂に会したシンポジウムであった。

まず、開催にあたり、岡田康男当シンポジウム実行委員長(弁護士・東京弁護士会)から開催の趣旨が説明された。

同氏は東京弁護士会主催の紛争解決センターの利用件数が統計上近年減少傾向にあることに対し、今後の運営を憂慮されていた。その原因として考えられるのは、ADRの認知度が低く、市民に普及していかないことであり、その発展の端緒はADRの手続の質の向上であると確信されていた。そこへレビン小林久子教授(九州大学)から、ADR先進国の米国より今回お招きした両講師の来日の予定の情報を得、時機を投じて今回のシンポジウムを企画されたとのことである。

このシンポジウムを契機に日本の制度を再考し、市民のための納得のできる手続として、また、紛争当事者にとって第一番目の選択肢となる手続として、ADRを飛躍的に発展させるよう「眠れる巨人(ADR)をこのシンポジウムで目覚めさせよ。」というスローガンを掲げて、開会を宣言された。

続いて、若狭一夫東京弁護士会会長により「先輩の米国から、ともに学びたい。」、河野俊行教授(九

州大学)から「協力者の立場として考える機会を持ちたい。」との挨拶があり、シンポジウムは幕を開けた。

第1部 基調レポートその1

①「米国におけるADR」

ダン・ワイツ弁護士

ワイツ氏はニューヨーク州政府ADR制度推進部副ディレクターでもあるという立場から米国のADRの現状を報告された。

米国には概観上、州裁判所と連邦裁判所で行われるADRと、民間型ADRが存在する。訴訟爆発の米国にとっては裁判所の行うADRも有効な解決手段として、積極的に利用されている。一方、民間ADRも営利型や非営利型含め、多数の団体が存在する。中でも米国仲裁協会(American Arbitration Association:AAA)は年間23万件の事件を扱うということである。そうした環境からか、例えば商事取引の際、「紛争が生じた場合の解決手段として、第一にADRを選択する。」という事前契約を締結する場合もあるそうで、ADRはビジネスの場においても利用されているとのことである。

次にADRの財産的基盤の確保について、ワイツ氏は次のように述べた。ニューヨーク州では、手続きが無料または低コストの民間団体に対し、州が年間900万ドルを補助しているとのことである。なお、利用者の負担額は一人当たり平均90ドルということである。

さらにワイツ氏は終結までの期間についても説明された。調停が1回の期日のみで終結する場合、センターへの最初の訪問から17日、複数期日開催の場合でも83日という期間で解決への導きができているということである。訴訟では数年間必要な問題解決がまさに「安くて、早い」解決になるということ、何よ



開催の趣旨説明をされる岡田康男実行委員長

り利用者の満足度も非常に高いことを強調された。

②「調停人のスキルの向上に向けて」 「世界における最近の調停動向」

リーラ・ラブ教授(弁護士)

ラブ教授は米国でのADRの促進と調停人の養成プログラムとがパラレルの関係にあることを報告された。調停の成否は調停人の質によるものが多く、プログラムには紛争スタイルの理解、交渉理論の理解、実質的なスキル、倫理と文化への自覚といった内容のものを盛り込んでいる。調停人希望者はそうしたトレーニングを最低24時間、家族問題の調停人は48時間、長い場合は4～5年かけて、幾度も繰り返す。主に法曹関係者の調停人は自分たちのカウンセリングの技術の向上のためにも、積極的にこのトレーニングを受講しているということである。また、トレーナー自身もプログラムを評価し、改善を続け、調停人の質を担保する努力を継続しているという報告であった。

そうした調停人の質の向上が、ひいてはADRの質そのものを保全するものであり、研究者として、実践者として、ADR発展への期待を持ち続けることが必要であることを強調された。

次に世界的な動向について説明された。EU、ロシア、アジアなど、ADRへの関心と立法化が増大している。しかし、一方でADRの最大の目的である「和解を得る。」という認識にギャップが生じていることを指摘された。それは「和解を得る。」ためにはケースごとにその調停の目的が異なってくる、つまり持続的な合意と一時的でも最適な合意、あるいは当事者間の関係の修復である場合とこれ以上関係を損ねない場合、のようにそれぞれの目的にあった調停を実践すべきであるということを述べられた。そのためにはその国独自の文化に根ざした方法を涵養していくこと、そしてその根底に人種の、歴史的な自国の背景を自覚することが大切であると話された。

③「アジア調停研究者円卓会議」

レビン小林久子教授

レビン教授は当シンポジウムの前日に九州大学で開催された「アジア調停研究者円卓会議」の内容を報

告された。

アジア諸国でも急速な国際化や近代化に伴い、裁判外の紛争解決手続の必要性が拡大しているが、中央集権的権力志向に慣れたアジア諸国で、欧米型調停を導入・制度化していくのは困難であると感じられた。そのため、アジア諸国で今後の調停を発展させるために研究者を集結させたとのことである。

レビン教授はまた、日本のADRが職域の侵害を危惧する士業と新規に参入可能になった士業、また法的整合性の高い調停と当事者の自主性を重んじる調停との対立構造になりつつあることを懸念されている。ADRを発展させるためには、実践者がそれぞれの職域のためではなく、利用者のために共同してADRを育てていくという共通認識を形成していく必要があり、研究者はそれを十分にサポートしていかなければならないと言明された。

④「ADRの現状と課題」

棚瀬孝雄弁護士(東京弁護士会)

棚瀬弁護士は研究者として、また、弁護士としての立場から日本のADRの現状について報告された。

平成20年度に東京弁護士会紛争解決センターに申し立てられた105件の事件のうち、半数以上が弁護士代理人の関与する申立てであることから、現場での弁護士の関与のあり方を検証することが必要であることを話された。

また、我が国のADR法(「裁判外紛争解決利用の促進に関する法律」)が用意するシステムにおいては弁護士の関与がやや過剰な傾向が見受けられるのではないかと指摘された。

棚瀬弁護士のお話の中で「弁護士の干渉により、紛争のオーナーである当事者から、紛争が当事者の手を離れていく。」という表現には弁護士に限らず、専門家として関与するすべての資格者らが自分自身の在り方を省みなければならないと感じた。

⑤「岡山弁護士会の挑戦と課題」

鷹取司弁護士(岡山弁護士会)

鷹取弁護士は岡山仲裁センターの設立当初より関与され、継続してセンター発展に寄与された立場から、その特色と課題について報告された。岡山仲裁センターでは大きく2つの特色を持つ。1つは弁護

士以外の専門家が専門委員として関与することであり、もう1つは当事者同席での対話を重視する方法を積極的に取り入れていることである。設立後13年のセンターへの申立件数は1,600件余りとなり、近年医療分野・行政分野へと新たな窓口を拡大している。のちのディスカッションで波多野二三彦弁護士(東京弁護士会)が「岡山の成功の鍵は法律相談所をいたるところに作ったことだ。」と言われるとおり、各法律事務所が前置でセンターの相談を受ける仕組みを取り入れている。

対内的な取り組みとして、内部広報の「仲裁センターニュース」を発行し、会員自身が一番の理解者、利用者そしてリピーターになってもらうよう啓蒙を続けているとのことである。また、利用者からのアンケートによると、当事者の満足度はいわゆる同席・対話型の方が別席・評価型による方法よりも高い傾向があるということも併せて報告された。

今後の課題はプロの調停人の育成と研修を継続し、裁判所の補完的制度ではないさらに満足度の高いADRを実践していくことである。そしてADRへの信頼が高まれば、補助金での運営を含めて財産的基盤の確保も期待ができるのではないかとのお話であった。

第2部 フルディスカッション

テーマを下記の2点に絞り、数名のパネリストが登壇した。

- (1) 飛躍的ADRの普及の実現
- (2) 効果的な調停人養成の工夫

実務者からは現場の苦悩や将来像への期待の声が挙げられた。

ADRは費用対効果が即座に検証できず、そのため担当者はどこかボランティアとして取り組んでいる感を否めない。しかし、将来はビジネス性のあるADRや、補助金で運営する仕組みができる可能性があるとの意見があった。また、調停の技法そのものが自分自身の振り返り、まさに日常の業務そのものであり、継続したトレーニングは日常の相談・交渉の質を高めると実感する声もあった。

一方、研究者からは極めて辛口の意見が辛辣にとびかった。弁護士団体のADRへの干渉が制度発展



ダン・ワイツ弁護士(右)とリーラ・ラブ教授(中央)

の一種の足かせになっている。また、現在多数見受けられる裁判所における調停と近似したADRのあり方は利用者の信頼に応えようとしておらず、不要な事実認定や法的分析により、むしろ将来に向けた解決を考える制度として見直すべきであるとの意見も聞かれた。

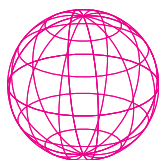
会場が時間の拘束のない弁護士会館であったため、閉会時刻一時間を経過してもなお、闊達な議論が続いた。夕刻6時を過ぎ、鈴木康人弁護士(東京弁護士会)から、「将来は米国に向けて、これが我が国のADRであると紹介できる日を夢見て」、と閉会のあいさつがされ、幕を閉じた。

この後、会場を会館内別室に移動し、懇親の場となった。会場は手造りの装飾で彩られ、担当者の心のこもったおもてなしを受けた。フリースピーキングあり、手品ありの終始和やかな懇親会であった。

この中で、リーラ・ラブ教授は日本人の「おじぎ」と「名刺交換」の慣習を高く評価された。特に「おじぎ」の動作、姿勢は相手に敬意を払う意識そのものを強く感じられると話された。明確な言語での主張を尊重する文化と不文律の道徳をもって貴しとする文化との本質的な違いを十分認識し、安易に米国に追従することなく、我が国日本のADRを涵養していくことの大切さを感じた。

さて、目覚めたであろう巨人はこれからどう活動していくのだろうか。

広報員 金関圭子(岡山会)



第1回オンライン登記申請促進組織ブロック全体会議報告

日本土地家屋調査士会連合会ではオンライン登記申請促進のため、制度対策本部にオンライン登記推進室を設置し、オンライン登記申請促進のための様々な活動を全国に組織したブロック協議会オンライン登記申請促進組織、各会におけるオンライン登記申請促進組織との連携を図りながら進めています。

平成22年10月6日(水)、7日(木)の両日にわたり、来年2月14日に予定されている新システムへのスムーズな移行について協議を行った。今回の会議では、6日(水)に法務省より新システム担当者による体験版申請用総合ソフト(以下「プロトタイプ」という。)の説明が行われ、7日(木)はプロトタイプの説明を受け、今後の会員サポート(研修等含め)への対応について協議した。

日時：平成22年10月6日(水)午後1時15分から7日(木)正午まで

場所：連合会会議室

出席者：〈オンライン登記推進室〉

関根制度対策本部副本部長、

國吉制度対策本部副本部長(オンライン登記推進室長)、

小野・漆畑・廣瀬・神前・中原・奥村・眞鍋制度対策本部員

〈ブロック協議会オンライン登記申請促進組織〉

関東：原田リーダー、近畿：檀浦リーダー、

中部：茶谷統括責任者、中国：堀口リーダー

九州：水竹統括責任者、東北：川瀬リーダー、

北海道：梅澤リーダー、四国：滝川統括責任者



参加者一同

プロトタイプに関する説明会

法務省担当者から、今回配布するものは平成23年2月14日(月)からの運用開始に向けて、広く利用者に新システムを体験していただけるよう、本年11月8日(月)から、「申請用総合ソフト」の通信に関する機能を制限した「体験版申請用総合ソフトβ版」のプロトタイプである旨の説明があった。

今回配布するにあたって、新システムの配布を開始した時点において、同ソフトに関する問合せが多数見込まれるほか、オンライン利用促進のため、その操作方法等の事前の習熟が必要であることから、「体験版申請用総合ソフトβ版」の配布に先立って、プロトタイプを配布することによって研修会の資料等に利活用することが目的であることが述べられた。

現段階でのものであるため、機能の一部に不具合、また、デザインの変更などがあることも併せて説明がなされた。



法務省説明風景

担当者からの説明はプロトタイプを各委員のパソコンにインストールすることから始まり、プロトタイプについての機能、申請用総合ソフトとの相違点、

データ管理、申請書作成、電子署名といった新オンラインシステムの概要と現行システムからの変更点について、サポートHPの作成など、事前に体験した方がよいことなどが網羅されていた。

現在、各委員が手分けしてプロトタイプを使用して様々な確認作業、改善点などの確認が行われており、詳細については、分かり次第、報告することとする。

7日(木)の主な協議内容としては新システム移行について、研修会の実施についてが主な議題であった。新システムへの移行に関する注意点については、会報10月号「特定認証局の動き」を参照いただけると分かるように全く別システムとなるため、ユーザー登録から始まり、環境設定などを再度行う必要があることから、事前の周知方法について議論した。また、プロトタイプについては法務省から関係者(会員対象)への配布の許可をいただいたので、研修会で使用する資料の準備、研修体制の確認(地元法務局との連携)、研修の実施について協議された。

新システムではユーザーの使い勝手が向上している印象を受けました。まだ、オンライン登記申請を体験されていない方はこの機会にぜひ対応をお願いいたします。また、すでにオンライン登記申請に対応されている方は今後の研修会などの情報に注意され、スムーズな移行をお願いいたします。

広報部次長 廣瀬 一郎

土地家屋調査士法第3条第2項第2号の 規定に基づく認定発表

土地家屋調査士法における民間紛争解決手続代理関係業務について法務省令で定める法人が実施する研修（土地家屋調査士特別研修）であって法務大臣が指定する課程を修了した者の申請に基づき法務大臣が民間紛争解決手続代理関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定した者は以下のとおりである。

（平成22年10月15日官報公告、認定番号順に掲載）

東京土地家屋調査士会 35名

氏名	認定番号	登録番号
平井克巳	501001	東京 7246
松井隆明	501002	東京 7192
須藤哲夫	501003	東京 6118
及川修爾	501004	東京 6468
金城一史	501005	東京 7521
小泉清光	501006	東京 6761
丸山晴広	501007	東京 7162
力石洋平	501008	東京 7620
古川 孝	501010	東京 7560
杉本政昭	501011	東京 7026
齋藤 徹	501012	東京 7411
山田高志	501014	東京 7484
小島かおり	501015	東京 7589
穂積安昭	501016	東京 7561
白神悦夫	501017	東京 7335
山本亮一	501018	東京 7389
秋山 太	501019	東京 7581
高橋秀明	501021	東京 7444
星野恭裕紀	501022	東京 6876
田畑辰雄	501023	東京 7552
滝口敏雄	501024	東京 6316
小林 悟	501027	東京 7470
土田貴匡	501028	東京 7607
奥村 忠	501029	東京 7479
好村郁子	501030	東京 7557
長澤泰山	501031	東京 7517
浅川正雄	501032	東京 7305
菊池 豪	501033	東京 7533
藤枝一郎	501035	東京 7422
宮崎裕子	501036	東京 7341
藤原 修	501037	東京 7536
尾鷲徹也	501038	東京 7553
小川 洋	501040	東京 7000
柴寄 霞	501041	東京 7445
渡見文雄	501042	東京 7559

神奈川土地家屋調査士会 13名

氏名	認定番号	登録番号
笠原哲二	502001	神奈川2308
小田 靖	502002	神奈川2830
田代喜美子	502003	神奈川2824
佐浦秀己	502004	神奈川2862
原光勇司	502005	神奈川2785
渡部雅行	502006	神奈川2628
坂田哲造	502007	神奈川2861
山口啓太郎	502008	神奈川2132

佐々木謙一	502009	神奈川2809
高杉 充	502010	神奈川2337
西野 稔	502011	神奈川2820
内西秀暢	502012	神奈川2878
青木一高	502013	神奈川2852

埼玉土地家屋調査士会 12名

氏名	認定番号	登録番号
井野大佑	503001	埼玉 2324
熊木 茂	503002	埼玉 1568
千布利行	503003	埼玉 2391
小高一嘉	503005	埼玉 2377
大澤和仁	503006	埼玉 2432
橋本 靖	503007	埼玉 2452
佐藤建夫	503008	埼玉 2470
工藤俊郎	503009	埼玉 1983
吉富正秀	503010	埼玉 2465
飛田正樹	503011	埼玉 2127
千木良博	503012	埼玉 1863
志村 厚	503014	埼玉 2449

千葉県土地家屋調査士会 35名

氏名	認定番号	登録番号
伊藤正弘	504001	千葉 1885
佐藤 勉	504002	千葉 1550
小出幸一	504003	千葉 1731
遠山喜良	504004	千葉 1641
渡部健治	504005	千葉 1887
瀧野孝祐	504006	千葉 1815
梶川良一	504007	千葉 1674
池端隆尋	504008	千葉 1567
神谷宗孝	504009	千葉 1773
山崎秀夫	504010	千葉 1611
田中彦一	504013	千葉 1798
金子保夫	504014	千葉 1780
西内正道	504015	千葉 1767
大木信喜	504017	千葉 1122
中村一善	504018	千葉 1043
寺田 徹	504019	千葉 1994
染谷昌仙	504020	千葉 1173
土肥信介	504021	千葉 1518
飯沼敏夫	504022	千葉 1545
福原智記	504023	千葉 1630
本多清一	504024	千葉 2061
小林義幸	504025	千葉 1849
下条義明	504026	千葉 1909
篠塚陽次	504027	千葉 1143
作田義美	504028	千葉 1153

土倉靖章	504029	千葉 1861
平松誠司	504030	千葉 1819
富田秀昭	504031	千葉 1965
池田幸司	504032	千葉 1747
磯野義和	504034	千葉 2011
品田拓哉	504035	千葉 1855
高橋文雄	504036	千葉 1267
齊藤雅人	504038	千葉 2051
伊藤貴史	504039	千葉 2047
古見尚子	504040	千葉 2067

茨城土地家屋調査士会 10名

氏名	認定番号	登録番号
木村昭人	505001	茨城 1308
高橋 寛	505003	茨城 1396
飯塚信夫	505004	茨城 982
田中義廣	505005	茨城 1384
関川幸浩	505006	茨城 1391
日向寺智尚	505007	茨城 1343
三石隆司	505008	茨城 1387
寺内良征	505009	茨城 1381
大井峻志	505010	茨城 1400
坂本親信	505011	茨城 1380

栃木県土地家屋調査士会 24名

氏名	認定番号	登録番号
荻野目靖	506001	栃木 842
小栗敏昭	506002	栃木 360
五月女伸介	506003	栃木 886
永岡雅大	506004	栃木 885
佐藤栄一	506005	栃木 750
植木則久	506006	栃木 772
平山久義	506007	栃木 792
上野 亮	506009	栃木 833
佐藤泰夫	506010	栃木 863
山田恭平	506011	栃木 779
松原明彦	506012	栃木 889
栃村信夫	506013	栃木 710
大谷佳史	506014	栃木 882
鈴木正浩	506015	栃木 852
藍原正光	506017	栃木 798
我妻知紀	506018	栃木 880
山本裕昭	506019	栃木 884
西田昌太郎	506020	栃木 883
加藤尚史	506022	栃木 849
稲葉良夫	506023	栃木 778
福田智之	506024	栃木 861
小峰一夫	506025	栃木 817

豊田幸男 506026 栃木 732
白井 章 506027 栃木 759

群馬土地家屋調査士会 17名

氏名	認定番号	登録番号
吉野典房	507001	群馬 887
高柳光史	507002	群馬 749
吉井丈敏	507004	群馬 879
須永政幸	507005	群馬 838
小野寺昭人	507006	群馬 902
七五三木正	507007	群馬 596
徳江正幸	507008	群馬 977
辻 俊司	507010	群馬 881
赤石曉一郎	507011	群馬 661
石原 豊	507012	群馬 900
表野真祐	507013	群馬 889
岡本芳行	507014	群馬 757
齋藤岳彦	507015	群馬 801
藤掛芳夫	507016	群馬 760
金井安弘	507017	群馬 969
須永和也	507019	群馬 986
田村季之	507021	群馬 980

静岡土地家屋調査士会 31名

氏名	認定番号	登録番号
伊藤 昇	508001	静岡 1388
正田昭義	508002	静岡 1509
我妻卓幸	508003	静岡 1461
森 伸治	508004	静岡 1675
加藤秀明	508005	静岡 1408
宮上実芳	508006	静岡 1324
泉地進吾	508007	静岡 1559
中川信幸	508008	静岡 1683
木下忠義	508009	静岡 1451
小野島尚	508010	静岡 1490
堀池一彦	508011	静岡 1537
澤登 均	508012	静岡 1670
内山綱良	508013	静岡 1638
柳田誠人	508014	静岡 1502
小野江秀文	508015	静岡 1659
池田拓人	508016	静岡 1636
山本勝美	508017	静岡 1427
根本敦志	508018	静岡 1667
鷺坂優子	508019	静岡 1340
鷺坂隆太	508020	静岡 1516
牧田雄嗣	508021	静岡 1674
安田欣市	508022	静岡 1452
中村和史	508023	静岡 1530
池谷 健	508024	静岡 1668
渡邊良秀	508025	静岡 1504
長房訓章	508026	静岡 1590
平下達也	508027	静岡 1656
野田幸嗣	508028	静岡 1657
長田卓也	508029	静岡 1669
古橋敏彦	508030	静岡 1319
小林陽司	508031	静岡 1652

山梨県土地家屋調査士会 8名

氏名	認定番号	登録番号
小泉光正	509002	山梨 348
黒瀬純宏	509003	山梨 371
天野 映	509004	山梨 370
藤本秀昭	509005	山梨 365

坂本 寛 509006 山梨 373
武井新吾 509007 山梨 338
樋川孝浩 509008 山梨 359
加賀美祐次 509009 山梨 375

長野県土地家屋調査士会 17名

氏名	認定番号	登録番号
大内一之	510001	長野 2516
傳刀義正	510002	長野 2393
奥原一吉	510003	長野 2201
滝澤一成	510004	長野 2163
小口得也	510005	長野 2510
品田尚志	510006	長野 2539
北城弘幸	510007	長野 2541
山室健三	510008	長野 2492
堀内正敏	510009	長野 2529
立野裕紀	510010	長野 2528
田仲篤司	510011	長野 2535
鈴木良介	510012	長野 2433
久保田俊彦	510013	長野 2446
久保智則	510014	長野 2519
佐藤 進	510015	長野 2484
寮喜 博	510016	長野 2547
牛越一明	510017	長野 2537

新潟県土地家屋調査士会 6名

氏名	認定番号	登録番号
井浦義之	511001	新潟 2092
若杉裕生	511002	新潟 2145
横山 滋	511003	新潟 2034
海津治久	511004	新潟 1846
金子賢一郎	511005	新潟 1899
藤田雅裕	511006	新潟 2154

大阪土地家屋調査士会 30名

氏名	認定番号	登録番号
大原政男	512001	大阪 2857
島田大介	512002	大阪 2666
奥須賀昭剛	512003	大阪 1598
黒田 聡	512004	大阪 2397
野中 実	512005	大阪 2121
谷口 靖	512006	大阪 3031
中川 仁	512007	大阪 3082
松川浩一	512008	大阪 3102
吉田正紀	512009	大阪 2290
八幡憲一	512010	大阪 3015
辻田智博	512012	大阪 3090
安原義弘	512013	大阪 2082
與倉郁朗	512014	大阪 2288
上田智章	512015	大阪 3030
大山龍一	512016	大阪 2640
田中秀典	512017	大阪 3079
小川佳伸	512018	大阪 2806
森山泰久	512019	大阪 2853
西田博雄	512021	大阪 1893
舩原大弘	512023	大阪 2477
谷垣和弘	512024	大阪 3059
塩賀崇史	512025	大阪 3025
森 光広	512026	大阪 2630
坂田宏志	512027	大阪 3085
京谷智弘	512028	大阪 3078
芝田智裕	512029	大阪 3084
水野 浩	512030	大阪 2855

今面眞佐美 512031 大阪 2471
南野佳奈 512032 大阪 2848
戸川勝寛 512033 大阪 2629

京都土地家屋調査士会 8名

氏名	認定番号	登録番号
盛田尚樹	513001	京都 803
木村正和	513002	京都 562
宮坂雅人	513003	京都 649
中村哲也	513004	京都 805
前野新治	513005	京都 703
橋爪美国	513007	京都 509
築山正人	513008	京都 786
谷口 治	513009	京都 635

兵庫県土地家屋調査士会 16名

氏名	認定番号	登録番号
吉良守史	514001	兵庫 2153
江本敏彦	514002	兵庫 1590
部屋昇壮	514003	兵庫 2347
福本敬視	514004	兵庫 2351
岩見健次郎	514005	兵庫 2187
田中泰司	514006	兵庫 1988
河嶋哲也	514007	兵庫 2345
河嶋 明	514008	兵庫 1755
増田仁志	514009	兵庫 2171
山本裕一郎	514010	兵庫 2350
河原光男	514012	兵庫 1912
長澤典永	514014	兵庫 2242
管村謙一	514015	兵庫 2318
鬼頭一伸	514016	兵庫 2273
安西輝貢	514019	兵庫 2338
高松晋輔	514021	兵庫 1923

奈良県土地家屋調査士会 19名

氏名	認定番号	登録番号
谷口信夫	515001	奈良 199
中嶋哲也	515003	奈良 405
小山博巳	515004	奈良 288
福光法仁	515005	奈良 255
川野辰志	515006	奈良 239
上田敬三	515007	奈良 354
松下光一	515008	奈良 323
小野 豪	515009	奈良 341
古久保隆司	515010	奈良 312
森本英利	515011	奈良 357
池田 洋	515012	奈良 399
森本正文	515013	奈良 267
平沼真士	515014	奈良 387
森田昌宏	515016	奈良 330
麓 昌治	515017	奈良 391
伊東将臣	515018	奈良 412
西浦新二	515019	奈良 404
畔岡好信	515020	奈良 315
島田勝司	515021	奈良 402

滋賀県土地家屋調査士会 8名

氏名	認定番号	登録番号
杉谷 篤	516001	滋賀 280
西村和洋	516002	滋賀 368
堀江宗徳	516003	滋賀 405
熊谷直樹	516005	滋賀 281
古田昭典	516006	滋賀 245

渡辺昌芳	516007	滋賀 396
田中敏也	516008	滋賀 402
小堀直喜	516010	滋賀 365

和歌山県土地家屋調査士会 10名

氏名	認定番号	登録番号
秋月 圭	517001	和歌山402
岡田 治	517002	和歌山309
宮本 良	517003	和歌山406
峯野壽之	517004	和歌山336
中野浩二	517005	和歌山293
長岡史郎	517006	和歌山404
石垣秀幸	517007	和歌山360
福本和哉	517008	和歌山400
志波正歳	517009	和歌山329
桶本文春	517010	和歌山333

愛知県土地家屋調査士会 23名

氏名	認定番号	登録番号
小島一晃	518001	愛知 2571
森 公志	518002	愛知 2722
瀧 裕太	518003	愛知 2685
伊藤 崇	518004	愛知 2718
鶴田宙昭	518005	愛知 2694
服部 敦	518006	愛知 2711
吉田真丈	518007	愛知 2522
高杉 勇	518008	愛知 2450
神谷正樹	518009	愛知 2704
小林哲三	518010	愛知 2611
櫻井浩司	518011	愛知 2149
山本孝文	518012	愛知 1769
大津龍太	518013	愛知 2683
平野 肇	518014	愛知 2673
遠山和久	518015	愛知 2452
井上英一	518017	愛知 2717
吉田直人	518018	愛知 2699
今西貞博	518019	愛知 2457
水野晃子	518020	愛知 2690
近藤晋一郎	518021	愛知 2526
間瀬圭太	518022	愛知 2630
小島邦彦	518023	愛知 2482
川崎 晃	518024	愛知 2697

三重県土地家屋調査士会 21名

氏名	認定番号	登録番号
西出郷志	519001	三重 806
野田秀敏	519002	三重 813
佐藤隆廣	519003	三重 725
吉川清丈	519004	三重 731
濱口慎弥	519005	三重 714
堀江秀弥	519006	三重 795
伊藤友洋	519007	三重 759
西村輝生	519008	三重 468
川村浩司	519009	三重 728
岡本博人	519010	三重 767
光岡載和	519011	三重 831
吉村 工	519012	三重 800
富田常豊	519013	三重 555
中野久生	519014	三重 705
成田 剛	519015	三重 844
上杉和子	519016	三重 746
市川 誉	519017	三重 816
佐治武志	519018	三重 809

神戸照男	519019	三重 645
安田典生	519020	三重 710
中村行彦	519021	三重 826

岐阜県土地家屋調査士会 24名

氏名	認定番号	登録番号
栗野 章	520001	岐阜 1077
今瀬 勉	520002	岐阜 1051
井上幹浩	520003	岐阜 1197
伊藤真也	520004	岐阜 1110
大澤秀樹	520005	岐阜 836
島野有史	520006	岐阜 1125
棚瀬貴司	520007	岐阜 1203
吉田賢一	520008	岐阜 1202
松本達也	520009	岐阜 1148
奥村敏行	520010	岐阜 1181
安藤一也	520011	岐阜 1183
平田恵三	520012	岐阜 1210
伊藤慎二	520013	岐阜 1196
山内 勝	520014	岐阜 854
高木康樹	520015	岐阜 1113
清野秀和	520016	岐阜 1107
原 淳仁	520017	岐阜 1192
藤村光一	520018	岐阜 1195
後藤文秀	520019	岐阜 1206
神谷智則	520020	岐阜 1117
武藤 篤	520022	岐阜 1199
恒任良一	520023	岐阜 1198
福井 大	520024	岐阜 1208

福井県土地家屋調査士会 8名

氏名	認定番号	登録番号
佐竹正博	521001	福井 392
吉村治久	521002	福井 410
加藤直樹	521003	福井 413
酒井邦夫	521005	福井 420
片岡弘章	521006	福井 421
西田和生	521007	福井 424
竹内元一	521009	福井 357
吉田典由	521010	福井 351

石川県土地家屋調査士会 7名

氏名	認定番号	登録番号
永田伸夫	522001	石川 622
佐々木長正	522002	石川 477
上田博司	522003	石川 624
山田 豊	522004	石川 561
川合嘉人	522005	石川 637
西田岳生	522006	石川 576
森下康平	522007	石川 639

富山県土地家屋調査士会 8名

氏名	認定番号	登録番号
松本行史	523001	富山 434
関堂清光	523002	富山 362
寶田明芳	523003	富山 481
牧田啓之	523004	富山 466
橋場政希	523005	富山 474
関川潤一	523006	富山 487
佐渡隆晴	523007	富山 413
砂山貴秀	523008	富山 488

広島県土地家屋調査士会 37名

氏名	認定番号	登録番号
岩田光弘	524001	広島 1779
上田和男	524002	広島 1441
岡野 弘	524003	広島 1718
松原圭祐	524004	広島 1808
宮本真光	524005	広島 1802
岡 信正	524006	広島 1301
山本展啓	524007	広島 1500
吉田倫行	524008	広島 1313
並川雄一	524009	広島 1655
河野智宏	524010	広島 1815
竹下浩二	524011	広島 1437
森田寛三	524012	広島 1663
藤原卓郎	524013	広島 1765
西谷栄基	524015	広島 1758
森迫善昭	524016	広島 1407
山田信昭	524017	広島 1799
桑田和明	524018	広島 1533
箱田伸治	524019	広島 1800
山中 修	524020	広島 1678
湯藤真也	524021	広島 1803
橋本佳代子	524022	広島 1810
清水 純	524023	広島 1160
平田勇司	524024	広島 1539
平原睦博	524025	広島 1666
松本泰弘	524026	広島 1574
小谷敏彦	524027	広島 1807
和田博志	524028	広島 1363
高島義孝	524029	広島 1804
畑田成生	524030	広島 1682
田中良佑	524031	広島 1650
魚谷勇介	524032	広島 1780
國光 和	524033	広島 1811
久保秀幸	524034	広島 1777
松林 勉	524035	広島 1372
黒岩英宣	524036	広島 1198
亀井謙一郎	524037	広島 1809
山下近繁	524038	広島 1575

山口県土地家屋調査士会 6名

氏名	認定番号	登録番号
藤井充弘	525001	山口 924
豊川奎植	525002	山口 891
西田泰則	525003	山口 936
阿部英世	525004	山口 920
林山正人	525005	山口 933
白石龍二	525006	山口 900

岡山県土地家屋調査士会 5名

氏名	認定番号	登録番号
伊東敦史	526001	岡山 1326
井原直樹	526002	岡山 1227
吉長正彦	526003	岡山 1266
藤原重雄	526004	岡山 1102
森本恵子	526005	岡山 1305

島根県土地家屋調査士会 5名

氏名	認定番号	登録番号
坪内聖悟	528001	島根 476
遠藤晃司	528002	島根 489
江崎直史	528003	島根 477
大屋正勝	528004	島根 389

佐々井智恵子 528005 島根 420

福岡県土地家屋調査士会 23名

氏名	認定番号	登録番号
吉村利幸	529001	福岡 1425
朝山貴文	529002	福岡 2039
石橋和明	529003	福岡 1985
仲上和義	529004	福岡 1374
稲吉伸輔	529005	福岡 2138
牧田一秀	529006	福岡 1949
小山田宗夫	529008	福岡 2140
小河 徹	529009	福岡 1458
椎葉健二	529010	福岡 2167
竹下佳宏	529011	福岡 2104
杉山 賢	529012	福岡 1986
田村 洋	529013	福岡 1625
庄籠宏樹	529014	福岡 2084
八田和昌	529015	福岡 2152
丸山知英	529016	福岡 2143
吉永賢治	529017	福岡 1980
本田和男	529018	福岡 1359
吉田健太郎	529019	福岡 2113
吉田正雄	529020	福岡 1699
久原雅明	529021	福岡 2033
高澤雄二	529022	福岡 2125
塚本尊文	529023	福岡 2150
荒巻寛史	529024	福岡 2085

佐賀県土地家屋調査士会

氏名	認定番号	登録番号
古賀俊介	530001	佐賀 532
三原静二	530002	佐賀 467
中溝健二	530003	佐賀 533

長崎県土地家屋調査士会 6名

氏名	認定番号	登録番号
田口康之	531001	長崎 755
山口齊人	531002	長崎 694
角 良一	531003	長崎 613
池田新治	531004	長崎 639
松本忠寿	531005	長崎 679
松下良朗	531006	長崎 641

大分県土地家屋調査士会 7名

氏名	認定番号	登録番号
中野宏司	532001	大分 805
芦刈 泰	532002	大分 802
池本柳太郎	532003	大分 724
宮田忠美	532004	大分 801
都留眞吾	532005	大分 804
薩摩陽平	532006	大分 809
友弘員弘	532007	大分 799

熊本県土地家屋調査士会 24名

氏名	認定番号	登録番号
中根卓朗	533001	熊本 1087
松永雄一	533002	熊本 1124
慶越裕二	533003	熊本 1109
井上光邦	533004	熊本 964
大堀恭司	533005	熊本 1158
森田武雄	533006	熊本 1162
田中正三	533007	熊本 1148
坂本慎也	533009	熊本 1113

中島英司	533010	熊本 1117
赤星和枝	533011	熊本 1144
金森 猛	533012	熊本 1057
福岡鋭一郎	533013	熊本 1075
植 弘三	533014	熊本 1042
丸山博之	533015	熊本 1157
北野雅夫	533016	熊本 1033
濱本英男	533017	熊本 877
吉田末春	533018	熊本 972
河野哲行	533020	熊本 1160
近藤 聡	533021	熊本 1165
山口敏行	533022	熊本 1159
原田之治	533023	熊本 934
高戸 徹	533024	熊本 987
大窪栄一	533025	熊本 1150
吉田健太郎	533026	熊本 1164

鹿児島県土地家屋調査士会 7名

氏名	認定番号	登録番号
野崎真也	534001	鹿児島1014
岩本 剛	534002	鹿児島935
濱田修一	534003	鹿児島1019
水俣修一	534004	鹿児島1017
迫田圭介	534005	鹿児島1007
弥栄大作	534006	鹿児島1013
湯田稔幸	534007	鹿児島1015

宮崎県土地家屋調査士会 6名

氏名	認定番号	登録番号
古川人司	535001	宮崎 627
岩野辰也	535002	宮崎 769
山崎勲一郎	535003	宮崎 772
石山淳二	535004	宮崎 753
小西俊一	535005	宮崎 593
江藤邦仁	535006	宮崎 758

沖縄県土地家屋調査士会 12名

氏名	認定番号	登録番号
吉野 仁	536001	沖縄 369
吉田美苗	536004	沖縄 469
仲井間慎也	536005	沖縄 461
内間安次郎	536007	沖縄 462
山里 修	536008	沖縄 419
比嘉定善	536009	沖縄 392
國吉真介	536010	沖縄 468
島 康博	536011	沖縄 413
喜屋武一力	536012	沖縄 470
前田克也	536013	沖縄 467
平井 誠	536014	沖縄 397
伊禮 睦	536015	沖縄 447

宮城県土地家屋調査士会 9名

氏名	認定番号	登録番号
結城輝夫	537001	宮城 859
松田貞義	537002	宮城 926
和野邦彦	537003	宮城 855
升澤宏之	537004	宮城 981
千葉三郎	537005	宮城 709
齋藤良一	537006	宮城 763
菅澤賢一	537007	宮城 877
千葉正宏	537008	宮城 936
渋谷周一郎	537009	宮城 979

福島県土地家屋調査士会 4名

氏名	認定番号	登録番号
大槻武志	538001	福島 1428
齋藤 章	538002	福島 1436
安藤吉和	538003	福島 1432
小野寺正貴	538004	福島 1427

山形県土地家屋調査士会 3名

氏名	認定番号	登録番号
矢作賢紀	539001	山形 1213
古関亮太	539002	山形 1215
御田 治	539003	山形 1212

岩手県土地家屋調査士会 5名

氏名	認定番号	登録番号
及川一彦	540001	岩手 1112
植村拓也	540002	岩手 1047
小笠原啓助	540003	岩手 1070
佐藤勝也	540004	岩手 1117
山田尚幸	540005	岩手 1030

秋田県土地家屋調査士会 3名

氏名	認定番号	登録番号
大村田稔	541001	秋田 974
加藤巧寛	541002	秋田 1011
赤塚富治	541003	秋田 833

青森県土地家屋調査士会 4名

氏名	認定番号	登録番号
今井 覚	542001	青森 676
堀内 圭	542002	青森 746
小林一馬	542003	青森 747
蝦名 隆	542004	青森 707

札幌土地家屋調査士会 8名

氏名	認定番号	登録番号
松浦宏和	543001	札幌 1122
半田 貢	543002	札幌 1018
竹内直芳	543003	札幌 1077
渡邊早久恵	543004	札幌 1101
柴田真伸	543005	札幌 1140
富樫正一	543007	札幌 1125
菅野貞一	543008	札幌 1113
森 秀樹	543009	札幌 1102

函館土地家屋調査士会 5名

氏名	認定番号	登録番号
高本 浩	544001	函館 187
坂本修康	544002	函館 160
近藤昌樹	544003	函館 206
皆川將夫	544004	函館 162
森岡毅夫	544005	函館 152

旭川土地家屋調査士会 9名

氏名	認定番号	登録番号
佐野孝一	545001	旭川 240
先崎照正	545002	旭川 266
紙谷信一	545003	旭川 278
渡邊茂光	545004	旭川 284
玉根盛光	545005	旭川 288
村瀬莊司	545006	旭川 261
小林賢次	545007	旭川 229
石井友藏	545008	旭川 244

佐藤吉春 545009 旭川 271

釧路土地家屋調査士会 3名

氏名	認定番号	登録番号
渡邊憲博	546001	釧路 325
岡崎 學	546002	釧路 239
小泉 弘	546003	釧路 319

香川県土地家屋調査士会 12名

氏名	認定番号	登録番号
原 壯坪	547001	香川 541
山下賢治	547002	香川 663
瀧井永律	547004	香川 659
藤本頼弘	547005	香川 657
松原秀吉	547006	香川 671
大西達男	547007	香川 509
久保周司	547008	香川 687
川田義行	547011	香川 672
佐藤光成	547012	香川 686
川畑哲也	547013	香川 685
芝藤 茂	547014	香川 525
間嶋龍介	547015	香川 634

徳島県土地家屋調査士会 3名

氏名	認定番号	登録番号
鎌田裕之	548001	徳島 400
杉 一	548002	徳島 389
吉田 浩	548003	徳島 481

高知県土地家屋調査士会 13名

氏名	認定番号	登録番号
高木正充	549001	高知 592
前田拓司	549002	高知 645
前田昌利	549003	高知 649
中村賀津志	549004	高知 658
吉村慶介	549005	高知 656
小田誠司	549006	高知 646
小川龍明	549007	高知 633
久保貴雄	549008	高知 653
田岡孝浩	549009	高知 635
井上裕志	549010	高知 587
彼末浩司	549011	高知 638
掛川澄人	549012	高知 657
門脇茂利	549013	高知 572

愛媛県土地家屋調査士会 7名

氏名	認定番号	登録番号
細川安良	550001	愛媛 786
中川清貴	550002	愛媛 816
井上 勉	550003	愛媛 775
長野 敬	550004	愛媛 762
宮内 龍	550006	愛媛 813
下橋英介	550007	愛媛 808
井手常生	550008	愛媛 806

土地家屋調査士となる資格を有する者(有資格者)

申請法務局 東京 7名

氏名	認定番号
井上あけみ	501009
鈴木力衛	501013
上野博邦	501020
岩崎祐一	501025
上島博明	501026
緒方将基	501034
大場健児	501039

申請法務局 横浜 1名

氏名	認定番号
小川将仁	502014

申請法務局 さいたま 2名

氏名	認定番号
山田 力	503004
黒田真成	503013

申請法務局 千葉 4名

氏名	認定番号
石山健二	504011
大塚智則	504016
地引久喜	504033
渡邊和明	504037

申請法務局 水戸 1名

氏名	認定番号
小澤健一郎	505002

申請法務局 宇都宮 1名

氏名	認定番号
鉢村悦男	506016

申請法務局 前橋 4名

氏名	認定番号
清水一宏	507003
山本敬典	507009
江原真住	507018
竹内真嗣	507020

申請法務局 甲府 1名

氏名	認定番号
古屋一彦	509001

申請法務局 大阪 3名

氏名	認定番号
中本正司	512011
藤井良守	512022
田邊 毅	512034

申請法務局 京都 1名

氏名	認定番号
佐々木友哉	513006

申請法務局 神戸 3名

氏名	認定番号
男武真弓	514017
足立英敏	514018
鶴谷卓也	514020

申請法務局 奈良 1名

氏名	認定番号
豊田貴浩	515002

申請法務局 大津 1名

氏名	認定番号
藤 貴子	516009

申請法務局 名古屋 1名

氏名	認定番号
鈴木孝志	518016

申請法務局 岐阜 1名

氏名	認定番号
渡邊周吾	520021

申請法務局 広島 1名

氏名	認定番号
河村雅之	524014

申請法務局 福岡 1名

氏名	認定番号
溝上貴史	529007

申請法務局 熊本 1名

氏名	認定番号
杉島仁弥	533008

申請法務局 鹿児島 1名

氏名	認定番号
福永新作	534008

申請法務局 宮崎 1名

氏名	認定番号
河野一郎	535007

申請法務局 高松 3名

氏名	認定番号
大西啓太郎	547003
西川宗久	547009
高木鉄美	547010

申請法務局 徳島 1名

氏名	認定番号
阿部 健	548004

以上 659名

平成18年～平成22年認定者数 累計 4,512名

広報最前線

新潟

本年は土地家屋調査士制度制定60周年及び表示登記制度創設50周年の節目の年を迎え、各会におかれても記念事業が企画実施されていますが、新潟会としては60周年記念事業として、「完全復元伊能図全国巡回フロア展in新潟」に協賛、8月12日～16日までの5日間、多数の入場者を迎え成功のなか大事業が終了できました。「会報にいがた」もこれを踏まえて、会報とは別に60周年記念誌として、伊能図フロア展をテーマに別冊で伊能忠敬研究会の第一人者の渡辺一郎氏の講演録を掲載発行することといたしました。

《広報グッズの紹介》

○クリアファイル(写真)

広告企画業者の助言を受けながら作成し、無料相談会等で使用、相談者から土地家屋調査士の業務内容がわかりやすいと喜ばれてお

ります。

○ポケットティッシュ(写真)

広報キャラクター「地識くん」をモチーフに作成、伊能図フロア展には入場者に配布し、土地家屋調査士の知名度向上の外部広報に努めました。

○ネクストラップ(写真)

黒地のネクストラップ(2センチ幅)にピンク色で明示した「土地家屋調査士」の文字を配し、作成しています。

○反射ベスト

他人の土地を測量などした場合、土地家屋調査士と一目でわかるベスト型の作業着です。

○タオル

ホテル使用の白い生地で土地家屋調査士マークも入っており、好評です。

○会員表札・ネームプレートの外部発注

事務所看板やネームプレートは

会議その他で活用できます。

○カレンダー(写真)・調査士手帳の作成

新潟会オリジナルで作成し、官公署、市町村には無償で配布しています。

○使用済みインクカートリッジの回収

会員に限らず一般市民の皆様からもご協力を得て、8キロくらいになるとNPO法人へ送っています。このたびはNPO法人から感謝状をいただきました。

以上、広報グッズ関係であります。

《内部・外部広報と今後の課題について》

年2回(7月、1月)に「会報にいがた」を発行し、毎月15日には「事務局だより」を配信して本会の会務及び業務の状況・今後の予定等と各部からの連絡事項や意見、注意



クリアファイル
(ポケット付)



ポケットティッシュ



調査士会ネクストラップ



土地家屋調査士カレンダー
(申込書)

喚起事項等を掲載し、会員への周知を図っております。主にメール・ファックスにて配信しています。

例年開催している4月1日の「表示登記の日」の無料相談会にあわせて、地方局のラジオで1週間ほど放送、朝夕の通勤時間帯を主体に放送を流し、テレビでは年2回程、20秒コマーシャルを1か月間、いろいろな時間帯で放映していますが、反響が少ないようです。そこで、ラジオ・テレビでの広報の成果を問われると正直返答に困りますが、視聴率により周知の範囲を回答するにとどまります。ラジオの場合は無料相談会等で、比較的年配の相談者からラジオで聞いたとの反応はあります。

さらに10月の「法の日」週間の行政無料相談に無料相談会を設定し、県下39か所会場の全日程に土地家屋調査士を派遣し、相談に応じております。「法の日」週間にあわせて有志会員の協力を得て、地方新聞「新潟日報(50万部)」に広告を載せ、土地家屋調査士制度及び業務内容やADR制度の周知及び「法の日」週間の行政無料相談日程と開催会場の案内等を掲載、関係機関より感謝をいただいております。

ります。

制度制定60周年を迎え、未だ土地家屋調査士の知名度向上に広報部はもとより、新潟会をあげて取り組んでいる今日に不可思議な感を抱くのはなんとも残念に思いますが、国民に馴染めないのはなぜなのか、つくづく考えさせられるところです。一般的に登記業務の依頼は「司法書士に」が現状ではないでしょうか。これには今日までのいろいろな経緯があったかと思えます。表題登記より権利登記が重視されているのではないかと、この社会認識を変える手立ては何なのか、思考しています。しかし、行き着くところは地道ではありますが、土地家屋調査士による無料相談会等を定期的に開催し、市町村の広報紙に掲載周知をお願いし、市町村民に土地家屋調査士の制度、業務内容の広報周知を図っていくことが最も効果があると考えております。

また、無料相談会の開催は社会的に意義のある行為であり、ラジオやテレビあるいは地方新聞で取り上げてもらえるような取り組みを考えていく必要を強く感じており、これが定着するには時間がか

かかるとは思いますが焦らず頑張るしかないのではないのでしょうか。全会員及び支部単位での取り組みを促すとともに本会としてバックアップ体制を整える必要があります。予算的にまた人的応援等の知恵を出しあい相談者に応えていく必要があります。

土地家屋調査士は業務に関連して不動産の税務を始め、行政手続上、建築基準法や都市計画法及び農地法と幅広い知識の習得が必要です。単に表題登記業務のみに偏らない対応が必要になります。これらの研修の場や機会を設ける必要など関係する部会と検討に入るところです。

以上、今までの広報活動を通して感じたこと、また、今後への希望を発進させていただきました。新潟会も内部、外部広報について多面的に模索中であるのが現状で、さらなるステップを踏み出すときが来ることを広報担当者として希望しております。

新潟県土地家屋調査士会
副会長兼広報部長
片桐 健三郎(執筆者代表)

和歌山県土地家屋調査士会事務局

約650キロメートルにも及ぶ変化に富んだ海岸線と「木の国」と呼ばれるに値する広大な森林溪谷に恵まれている和歌山県には国立公園や県立自然公園が多数あり、それぞれが個々にすばらしい景観を誇っており、自然の宝庫です。

2004年7月には和歌山・三重・奈良の三県に及ぶ広大な「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に登録され、春夏秋冬を問わず、日本のみならず世界各国の観光客が多く、その史跡や遺跡に触れるべく、古からの信仰地へと多数足を運んでおります。

自然のみならず和歌山には10数年前から、テレビや雑誌等において取り上げられ現在では全国的に有名になったご当地ラーメンの“和歌山ラーメン”や今年の夏の猛暑にて特に注目された紀州みなべの梅干、有田みかんに代表される柑橘系果物や冬のクエ鍋など、ここではご紹介しきれないほど食には恵まれた土地柄だと思っております。

さて、和歌山会は会員数155名・1法人(県下7支部構成)という小会です。ここ数年、162名をピークに少々減少いたしておりますが、15年前とほとんど変わらない会員数です。

会館は平成11年8月に旧会館にほど近い現在の場所に移転し、10年以上経ちました。鉄骨4階の建物で1階は駐車場、2階は土地家屋調査士会事務局及び境界問題相談センターわかやま相談室、3階は公嘱協会事務局、4階は会議室兼研修会場等多目的に利用しております。場所は和歌山地方法務局から徒歩3分と恵まれた立地条件に位置し、さらに近くには和歌山城があり、四季折々に美しい姿を見せていております。



梅干し



クエ



会館風景



事務局会務風景

事務局職員は玉置・中島・石井の3名が勤務いたしておりますが、勤務体制が個々にすべて違うので、常に報告・連絡・相談を密にすることを第一に心がけて会務にあたっております。

現在は土地家屋調査士会の事務及び政治連盟・境界問題相談センターわかやま、それに全会員の半数近く所属する和歌山支部の事務も兼務いたしております。日々多忙な業務に奮闘いたしておりますが、その分、役員の方々及び会員の方々のご協力や温かい励ましの言葉に救われることも多々あり、小会ならではの良さを実感いたしております。

今後も会長のご指導の下、より一層役員・職員が一致団結をして、本会の発展のために寄与したいと考えております。

最後にこれから紀州は本当に美しい季節を迎えますので、是非とも一度足をお運び下さい。

和歌山県土地家屋調査士会連絡先

〒640-8144

和歌山県和歌山市四番丁7番地

TEL : 073-421-1311 FAX : 073-436-8101

URL : <http://www.wacho.jp>

MAIL : wacho@chive.ocn.ne.jp

青森県土地家屋調査士会事務局

青森県は本州最北にあり、ニューヨーク、北京、ローマとほぼ同緯度に位置しています。

面積は9,607.04平方キロメートルで、約66パーセントは森林です。まさかりの形をした下北半島と津軽半島との間に陸奥湾を抱えた、とても特徴的な形をしています。

「青森」という地名はその名のとおり、江戸時代に弘前藩が港町の建設を始めた時に名付けられたもので、海上からの目印になる青い森があったことが由来とされているそうです。

土地や気象の特性を生かして、農業がさかんに行われており、特にりんご、ながいも、にんにく、ごぼうは日本一の生産量、さくらんぼは全国第2位の生産量、だいこん、西洋なし、かぶは全国第3位の生産量を誇るなど、全国有数の農業生産県であります。

県内には十和田湖、奥入瀬溪流、八甲田山、世界遺産の白神山地、陸奥湾を抱く津軽下北両半島などの美しい自然、三内丸山を代表とする縄文遺跡などの観光地があります。

また、春は弘前城の桜、夏は青森ねぶた祭り、弘前ねぶた祭り、五所川原立ねぶた祭り、八戸三社大祭などの祭り、秋は収穫と紅葉、冬はスキーに温泉と四季を通じて楽しむことができます。

今年12月には東北新幹線が全線開業し、東京～新青森間は最速で約3時間20分で結ばれる予定です。

全国の皆さん、是非、青森県へお越しください。

さて、青森県土地家屋調査士会館は青森駅から車で15分程度。青森市内、観光通り沿いに位置しております。当会の会館は昭和63年10月15日に竣工された3階建ての建物であり、1階は駐車場及び倉庫、2階は青森会事務局、役員室と平成21年に設立された、あおり境界紛争解決支援センター相談室、3階は青森県公共嘱託登記土地家屋調査士協会事務局と小規模な研修会を行うことも可能な大会議室となっています。

会員数は年々減少傾向にあり、平成22年4月1日現在、土地家屋調査士会員143名、法人会員はなく、6支部で構成されております。

また、当会執行部は会長、副会長2名、理事11

名で構成されており、あおり境界紛争解決支援センターは現在19名の相談員で運営しております。

青森会事務局は青森県土地家屋調査士政治連盟及びあおり境界紛争解決支援センターの事務を兼務しており、事務局職員は棟方、盛の2名で青森会の発展に貢献できるよう、日々頑張っております。



執務風景



会議室



青森県土地家屋調査士会館

青森県土地家屋調査士会連絡先

〒030-0821

青森県青森市勝田一丁目1番15号

TEL：017-722-3178 FAX：017-775-7067

URL：http://www.chyousashi.com

MAIL：aomori@chyousashi.com

LOOK NOW

速報 土地家屋調査士制度制定60周年・表示登記制度創設50年記念事業 **地籍シンポジウム2010** / **土地家屋調査士全国大会 in Tokyo**

本年10月3日(日)、日比谷公会堂(東京都千代田区)において、「地籍シンポジウム2010 / 土地家屋調査士全国大会 in Tokyo」が開催されました。

第1部は法務省と共催で表示登記制度創設50年記念行事として、元法務省民事局長の清水湛氏を講演者に迎えての特別講演『表示登記の50年と新時代の展望』、第2部は土地家屋調査士制度制定60周年記念行事として、特別講演とパネルディスカッションが行われました。特別講演では、講演者に早稲田大学次期総長の鎌田薫氏をお招きして、「地籍と法制度」というテーマの講演をいただき、パネルディスカッションではパネリストとコーディネーターに下記の方を迎え、「地籍 その可能性を探る」というテーマでディスカッションが行われました。

パネリスト：清水英範氏(東京大学大学院工学系研究科教授)
村田博史氏(京都産業大学大学院法務研究科教授)
林 亜夫氏(明海大学不動産学部長)
鮫島信行氏(社団法人農業土木事業協会専務理事)
山脇優子氏(土地家屋調査士・元国土審議会検討小委員会委員)
瀬口潤二氏(日本土地家屋調査士会連合会専務理事)
コーディネーター：山野目章夫氏(早稲田大学大学院法務研究科教授)

パネルディスカッション終了後、地籍問題研究会設立の発起人総会が行われている間に小説「境界殺人」の作者である小杉健治氏をゲストに迎え、小杉氏の地元である神奈川会の海野敦郎会長が聴き手となって小説等についてのお話を伺いました。第3部では地籍問題研究会設立の報告がありました。

シンポジウム開催中、別室で全国の古地図を展示いたしました。当日、雨の予報で天候が心配でしたが、1,200名以上の方に来場いただき、盛況の内に終了いたしました。なお、特別講演やパネルディスカッションの詳細については次号以降に掲載を予定しております。



全国古地図展

速報

表示登記制度創設50年・土地家屋調査士制度制定60周年記念事業 全国一斉表示登記無料相談会

本年10月9日(土)、全国201の会場で法務局及び地方法務局と土地家屋調査士会の合同(一部会場)の全国一斉表示登記無料相談会が開催されました。

荒れ模様の天気で足元の悪い中、1,020人の方が相談にお越しになりました。



栃木会



大阪会



愛知会



広島会



熊本会



宮城会

会長 レポート

9月16日～10月15日

Report

国各会の役員経験者等大勢が出席し、宮内氏の栄誉を御祝い。

9月16日

第9回正副会長会議

午前 大星・志野・竹内・関根の各副会長、瀬口専務理事、竹谷常務理事、國吉総務部長を構成員とする正副会長会議を開催。午後から開催予定のブロック協議会長会同を前に意見調整・協議を行う。

16～17日

第1回ブロック協議会長会同

全国8ブロックの協議会長(北海道・山谷、東北・柴山、関東・椎名、中部・林、近畿・中村、中国・高山、四国・森、九州・西の各氏)にご出席いただき、平成22年度第1回のブロック協議会長会同を開催。連合会側出席者は連合会常任理事会構成員。各ブロックから会務動向の報告を頂いた後、連合会側から制度対策本部の目下の最大の懸案事項である「政府における国の出先機関原則廃止の検討対象に法務局の組織及び事務があげられ、地域の基礎自治体にその事務を移管するべし」とされている議論の現状と連合会の対応について説明させていただいた。また各会にお願いしている公嘱協会に関する実情調査について説明し、各地域の実情をお伺いする等、新年度以降の連合会の通常会務や制度制定60周年記念事業の進捗について説明と意見交換・協議。

18日

宮内大介氏 受章祝賀会

この春、黄綬褒章を受章された愛媛県土地家屋調査士会名誉会長・宮内大介氏の受章を祝う会が同会岡田潤一郎会長ほかが発起人となって松山市内のホテルで開催され、出席。同氏は愛媛会会長、四国ブロック協議会長のほか連合会研究室研究員や財政基盤検討特別委員会委員長等もお勤めいただき、現在も特定認証局監査責任者をお願いしている。また、無類のモーツァルトファン(というよりモーツァルト研究家?)としても知られているが、祝賀会には塩崎恭久・元内閣官房長官や中村時広・松山市長、前衆議院議員関谷勝嗣氏、全

21日

G空間EXPO

パシフィコ横浜で開催中のG空間EXPOへ。連合会もブースを設け展示出展しているほか、特設会場でパネルディスカッションを開催。基調講演の日本政策投資銀行参事役・藻谷浩介氏、パネルディスカッションでは秦愼也・法務省民事局民事第二課地図企画官、安藤暁史・国土交通省国土調査課課長補佐、碓井照子・奈良大学教授ほかの皆さんにご協力いただき、パネリストとしてご登壇いただいた。例年に比して、土地家屋調査士会員の参加が若干少なかったのが残念。しかし、小野・加賀谷・藤木・山田の各常任理事ほか役員の皆さん、地元神奈川会の皆さんには大変なご尽力をいただいたことに感謝。

22日

一般財団法人・日本ADR協会、 評議員会・設立記念式典

早稲田大学大学院・道垣内正人教授ほかが発起人となった日本ADR協会が準備期間を経て、いよいよ一般財団法人設立の運びとなった(事務局は商事法務研究会に設置)。この日、霞が関の法曹会館で第1回の評議員会及び理事会が開催された。私も設立時評議員をお引き受けしていることから役員会構成員として出席。ADR法施行後3年余を経過して法務大臣の認証を得た民間ADR機関も漸増しているが、日本ADR協会はADR間の情報交換・連携や共通の課題を研究する等の目的を持っている。役員会後の設立記念パーティーには司法制度改革推進本部ADR検討会の座長を務められた青山善充・東京大学名誉教授、後藤博・法務省司法法制部長、山本和彦・一橋大学大学院教授(日調連顧問)はじめ法曹界、学界、ADR機関の代表者等多くの関係者が出席し、盛会裏に開催された。役員会では定款案の承認や役員の選任が行われたが、初代代表理事に道垣内教授が就任。今後の運営については、当初会員には日本スポーツ仲裁機構のように単独でADR機関を運営してい

る者のほか、資格者団体が設立しているADRでは、連合会には各センターのパイプ役的組織を置いて、全国の各会がそれぞれにADR機関を設置している団体が多いが、各ADR機関がどのような形(連合会のみが参加するのか、各地のADRセンターがそれぞれに会員として参加するのか)で参加することとした方がベターなのか、検討が必要と感じた。会議終了後、設立記念式典と祝賀会が催され、出席の皆さんと懇談させていただいた。

終了後、恵比寿の日仏会館に移動。数年前からプライベートで参加している葬送儀礼や墓地にまつわる問題等について、海外・国内の実例をもとに研究するフューネラジー研究会のワークショップに参加。この日は専修大学・黒沢眞里子准教授をスピーカーに「アメリカの墓と葬儀 —— アメリカ式死のあり方を探る」と題した最近のアメリカの葬儀の実例が報告された。直葬や樹木葬、仲人なしの結婚式など、ここ20年程の間に海外でも日本でも人生の二大行事でもある葬祭と結婚式の両方とも大変革を遂げているといわれている。数千年も受け継がれてきた人類普遍ともいえる伝統的な儀礼様式がなぜ変わりつつあるのか、興味は尽きない。

また、この日午後、測量機器メーカーのテクノ・アイ・システム社・山川道明社長とニコン・トリンプル社の有田啓二氏が会館に挨拶に来られたので、最近の測量機器事情についてレクチャーいただいた。

24日

60周年記念事業打ち合わせ

会館に各副会長はじめ周年記念事業担当役員に集まってお話し、10月3日開催のシンポジウムや地籍問題研究会の設立準備の進捗状況の確認と協議を行う。今回のシンポジウム等ではプロの司会者でもいらっしゃる愛知会赤川美咲会員にお願いすることとしており、企画・準備をサポートいただいている会社の皆さんと一緒に意見調整をさせていただいた。

25日

『タヌキの森』訴訟

連合会の進めている地籍問題研究会の準備段階でもお世話になっている藤井俊二・創価大学法科大学院教授が代表を務めておられる都市的土地利用研究会の例会が都内の会議室で開催され、出席。この日のテーマは国土交通省国土交通政策研究所副所長の周藤利一氏ほかの先生方の報告による『タヌキの森訴訟』について。新宿にあるタヌキの森といわれている地区で建設中だったマンションの建築確認取り消しを巡る訴訟の最高裁判決が確定したが、判決時には7割ほど建設工事が進んでいた建物だけに各界からの関心も高い。その経緯や今後の課題について行政担当者・研究者等から報告や所見が述べられ、勉強させていただいた。

26日

菊地圭一郎氏 受章祝賀会

京都土地家屋調査士会の役員を永年務められた菊地圭一郎・元副会長におかれては春の褒章にあたり黄綬褒章受章の栄に浴された。この日、信吉秀起・京都会会長ほかが発起人となって市内のホテルで祝賀会が開催され、招待をいただき出席。発起人代表を務められた安井連合会監事(京都会名誉会長)はじめ、京都では老舗ともいえる事務所歴を持つ菊地事務所出身の土地家屋調査士は多く、会員多数の出席のもと、盛会となった。私からは挨拶の中で今なお鑑定委員会のお世話役として活躍いただいていることや京都会ADRの設置にご尽力いただいた菊地氏のご功績に感謝の意を表させていただいた。

27日

秋田境界ADR相談室設立記念式典

全国46番目の土地家屋調査士会ADRとなる秋田県土地家屋調査士会(赤塚富治会長)が秋田弁護士会(狩野節子会長)のご協力をいただいて準備を進めてきた『秋田境界ADR相談室』がスタートした。この日は記念講演と記念式典、祝賀会が秋田市内のホテルで開催された。記念講演は第一部では長野会の設置する「境界問題解決支援センター長野」センター長の小泉栄一氏による『長野会のADR

への取り組み方について』、第2部では秋田地方
法務局の前田幸保総務課長(前法務省民事局民事
第二課補佐官)による『筆界特定制度と調査士会
ADRとの連携について』。小泉氏の長野センター
は最近ADR法に基づく法務大臣認証を取得され
た。前田課長は筆界特定制度・調査士会ADRの
連携方策の立案にも携わられた方でもあり、土地
家屋調査士職能と紛争解決への貢献などについて
熱く語られた。記念式典には新沼則男・秋田地方
法務局長、堀井啓一・秋田県副知事、穂積志・秋
田市長、隣接士業団体の代表者ほか多数の出席を
頂き、盛会裏に挙行された。同席いただいた秋田
地方法務局・新沼局長からは北方領土に関する資
料等をいただき、感激。

28日

大阪公嘱協会 松原理事長

大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会の松原正彦
理事長と懇談。最近の公共嘱託登記関連業務の受
託環境等について、ご教示いただくとともに意見
交換させていただいた。厳しい状況の中でも、い
つも前向きな彼のパワーと笑顔に元気をもらっ
た。

29日

石田真敏衆議院議員秘書・山崎氏

自民党土地家屋調査士議員連盟事務局次長として
ご尽力いただいている石田真敏・衆議院議員の秘
書・山崎勝紀氏の来所を受け、意見交換させてい
ただく。

30日

公明党 太田昭宏議長来会

公明党前代表の太田昭宏・同党全国代表者会議議
長が来館され、竹内副会長、瀬口専務、竹谷常務
とともに意見交換させていただいた。特に「国の
出先機関原則廃止」の議論の対象に法務局の事務
が含まれていることについて、連合会では強い懸
念(反対)の意を表していることをお伝えし、ご理
解方をお願いさせていただいた。

10月2日

竹野満氏 受章祝賀会

連合会の業務担当理事として活躍いただいた竹野
満氏は所属の山梨県土地家屋調査士会の副会長ほ
か要職を永年務められ、春の褒章に際し黄綬褒章
を授与された。この日は山梨会市川哲郎会長ほか
の皆さんが発起人となって、受章祝賀会が甲府市
内のホテルで開催された。御令室・ご令嬢・ご子
息ともに土地家屋調査士という一家でもあり、山
梨県司法書士会の会長も務められた同氏の祝賀会
ということから土地家屋調査士の皆さんの他、隣
接資格者各団体や県下の各界のリーダーも大勢出
席され、盛会裏に執り行われた。

終了後、特急「あずさ」で連合会に戻り、明日に迫っ
た60周年記念シンポジウム・地籍問題研究会設
立に関する最終打ち合わせ会、明後日の全国会長
会議の打ち合わせ会に出席。

3日

制度制定60周年記念事業

今日はいよいよ60周年記念事業の中核イベント
の開催日。

会場の東京・日比谷公園内にある日比谷公会堂に
は早朝から会場準備やパネル展示の裏方として役
員の皆さん・事務局の皆さんが大汗のスタート。

午後1時から柳田 稔・法務大臣、原 優法務省
民事局長ほか大勢のご来賓をお迎えして、開会セ
レモニーを開催。柳田法務大臣からは来賓挨拶の
中で、土地家屋調査士制度制定60周年、表示登
記制度創設50年の節目にあたってのお祝いとし
ての言葉をいただいた。

第1部は法務省と連合会の共催として清水 湛・
元法務省民事局長、元広島高裁長官による『表示
登記の50年と新時代への展望』と題する記念講
演、第2部は早稲田大学の次期総長・鎌田薫教授
による『地籍と法制度』を演題にした記念講演、山
野目章夫早稲田大学大学院教授をコーディネー
ターに『地籍 その可能性を探る』をテーマにした
パネルディスカッションと続いた。第3部では日
調連の永年の願いでもあった地籍・登記等に関す

る分野を研究分野とする『地籍問題研究会』の設立報告会を開催。報告会に先駆けて別室で開催した発起人総会で代表幹事に鎌田薫教授、副代表幹事に鎌野邦樹・早稲田大学大学院教授、清水英範・東京大学大学院教授の両氏を選任したほか、設立時役員(幹事)を選出。鎌田代表幹事から設立宣言が力強く述べられたが、研究会の発足のための準備に奔走いただいた役員諸氏、発起人を快くお引き受けいただいた学者・研究者・実務家の皆さんに感謝するばかりの一日であった。

この日の諸行事はいずれも60周年記念事業のメインイベントでもあり、関係者の皆さんのおかげで充実したものとなった。

4日

全国会長会議

会場を会館に移して、本年度第1回の全国会長会議を開催。連合会会務の状況報告や多くの討論・協議を行った。座長には中部ブロック協議会長・岐阜会会長の林千年氏が選ばれ終始手際よく、内容の濃い議論が行われた。私からは特に時間をかけて、地域主権戦略会議の動向等について報告させていただくとともに日調連の考えをお伝えさせていただき、各単位会、全国及び地域の政治連盟の皆さんへの協力方をお願いした。質疑・意見交換の時間では公共嘱託登記の受託環境に関する問題や各地で新設が相次いでいる公共嘱託登記土地家屋調査士協会の実情について多くの意見が寄せられた。また、制度制定60周年記念事業の一環であるテレビ放映企画の進捗や地籍調査や法14条地図作成に関する課題等についても提言等があり、今後の会務の参考にさせていただかなければ、と思うことが多かった。

7日

西野あきら議員 オンライン申請ブロック全体会議
午前 自民党土地家屋調査士議員連盟でお世話になっている西野あきら・衆議院議員が来会され、懇談。当面の国会の動向についてお伺いするとともに国の出先機関原則廃止の議論についての要望をさせていただいた。

午後 開催中のオンライン申請ブロック全体会議に出席。

夕刻、私が事務所を開設して以来、40年にもなるお付き合いをさせていただいている大阪会会員・竹野守和氏が会館にお見えになり、しばし歓談させていただいた。

9日

各地の法務局と土地家屋調査士会の協賛事業として全国一斉同日開催の「表示登記無料相談会」の実施日。連合会役員の皆さんにも会場を激励訪問いただくようお願いし、私自身もいくつかの会場を訪問。

この日の関西はあいにくの雨模様の中だったが、各地で役員さんを中心に登記等の相談に応じていただいた。大きな立看板を立て、事前周知も十分に整えて臨んでいただいた会がほとんどだったが、中にはどこに会場があるのか探すのに苦労したようなところもあり、今後の取り組みの参考にもなった。しかし、どの会場でも担当者の皆さんが頑張ってくださっていて、お礼を申し上げた。

10日

伊能大図展(奈良大学)

奈良大学と日調連が共催し、近畿ブロック協議会(中村秀紀会長)、奈良県土地家屋調査士会(丸田元明会長)に協賛(実質的にはほとんど取り仕切っていただいた。)いただいて、平城遷都1300年祭協賛事業として取り組んだ伊能大図展が奈良市内・高の原駅近くの奈良大学を会場に9～10日の2日間開催された。

ちょうど大和路には天皇・皇后両陛下にお出ましいただいている日。

奈良大学も伊能大図展には大変な力の入れよう、きれいなチラシを作って大量に配っていただいたり、最寄り駅と会場の奈良大学間を10分ごとにバスをピストン運転したり、学生を道案内等に動員したり、いくつも工夫されていた。奈良大学の確井照子教授、土平 博・准教授にもお礼を申し上げた。

高の原駅に降りて、一番最初に目についたのが例

の「御用」の幟旗を手にした奈良会の皆さんの姿。同会の会員の皆さんは両日とも道案内から会場の説明・案内・場内整理・介護まで走り回ってくださっていた。兎角、消化事業のようになりがちなこの種の事業ですが、必ずしも交通至便というわけでもないのに、これだけの来場者があったのは丸田会長はじめ奈良会の皆さん、近畿ブロックの皆さんの周到な準備作業等、大変なご苦労と熱意が実ったものと感謝。私自身も大図の上から幼いころ育った地域をなぞることができた。法務局職員の方も何組かは家族で来場いただいていたが、星埜由尚・元土地地理院長の伊能測量の足跡をたどる講演も素晴らしかった。連合会小野伸秋業務部長担当のパネル展示も大人気。説明役を務めていただいた福井会と岐阜会の会員さん、何よりも資料を提供いただいた各会の皆さんに感謝。また、近畿各会の会長さんは自会の役員さん・会員さん、ご家族を引率して会場に足を運んでいただいていたが、担当される皆さんを激励することにもなり、とてもありがたかった。みなさん、ありがとう。

12日

民主党内閣部門会議ヒアリング

夕刻から、新装なった衆議院第二議員会館地下会議室で開催された民主党内閣部門会議の『税制改正に関する関連団体からのヒアリング会』に招致いただいた。日調連からはオンライン申請に関連して措置されている登録免許税の特例の継続のほか、住宅・不動産関連分野の活性化につながる税制軽減措置を早急に講じていただきたいことを要望させていただいた。なお、この席でも「国の出先機関原則廃止」に関する日調連の考え・要望を述べさせていただいた。瀬口専務、國吉総務部長、待野全調政連会長、小沢・同副幹事長同席。

13日

第10回正副会長会議

午前 正副会長会議を開催。午後から開催の常任

理事会提出議題の確認と担当部門についての報告・意見交換。

13～14日

第5回常任理事会

この日の常任理事会では周年事業として過日実施したシンポジウム等のまとめ報告、地籍問題研究会の今後の運営、公嘱協会に関する実態調査の中間報告、地域主権戦略会議による国の出先機関原則廃止についての議論のその後の動向や今後の取り組みについて長時間をかけて検討。

14日

午後 常任理事会に続いて公正取引委員会ご出身で桐蔭横浜大学法科大学院の鈴木満教授をお迎えして、報酬に関する問題や公正な取引の定義、等に関する勉強会を開催。

夕刻、埼玉会業務部長高柳淳之助氏にお越しいただき、11月に私も講演者として参加することが予定されている同会主催の災害復興支援関係のシンポジウムについて、関根副会長を交えて打ち合わせ。

15日

日本災害復興学会エクスカーショ

15～17日の三日間、神戸大学を会場に開催の日本災害復興学会の本年度研究大会のプレイベントとして、この日午後から阪神・淡路大震災の激震地、神戸市兵庫区、長田区周辺の復興の現状を探索『震災復興と長田のまちあるき』に参加。震災後15年を経て、なお以前のにぎわいを取り戻すために役員が奮闘している商店街や区画整理事業の功罪等を半日たっぷりかけて見聞きし、歩いて検証。震災当時60歳の方もすでに75歳となり、復興住宅での孤独死も報じられている。一戸建て中心の街づくり、中高層住宅化によるまちづくり、それぞれに考えさせられることの多いエクスカーションの一日だった。

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成22年 9月 1日付
長野 2553 佐藤 重厚 新潟 2165 池田 栄司
大阪 3108 真野 恵介 大阪 3109 乾 聖司
愛知 2747 菱川 貴志 山口 937 山田 篤志
福岡 2173 木下 順一
平成22年 9月10日付
東京 7627 大谷 剛 東京 7628 平野 浩司
神奈川2883 三橋 直人 神奈川2884 小松 優太
千葉 2076 森井 博史 栃木 893 松本 実
静岡 1700 八木 幸男 奈良 414 京田 大介
三重 862 伊藤 佑樹 福岡 2174 垣内久美子
平成22年 9月21日付
山梨 382 古屋 一彦 岐阜 1223 田中 都
鹿児島1028 山口 悟

登録取消し者は次のとおりです。

平成20年 8月31日付 大阪 2084 福島 賀久
平成22年 8月 5日付 福岡 1045 山本 正幸
平成22年 8月 9日付 神奈川1247 工藤 修
平成22年 8月20日付 岡山 1108 森安 三隆
平成22年 8月21日付 長野 688 花岡 正
平成22年 8月30日付 三重 556 梅林 啓蔵
平成22年 9月 2日付 広島 1012 河野 豊
平成22年 9月 1日付
東京 5189 本間 三次 東京 6973 田中 寿幸
茨城 891 飯村 秀明 沖縄 376 志堅原良昭
平成22年 9月10日付
静岡 595 石田英一郎 山梨 330 奈良 保
新潟 637 渡辺洋二郎 新潟 1631 蒲澤 奨
大阪 1093 小島 洋 大阪 2712 土肥 伸之
愛知 1305 中川 良三 福岡 1599 築城 貞男
秋田 801 巴 智 札幌 718 小池 雅昭
旭川 247 梅澤 政男 香川 678 篠原 正幸
平成22年 9月21日付
東京 6077 川島 俊世 東京 7199 片岡 英之
神奈川2012 田中 敏正 神奈川2543 内田 保
埼玉 192 小池 勝己 埼玉 1105 内藤 忠志
千葉 1182 根本 久夫 千葉 1918 押田 孝次
栃木 490 橋本 信夫 栃木 845 寺本 和司
群馬 454 吉澤 嘉國 群馬 664 坂本 半造
大阪 2247 栗阪 哲也 大阪 2881 梅山 薫
岐阜 532 安江 保 熊本 938 加倉 忠幸
熊本 1121 村木 康浩 鹿児島297 竹下 隆志
宮崎 715 松尾 竹宏 旭川 231 高田 潔

9月

9月16日

第9回正副会長会議

＜協議事項＞

- 1 平成22年度第1回全国ブロック協議会会長会
同における議事運営等について

16～17日

第1回全国ブロック協議会会長会

19～21日

G空間EXPO（パシフィコ横浜）

27日

第7回編集会議（電子会議）

＜協議事項＞

- 1 会報掲載記事について
- 2 ホームページについて

28日

第1回業務統計等検討委員会

＜協議事項＞

- 1 事務所形態及び報酬に関する実態調査の期
間延長及び回答率向上に係る方策について
- 2 事務所形態及び報酬に関する実態調査の集
計方針について

29日

第1回調測要領委員会

＜協議事項＞

- 1 調査・測量実施要領の抜本的見直しについて

第1回日調連データセンター会議

＜協議事項＞

- 1 日調連データセンターの構築について
- 2 日調連データセンターと連携する各土地家
屋調査士会のセンター構想について

第3回総務部会

＜協議事項＞

- 1 平成22年度第4回理事会の運営等について
- 2 土地家屋調査士会及び会員の指導並びに連
絡に関する事項について

第1回日調連ADRセンター会議

＜協議事項＞

- 1 筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRとの
連携に係る境界問題相談センターのモデル
規則改正（案）について

30日

第2回社会事業部会

＜協議事項＞

- 1 平成22年度社会事業部事業における今後の
対応等について
- 2 筆界特定制度に関する調査及び研究に関す
る事項について
- 3 境界問題相談センターの設置推進及び支援

等に関する事項について

- 4 公共嘱託登記関連業務に関する環境整備に
関する事項について

10月

10月2日

第5回土地家屋調査士制度制定60周年記念事
業実行委員会

＜協議事項＞

- 1 「地籍シンポジウム2010／土地家屋調査士
全国大会in Tokyo」について

3日

地籍シンポジウム2010／土地家屋調査士全国
大会in Tokyo（日比谷公会堂）

開会挨拶、法務大臣挨拶

第1部 表示登記制度創設50年記念事業
（法務省共催）

特別講演 「表示登記の50年と新時代への展望」

講演者：元法務省民事局長 清水湛 氏

第2部 土地家屋調査士制度制定60周年
記念事業

(1)特別講演 「地籍と法制度」

講演者：早稲田大学次期総長 鎌田薫 氏

(2)パネルディスカッション

「地籍 その可能性を探る」

第3部 地籍問題研究会設立総会

4日

第1回全国会長会議

6～7日

オンライン登記申請促進組織ブロック全体会議
＜協議事項＞

- 1 登記・供託オンライン申請システムへの対
応について
- 2 次年度オンライン申請促進策に関する意見
交換について

13日

第10回正副会長会議

＜協議事項＞

- 1 第5回常任理事会協議事項の対応について

13～14日

第5回常任理事会

＜協議事項＞

- 1 日本土地家屋調査士会連合会ホームページ
運用要領（案）について
- 2 公共嘱託登記土地家屋調査士協会に関する
実情調査結果の対応について
- 3 平成23年度各部等事業計画（案）重点事項に
ついて
- 4 地域主権戦略会議への対応について
- 5 地籍問題研究会の当面の対応について

ち ょ う さ し 俳 壇

第306回



祈る掌

水上陽三

この道を來たる倅せ後の月
健なるは触覚味覚秋高し
大根の輪切に鬆ありC・T図
祈る掌の叩く掌となる運動会
零余子飯よそひし腕のうるみけり

雑詠

水上陽三選

愛知 清水正明

柿食ひて野球のはなし子規の庭
「子規の庭」は、子規が柿の名句を残した奈良
の地に近年設けられた。

いしぶみの一円相や望の月

「二円相」とは、「〇」だけを刻した石柱

十六夜の輪島太鼓や地震の町

木の実落つ木曾の奈良井の曲わつぱ

伊能図をルーペで巡る芋の秋

岐阜 堀越貞有

見事なるくびれを見せて青瓢
マネキンに人工呼吸防災日
値切りには聞こえぬ振りし虫売屋
組板に茗荷の香り今朝の秋
去年より畝数減らし大根撒く

東京 黒沢利久

廃業の友の文読む秋の暮
秋の風わが生業に憂ひなし
秋の空スカイツリーの昇りゆく

飛び上がる雀のいのち秋日中
甲州のぶどうを提げて妻帰る

茨城 島田 操

頃合は親子で決める落し水
農薬を撒かぬ棚田に蝗群れ
木の実独楽しばし幼にかへりけり
庭の主妻に声かく良夜かな
立ち止まることが憩や草紅葉

埼玉 井上晃一

向日葵の迷路廃れし倒れざま
稲刈を見つめて佇てり老農夫
道の駅地元の梨の売れてをり
婦らの雑談秋の蚊に追はる

今月の作品から

清水正明

柿食ひて野球のはなし子規の庭

子規は、自らの本名「升」のぼるから野球と命名したといわれる。子規が病の小康を得て、明治二十八年に故郷から東京に向う途中で奈良の對山楼という老舗旅館に逗留している。『寒山落木』巻四に十月十九日松山発広島須磨を経て大阪に至り奈良に遊ぶ十月三十日帰京とあり、法隆寺の茶店に憩いてと書きし次の二句がしたためられている。

柿くへば鐘が鳴るなり法隆寺
垣ごしに洪柿垂るる隣かな

実りの秋果を象徴するような頭上の柿を仰ぎながら、本年も終末に近付いたプロ野球に一喜一憂しながら歴史的ルーツに思いを馳せるのも良いであろう。

堀越貞有

マネキンに人工呼吸防災日

九月一日防災の日を中心に全国的な防災訓練が実施された。その一こまでである。かつて石田波郷が「俳句は打坐即刻の詩」であるといった。大自然でも、事象でも瞬間的な感興を十七音で表記するのが俳句なのである

黒沢利久

秋の空スカイツリーの昇りゆく

私の新聞の切抜き帳を開いてみたら、旧暦の八月十五日にあたる九月二十二日の夜、東京スカイツリーの真上に浮かんだ仲秋の名月の写真があった。また観察日記として九月十一日塔高四百六十一米、十月末か十一月には第二展望台(四百五十米)の組み立てが始まるという。近傍の人達は日々伸びて行くツリーに注目していることである。

地図作成総括責任者養成B講座について

平成22年10月21日(木)から23日(土)に愛媛県松山市において、愛媛県土地家屋調査士会及び愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会のご理解とご協力のもと、地図作成総括責任者養成講座のB講座が開催されました。

本講座は、4月に東京土地家屋調査士会館において開催いたしましたA講座を受講し、かつレポート審査を経た人が全国各地から集まり、実地研修等を中心としたB講座を熱心に聴講されました。

初日は国土交通省土地・水資源局国土調査課の安藤暁史課長補佐から「第6次国土調査事業十箇年計画の概要」と題しまして、本年4月1日に施行され国土調査促進特別措置法及び国土調査法の一部改正についてご講演いただきました。地籍調査の現状及び平成22年5月25日閣議決定された第6次十箇年計画や、この度の改正作業において注目されている国土調査法第10条第2項に規定する国土交通省令で定める要件に該当する法人等について、詳細に解り易くご説明いただきました。

次に「地籍調査のガイダンス」と題して、翌日の現地研修に向けて、全公連の倉富雄志副会長から、愛媛協会が平成21年度E・H工程を受託処理した愛媛県松山市朝生田町の一筆調査フローチャートや積算における各種係数等の考え方等について講演していただきました。

二日目、午前中は受講者が4班に編成され、実務に従事した愛媛協会社員から実際の現地における立会や境界杭設置・境界杭写真撮影管理等の具体的な事例を実地研修し、講師と聴講者が一体となった研修が実施できました。

午後は愛媛協会の三好卓也社員から「データ管理と納品」と題して、地籍フォーマット2000を含む地籍調査業務や法第14条地図作成作業時に発生する膨大なデータを効率的に処理するための具体的な事

例について説明がなされました。

次に「土地家屋調査士と測量業者の連携」と題して、愛媛協会と連携して地籍調査業務を行っている南海測量株式会社第一業務部長の一色修吾様と研修委員会委員とで土地家屋調査士協会と測量業者の連携の問題点等についてパネルディスカッションを開催し議論しました。また、会場からの質疑応答も活発になされました。

最終日は全公連の泉清博理事の進行により、「地図作成作業の合理化の検討」と題して8班に分かれ、ワークショップを実施しました。

ワークショップ形式の研修は全公連として初めて取り入れましたが、全国の地図作成に携わってきた研修参加者だけに様々な提案発表があり有意義な研修最終日でした。

B講座は二泊三日の長期研修でしたが、参加者全員が熱心に聴講し有意義な研修を終えることができました。

参加者は最終レポートを提出し、平成23年3月には初の地図作成総括責任者が誕生する予定であります。

本養成講座は次年度以降も継続し、地図作成全般に係る管理者として多くの地図作成業務において研修成果を存分に発揮して、その役割を果たして活躍していただくことを期待しています。

(地図作成研修実施委員長 柳平幸男)

今後の会議予定

10月24日	関東ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会総会
11月1～2日	ブロック会長会議
11月9日	岩波さんありがとう、感謝の夕べ
11月15日	小宮山泰子未来政策フォーラム
11月17～18日	第1回研修会
11月18日	第5回理事会



松山大学



講演風景



現地視察

岡山会

「第2回 兵庫県青年 土地家屋調査士会との交流会」

岡山支部 東森昭英



『岡山県土地家屋調査士会 月報』第615号

連日の猛暑の中、兵庫青調会の呼びかけにより8月21日神戸市のアステック神戸2階会議室において兵庫青調会との合同勉強会が開催されました。

テーマは「あなたはどっち派!? 土地家屋調査士の行く末」といきなり二者択一を迫られるような刺激的なものです。

また今回は勉強会の様子がWEBカメラを用いてインターネットで中継され、また各自の携帯電話により全国どこからでもアンケートに参加できるという、普段ハイテクとは縁遠い私のような者にとっては戸惑いを感じずにはいられないような形態でした。

会の進行とともに各方面からの様々な反応をリアルタイムで感じることができるのは面白かったです。

定刻の3時になり、半数以上の方が初対面というぎこちない空気の中、勉強会は始まりました。

自己紹介がてら、まず「Q1 地積

測量図が電子化されていくことは、賛成?それとも反対?」につき自由に意見を述べてみよう、議長である兵庫青調会の藤井副会長より提案があり、席の順に立ち上がったの自己紹介が始まりました。

先ほどのぎこちなさは、一通り自己紹介が終わる頃には、あっけなく氷解。やはり同じ実務家同士、土地柄による差はあれど仕事の現場で感じる悩みや疑問については、岡山も兵庫県を始めとした近畿一円も差がないなということを実感できました。

平成17年の大改正より我々の業界も否応なしに電子化の波に吞まれてきたわけですが、そのスローガンだけが目的化されて、本来享受されるべき利便性については?と思うことは多々あると思います。

果たして調査士の業務とデジタルが馴染むものなのか?我々がその都度個々に判断している数値の信用度・誤差といったもの、時系列的なものまでをも含めてきめ細かくデジタル化できるものなのか?本当に検証され尽くしたと言えるでしょうか?

本編の内容につきましては、WEB上で閲覧可能であると思いますので、具体的な内容について

は割愛させていただきます。

勉強会の後は会場を神戸駅近くの居酒屋さんに移して懇親会の開催、懇親会の後は更に参加人数を増やして三宮の焼肉屋さんへとなだれ込みました。

ホテルで一旦チェックインを済ませたため、到着がやや遅れたのですが、私の感覚では真夜中を迎えようとしているというのに、お店のテーブルに並べられた品々を見て啞然。

懇親会で少々飲み食いした後なのに、テーブルの上には、普通に今から夕食会かと見紛うばかりの肉・肉・肉…&ごはん(大盛)。さすが兵庫青調会。

この歓迎ぶりに応えるために半ばやけくそで焼肉に箸を伸ばしたのですが、案外食べられるんじゃない?場の雰囲気は吞まれたと言え、まあその通りなんですが、一晩で3日分くらいの食べ物を胃につめ込んだ感じです。

さて肝心のお話の内容ですが、夜が更けていくに従ってますますヒートアップしていきます。

その内容につきましては体制批判もなんのその、余りにも過激な内容であるため、とても書くことはできませんが、そのどれもが、未来の調査士像を描くための強い





意志を感じさせるものでした。

私自身は午前3時に中座いたしましたが、激論は夜通し続いたようです。

この勉強会を通じて私自身が感じたことを述べさせていただきますと、普段の実務を進める上での現場での悩みは尽きないにしても、そもそもの根本原因である法制度、この国の体制の有り様に常

に疑問を抱くこと、そういった目をひとりひとりの会員が持つことなしに現状は変わらないのではないかとということです。

なぜ分筆登記に隣地の立会い・承諾が必要なのか？本来、分筆登記の法定添付書類は代理権限証書と地積測量図だけではないのか？と思ったことは誰でもあると思います。

それに対して、対処療法的に新たな法による縛りを加えることはできるにしても、根本的な解決とはなり得ないということは想像に難くないと思います。

依頼者である国民の信頼に応えるため、利便性の向上のために、不動産登記法そのもの、更にはこ

の国の行政の構造そのものに対して常に疑問を持ちつつ、よりよいシステムを模索する、そういった心がけを持つよう努めようと思いました。末端の会員ではありますが。

既得権益にしがみつくのではなく、時にはそれらの全てを手放す覚悟で、変えていくべきことは変えていくこと。その勇気を持てるかどうか、調査士制度の存続のキーになるのかも知れない。そんな風にも思いました。

若輩者の私に対して、胸襟を開いて多くの意見、叱咤・激励を下さった皆様、本当にありがとうございました。この場を借りて御礼申し上げます。神戸の夜は暑い…いやとても熱い夜でした。

土地家屋調査士新人研修開催公告

平成 22 年度土地家屋調査士新人研修を下記のとおり開催いたします。

近畿ブロック協議会

—— 記 ——

開催日時

平成 23 年 1 月 22 日(土)
午前 10 時 開始
平成 23 年 1 月 23 日(日)
午後 5 時 終了

開催場所

大阪府大阪市住之江区
南港北 1-7-50
「ホテルコスモスクエア
国際交流センター」
電話 06-6614-8711

申込手続

受付期間
平成 22 年 12 月 1 日(水) ~
平成 23 年 1 月 12 日(水)

申込先

所属する土地家屋調査士会事務局

四国ブロック協議会

—— 記 ——

開催日時

平成 23 年 1 月 21 日(金)
午後 1 時 開始
平成 23 年 1 月 23 日(日)
午後 4 時 終了

開催場所

香川県高松市丸の内 9 番 29 号
「香川県土地家屋調査士会館」
電話 087-821-1836

申込手続

受付期間
平成 22 年 12 月 1 日(水) ~
平成 22 年 12 月 20 日(月)

申込先

所属する土地家屋調査士会事務局

北海道ブロック協議会

—— 記 ——

開催日時

平成 23 年 2 月 3 日(木)
午後 1 時 開始
平成 23 年 2 月 5 日(土)
午後 4 時 終了

開催場所

北海道札幌市中央区南 4 条西
6 丁目 8 番地晴ればれビル 8 階
「札幌土地家屋調査士会」
電話 011-271-4593

申込手続

受付期間
平成 22 年 12 月 1 日(水) ~
平成 22 年 12 月 24 日(金)

申込先

所属する土地家屋調査士会事務局

受講対象者

開催日において登録後1年に満たない土地家屋調査士会会員及び未受講の会員

なお、上記以外にも受講を認める場合がありますので、申込み先までお問い合わせください。



日本土地家屋調査士会 連合会特定認証局

Q1. 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局(以下「日調連認証局」)が発行するICカードをなぜ取得する必要があるの？

Q2. どうすればICカードを取得できるの？

認証局が発行する電子証明書は、ネット等の世界において「土地家屋調査士の職印」に相当するもので、オンライン登記申請や土地家屋調査士が業として作成したデータ(一部署名できないものもあります。)に署名する場合等に使うんだ。

ハカル君

次のページから「電子証明書の取得方法」、「オンライン登記申請の準備方法」及び「電子証明書の再発行方法」など様々な手続の説明をしているので、よく読んで申し込んでね。

トウコさん

特定認証局を自前で構築し、ICカードを全員が所持することは、オンライン申請に対応できる組織としての能力があることを宣言する第一歩だよ！

モグ

【新不動産登記法が要求している3本柱】

新不登法は、以下の3点を土地家屋調査士に問いかけています。

- 1) オンライン申請に対応できる能力を保持しているか？
- 2) 他省庁と共に地図整備やその維持管理に民間人として協力する意思と能力を充足しているか？
- 3) 専門家として蓄積した知識や能力を、紛争の解決に役立てる能力を評価できる仕組みを備えているか？

☆ご注意ください☆

平成22年3月31日までに発行されたICカードは、事務所所在地に変更がある場合、失効されます。事務所所在地の変更は、市町村合併や住居表示変更、建物名変更等についても対象となります。利用者からの失効申請書が提出されない場合、土地家屋調査士名簿が変更され次第、ICカードを失効します。業務に支障が出る場合もございますので、事務所所在地に変更が生じる場合、ご注意ください。

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書利用申込書の配付について

任意の様式に、「日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書配付希望」の旨と以下の項目を記入の上、メール(ca-info@chosashi.or.jp)、FAX (03-3292-0059)又は郵送(〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館 日本土地家屋調査士会連合会 特定認証局 行)にて联合会あてお申出ください。

- 所属会名 ○ 所属支部名 ○ 登録番号(半角) ○ 氏名
○ 事務所所在地(郵便番号も記入) ○ Mail (半角) ○ Tel (半角) ○ Fax (半角)

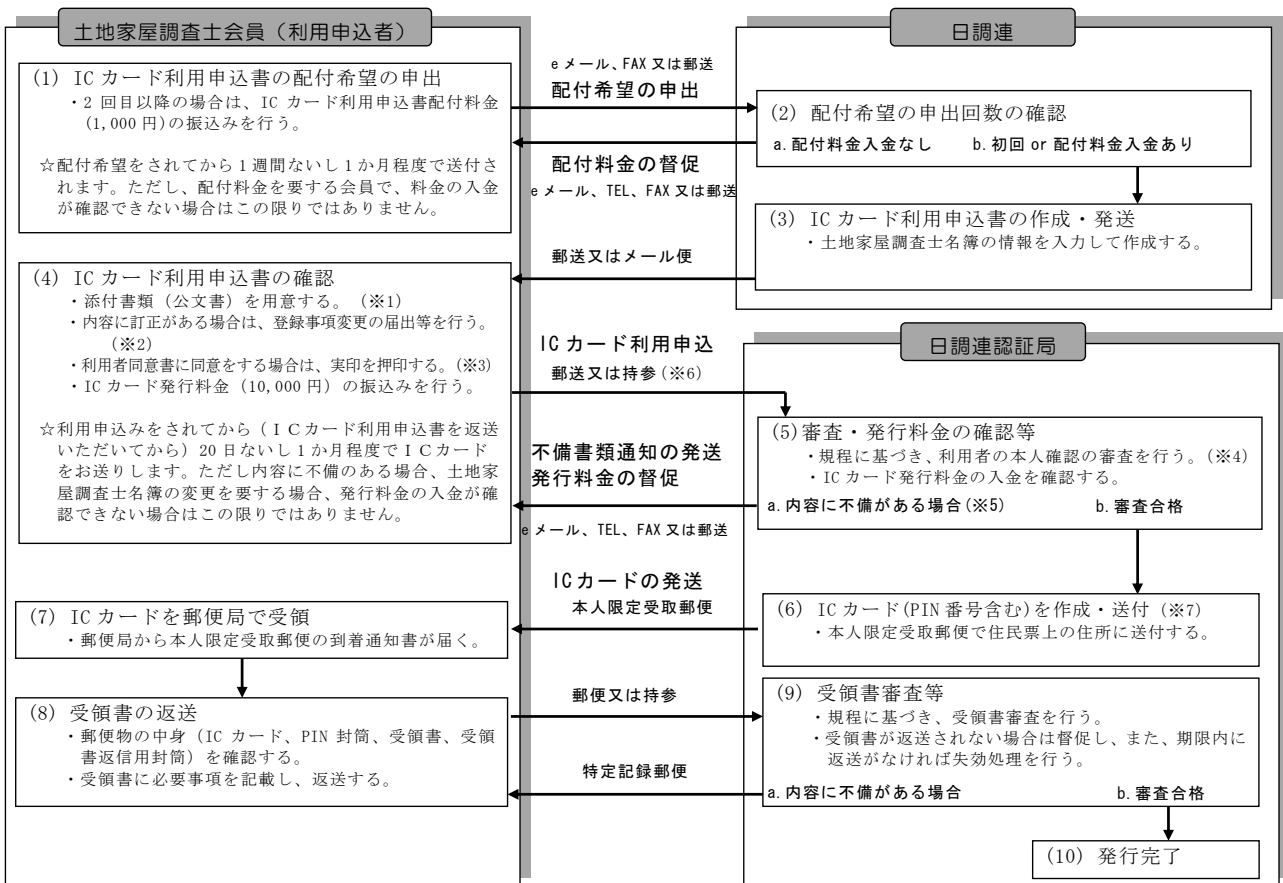
なお、市町村合併により土地家屋調査士名簿の住所・所在地に変更が生じる会員については、速やかに各土地家屋調査士会でとりまとめのうえ、联合会へ事項変更の申請を並行して行っております。よって、当該会員への利用申込書の発送は、同事項変更完了後となりますのでご了承ください。

ICカード利用申込書については、平成22年4月1日の依頼分(平成22年4月1日消印)から、以下のとおりとなります。

初回配付(ICカードの初回発行、再発行及び更新発行における1回目の配付)：無償

2回目以降の配付(上記初回配付申込書の紛失毀損等による再配付)：有償(1,000円)

ICカードを取得するまでの流れ



- (※1) 住民票の写し及び印鑑登録証明書等の添付書類は、利用申込をする際、発行日から1か月以内のものをご用意ください。
(※2) 日調連認証局へ利用申込書を送付する前に不備が発覚した場合は、登録事項変更の手続後、土地家屋調査士会員が利用申込書を訂正し、訂正箇所実印を押印して日調連認証局に送付してください。
(※3) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第6条に規定する重要事項の説明に同意したこととなります。
(※4) 規程に基づいて審査を行っております。審査不合格の場合、又は発行料金の入金が確認できない場合、ICカード発行までに時間がかかる場合がございます。特に、土地家屋調査士名簿の登録事項変更の手続が行われていない場合、土地家屋調査士名簿の登録事項変更後の審査となりますことをご了承願います。
(※5) 日調連認証局へ利用申込書が到着してから不備が発覚した場合は、再度利用申込書を送付する場合があります。
(※6) 土地家屋調査士会員が添付書類不備通知を受信した後に添付書類を郵送する場合の送料は、土地家屋調査士会員のご負担となります。
(※7) ICカードは、本人限定受取郵便で送付します。利用申込者（土地家屋調査士会員）の住民票上の住所に本人限定受取郵便の到着通知書が送付されます。郵便局において、必ずご本人が受領してください。
(※8) 申込が混みあっている場合は通常よりお時間をいただく場合がございます。予めご了承ください。

ICカードの同封物について

ICカードが同封されている封筒は、図①～⑤のような一式となっておりますので、受領後ご確認ください。

①下記②～⑤が入っている封筒

②ICカード

③ICカード及び日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書受領書

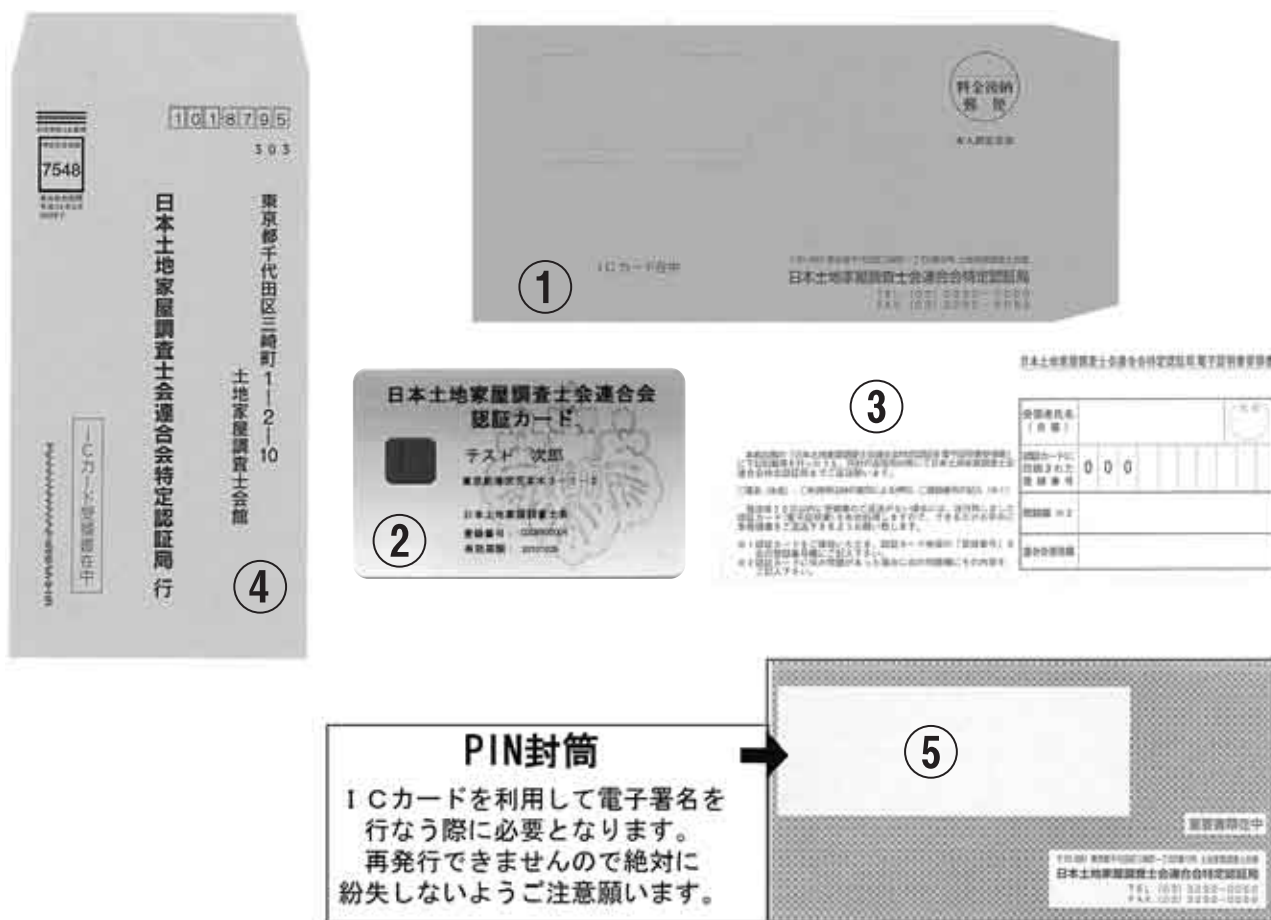
下記【受領書について】をお読みになって、受領書を日調連認証局あて送付願います。

④受領書返送用封筒

⑤PIN封筒

ICカードのPINコード(パスワード)が記載されている封筒です。**PINコードはICカードで署名する際に必要なものですので大切に保管してください。日調連認証局でPINコードの確認・再発行等はできません。また、PINコードを15回以上誤って入力するとICカードが使えなくなりますのでご注意ください。**

(この場合、当該ICカードを失効し、新規にICカードを発行する手続きが必要となります。)



【受領書について】

ICカード受領後、受領書に次のとおり必要事項を記載後、同封の返信用封筒に入れて日調連認証局へ送付してください。ICカードが発送されてから30日以内に受領書のご返送がない場合、ICカードは失効されます。30日以内に受領書のご返送が難しい場合、日調連認証局あて(電話：03-3292-0050)、ご連絡ください。

＜受領書記載要領＞

- ・自署(氏名)(楷書でお願いします。)
- ・印鑑登録証明書で証明される実印の押印
- ・ICカードの券面に記入されている登録番号を記入(最初の000は省略)

※ご記入いただいた内容を訂正する場合、訂正印(実印)が必要となります。

オンライン登記申請を実施するまでの準備について

ICカードを利用してオンライン登記申請を行うために、下記のとおり確認・準備作業をお願いします。

(1) ご利用環境の確認及び利用上の留意事項

初めて法務省オンライン申請システムをご利用になる場合は、法務省ホームページ(<http://shinsei.moj.go.jp/index.html>)を参考に、ご利用環境及び利用上の留意事項をご確認ください。

(2) ICカードR/Wの準備

連合会ホームページ(<http://www.chosashi.or.jp/repository/03ICcard/ICcard.htm>)を参考に、適切なICカードR/Wをご準備ください。

(3) オンライン登記申請に必要な各種ソフト及びドライバ等のインストール・設定

連合会ホームページ(<http://www.chosashi.or.jp/repository/>)「オンライン登記申請マニュアル(準備編)」を参考に、法務省ホームページ(<http://shinsei.moj.go.jp/usage/zyunbi.html>)及び連合会ホームページ「会員の広場」(<http://www.chosashi.or.jp/>)から、ソフト及びドライバをダウンロードして設定してください。

また、連合会ホームページ「会員の広場」に、オンライン申請環境設定ソフト「らくらく」を掲載しております。本ソフトは、オンライン申請環境設定をスムーズに行うことを可能とするものでありますので、ご利用ください。

ICカードの発行に係る案内について(お願い)

平成18年1月からICカードの発行を開始し、平成22年9月末日現在で16,073枚のICカードを全国の会員へ発行しているところであります。

ICカードの発行については、下記「発行に係る費用及び支払い方法について」のとおり費用負担をいただくこととしておりますので、よろしくお願いします。(日調連認証局HP(http://www.chosashi.or.jp/repository/n_kisoku.pdf)に掲載の「日調連特定認証局規則」を参照)。

発行に係る費用及び支払い方法について

1 振込金額(証明書1枚当たり)

10,000円(税込)

※振込手数料は利用申込者のご負担をお願いします。

※市町村合併等による失効後の2回目以降の発行につきましては、この限りではありません。

2 振込先等の情報

・金融機関名 : みずほ銀行
・支店名 : 九段支店
・振込先名義 : 日本土地家屋調査士会連合会
会長 松岡直武

・口座 : 普通
・口座番号 : 1349384
・振込者名 : 会番号2桁+登録番号5桁
(例: 東京会の1番の場合、0100001)
なお、会番号は、別添「会番号一覧表」を参照

3 振込後の手続

振込依頼書または領収書等の控のコピーを利用申込書の送付時に同封する。

【会番号一覧表】

会名	会番号	会名	会番号	会名	会番号
東京	01	愛知	18	宮崎	35
神奈川	02	三重	19	沖縄	36
埼玉	03	岐阜	20	宮城	37
千葉	04	福井	21	福島	38
茨城	05	石川	22	山形	39
栃木	06	富山	23	岩手	40
群馬	07	広島	24	秋田	41
静岡	08	山口	25	青森	42
山梨	09	岡山	26	札幌	43
長野	10	鳥取	27	函館	44
新潟	11	島根	28	旭川	45
大阪	12	福岡	29	釧路	46
京都	13	佐賀	30	香川	47
兵庫	14	長崎	31	徳島	48
奈良	15	大分	32	高知	49
滋賀	16	熊本	33	愛媛	50
和歌山	17	鹿児島	34		